【公開版】

M O X 燃料加工施設における 新規制基準に対する適合性

安全審查 整理資料

第5条:火災等による損傷の防止

目 次

- 1章 基準適合性
 - 1. 基本事項
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 要求事項に対する適合性
 - 1.3 規則への適合性
 - 2. 火災防護にかかる設計方針
 - 2. 1 火災及び爆発に対する安全設計
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 基本事項

1.1 要求事項の整理

核燃料物質の火災等による損傷の防止について,「加工施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」(以下,「事業許可基準規則」という。)とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針(以下,「MOX指針」という。)の比較並びに当該指針を踏まえた,これまでの許認可実績により,事業許可基準規則第五条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第1表)

第1表 事業許可基準規則第五条とMOX指針 比較表 (1/4)

事業許可基準規則 第五条 (火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	指針15.火災・爆発に対する考慮 2.MOX燃料加工施設において可燃性の物質を使用する設備・機器は、火災・爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えいの防止対策、混入防止対策等適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切な熱及び化学的制限値が設けられていること。	追加要求事項
(解釈) 1 第5条については、設計基準において想定される 火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれ ないようにするため、安全機能を有する施設に対し て必要な機能(火災又は爆発の発生防止、感知及び 消火並びに火災による影響の軽減)を有することを 求めている。	3. 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災による影響の緩和のために適切な対策が講じられる設計であること。	前記のとおり
(解釈) 2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するもの」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。		

第1表 事業許可基準規則第五条とMOX指針 比較表 (2/4)

事業許可基準規則		
第五条(火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造	指針15.火災・爆発に対する考慮	変更なし
又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じ	1. MOX燃料加工施設の建家は、建築基準法等関係法	
て防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたも	令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたもので	
のであること。	あること。また、安全上重要な施設は、可能な限り不	
	燃性材料又は難燃性材料を使用する設計であること。	
	(MOX指針 解説)	
	指針15、火災・爆発に対する考慮	
	1. 「不燃性」とは、火災により延焼しない性質をい	
	j.	
	2. 「難燃性」とは、火災により著しい燃焼をせず、ま	
	た、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない	
	性質を言う。	
二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設	指針15、火災・爆発に対する考慮	追加要求事項
備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する	1. MOX燃料加工施設の建家は、建築基準法等関係法	
設計とすること。	令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたもので	
	あること。また、安全上重要な施設は、可能な限り不	
	燃性材料又は難燃性材料を使用する設計であること。	
	(MOX指針 解説)	
	指針15.火災・爆発に対する考慮	
	1. 「不燃性」とは、火災により延焼しない性質をい	
	j.	
	2. 「難燃性」とは、火災により著しい燃焼をせず、ま	
	た、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない	
	性質を言う。	
三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の	指針15.火災・爆発に対する考慮	変更なし
物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生	2. MOX燃料加工施設において可燃性の物質を使用す	
を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対	る設備・機器は、火災・爆発の発生を防止するため、	
策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気	発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏	
の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計で	えいの防止対策、混入防止対策等適切な対策が講じら	
あるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制	れる設計であるとともに、適切な熱及び化学的制限値	
限値を超えることのない設計であること。	が設けられていること。	

第1表 事業許可基準規則第五条とMOX指針 比較表 (3/4)

事業許可基準規則 第五条(火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。	指針15. 火災・爆発に対する考慮 3. 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災による影響の緩和のために適切な対策が講じられる設計であること。	変更なし
五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉 じ込め等の機能を適切に維持できること。	指針15.火災・爆発に対する考慮 4.火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能が 適切に維持できる設計であること。	追加要求事項
六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、 火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損な われることがあっても、加工施設全体としては、公 衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な 臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されることをい う。	(解説) 指針15.火災・爆発に対する考慮 3.「火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能 が適切に維持できる」とは、火災・爆発の想定時にお いて換気設備等の一部について、その機能が損なわれ ることがあっても、MOX燃料加工施設全体としてみ たときには、一般公衆に対し過度の放射線被ばくを及 ぼさないように、十分な閉じ込めの機能が確保されて	追加要求事項

第1表 事業許可基準規則第五条とMOX指針 比較表 (4/4)

事業許可基準規則 第五条 (火災等による損傷の防止)	MOX指針	備考
2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。	※記載無し	追加要求事項
(解釈) 3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の機能を損なわないもの(消火設備の誤動作によって核燃料物質が浸水したとしても、当該施設の臨界防止機能を損なわないこと等。)であること。	※ 記 載 無 し	追加要求事項

- 1.2 要求事項に対する適合性
- 1.2.1 火災及び爆発の防止に関する構造
 - (1) 火災及び爆発による損傷を防止するための設計に関する基本的な考え方

MOX燃料加工施設は、火災又は爆発により安全性 を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。

MOX燃料加工施設において,火災防護対策を行う対象としては,安全評価上その機能を期待する設備・機器を漏れなく抽出する観点から,施設の安全上重要な施設を抽出し,火災又は爆発により,臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講じる設計とする。安全上重要な施設を設置する区域に対し火災区域及び火災区画に設定したうえで,火災発生防止,火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じることにより,安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。

さらに、爆発の発生のおそれがある設備・機器に対して、爆発の発生防止<u>及び</u>爆発の影響軽減を考慮した 火災防護対策を講じる設計とする。

影響軽減の考慮にあたっては、火災及び爆発の発生を想定し、MOX燃料加工施設の設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、施設全体としては、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼさないために必要な臨界防止及び閉じ込め等の機能を確保する設計とする。

上記の対策における基本思想としては、各設備に要

求される技術的な基準を規定している国内法令に基づき火災防護設計を講じることで、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(NFPA801: Standard for Fire Protection for Facilities Handling Radioactive Materials 2014 Edition)(以下,「NFPA801」という。)の要求に対しても適合する設計とする。

なお、NFPA801で要求がなくても、弊社再処理施設に て実施する火災防護対策については、さらなる安全性の 向上の観点から、MOX燃料加工施設の特徴を考慮して 取り入れることとする。

設計思想として,NFPA801を参考に行う対策を以下に示す。

- ① 火災防護計画にかかる事項
- ② 火災ハザード解析にかかる事項
- ③ 火災防護上の区域設定にかかる事項
- ④ 火災の感知にかかる事項
- ⑤ 火災の消火にかかる事項
- ⑥ 火災の影響軽減(延焼防止)にかかる事項

【補足説明資料1-1】

- (2) 火災及び爆発による損傷を防止するための具体的な設計方針
 - ① 基本事項
 - a. 火災防護上の区域設定 安全上重要な施設を収納する燃料加工建屋に, 耐

火壁によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は,「b. 安全上重要な施設」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。

燃料加工建屋内のうち、火災の影響軽減対策が必要な安全上重要な施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁,貫通部シール,防火扉,延焼防止ダンパ等)により、隣接する他の火災区域及び火災区画と分離する。

火災区画は,燃料加工建屋内で設定した火災区域 に対して,建築基準法に基づく防火区画及び小区画 を考慮して設定する。

b. 安全上重要な施設

安全機能を有する施設のうち,安全上重要な施設は, その機能の喪失により公衆又は従事者に過度の放射 線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ,火災の 発生防止,火災の<u>早期</u>感知及び消火並びに火災の影響 軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる<u>設</u> 計とする。

c. 安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設 安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設は, 消防法及び建築基準法に基づき設備・機器に応じた 火災防護対策を講じる設計とする。

d. 火災影響評価対象設備

MOX燃料加工施設において火災が発生した場合に,施設全体として,公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさないようにするために必要な設備である安全上重要な施設を火災影響評価対象設備として選定する。

e. 火災防護計画

MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を 実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護 計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、 責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、 教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な 手順等について定めるとともに、MOX燃料加工施 設を火災から防護するため、火災の発生防止、火災 の早期感知及び消火並びに、火災の影響軽減の3つ の深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと について定める。

② 火災の発生防止

【補足説明資料1-2】

a. MOX燃料加工施設内における火災の発生防止 MOX燃料加工施設の火災発生防止については, 発火性物質又は引火性物質を内包する設備,少量の 有機溶媒等可燃性物質を使用する分析設備及び放出 管理分析設備並びにこれらの設備を設置する火災区 域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講ずる とともに、発火源への対策、水素に対する換気及び 漏えい検出対策、並びに電気系統の過電流による加 熱及び損傷の防止対策等を講ずる設計とする。

なお、<u>除染作業にアルコールを使用するが、濃度を薄めた状態で使用する</u>ことから、火災は発生しない。

b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用

MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料を使用する設計とする。

安全上重要な施設の安全機能を損なわないために 必要な箇所には,不燃性<u>材料</u>又は難燃性材料を使用す る設計とし,不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術 上困難な場合は,不燃性材料又は難燃性材料と同等以 上の性能を有するもの(以下,「代替材料」という。) を使用する設計とする。

また,代替材料の使用が技術上困難な場合は,当該 安全上重要な施設における火災に起因して,他の安全 上重要な施設において火災が発生することを防止す るための措置を講ずる設計とする。

c. 落雷, 地震等の自然現象による火災の発生防止 <u>MOX燃料加工</u>施設において, 設計上の考慮を必 要とする自然現象は, 地震, 津波, 落雷, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 火山の影響, 生物学 的事象,森林火災及び塩害である。

これらの自然現象のうち, MOX燃料加工施設で 火災を発生させるおそれのある落雷及び地震につい て,これらの現象によって火災が発生しないように, 以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。

落雷による火災の発生を防止するため,避雷設備を設置する設計とする。

燃料加工建屋は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災の発生を防止する設計とする。

③ 火災の感知,消火

火災の感知及び消火については,安全上重要な施設 を火災から防護するために,早期の火災感知及び消火を 行う設備を設置する設計とする。

a. 火災感知を行う設備

火災感知のために使用する感知器は、環境条件や 火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を 発する異なる種類の感知器を組み合わせて設置する 設計とする。火災感知を行う設備において、設計基 準事故時に機能を期待するものは、外部電源喪失時 においても火災の<u>早期</u>感知が可能なように電源確保 を行い、中央監視室で常時監視できる設計とする。

【補足説明資料1-3】

b. 消火を行う設備

MOX燃料加工施設の安全上重要な施設を設置する火災区域又は火災区画では、消火の対象となる施設の特徴や重要度及び消火活動の困難さに応じて、消火を行う設備の種類を選定して消火を行う設計とする。これにより、火災感知を行う設備及び消火を行う設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火を行う設備が作動した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。

固定式の消火設備のうち、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は、作動前に作業員の退出ができるよう、警報を発する設計とする。

また, MOX燃料加工施設の安全上重要な施設が 系統間で分離して設置されている火災区域又は火災 区画の消火に用いる消火設備は,選択弁等の動的機 器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備え た設備とする。

消火用水供給系は,2時間の最大放水量を確保し,工業用水設備と共用する場合は,隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とする。また,屋内及び屋外の消火範囲を考慮し,消火栓を配置する設計とする。

消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応 じた十分な容量を配備し、管理区域で放出された場 合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。

消火を行う設備は,火災の火炎等による直接的な

影響,流出流体等による二次的影響を受けず,安全機能を有する構築物,設備・機器に悪影響を及ぼさないように設置し,外部電源喪失時の電源確保を図るとともに,中央監視室に故障警報を発する設計とする。また,延焼防止ダンパを設け,煙の二次的影響が安全機能を有する構築物,設備・機器に悪影響を及ぼさない設計とする。

なお,消火を行う設備を設置した場所への移動及 び操作を行うため,蓄電池を内蔵する照明器具を設 置する設計とする。

【補足説明資料1-4】

④ 火災の影響軽減

火災の影響軽減については,安全機能の重要度に応じ, 火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又 は火災区画における火災による影響を軽減するため,以 下の対策を講じる設計とする。

MOX燃料加工施設の安全上重要な施設が設置される火災区域は,他の火災区域と隣接する場合,又は火災区域の隣室において可燃物があり火災区域に設定する室の可燃物に燃え移ることにより火災が伝播するおそれがある場合は,3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火シール,防火扉,防火シャッタ及び延焼防止ダンパを含む耐火壁(以下,「耐火壁」という。),天井,床によって他の区域と分離する。

これに加えて,火災区域と他の火災区域との境界以外

においても多重化された安全上重要な施設の安全機能に対する火災の影響を軽減する観点から必要となる耐火壁については,3時間以上の耐火能力を有する設計とする。

なお,再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物 貯蔵建屋と接続する貯蔵容器搬送用洞道の境界に設置 する扉はMOX燃料加工施設の火災区域境界ではない が,ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容 器搬送用洞道を接続する際にウラン・プルトニウム混合 酸化物貯蔵建屋の火災区域境界となることから,3時間 以上の耐火性能を有する設計とする。

【補足説明資料1-5-1】

⑤ 火災ハザード解析

設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災によって、施設全体としては、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼさないよう、安全上重要な施設の機能を維持できることを、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下、「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考に、火災ハザード解析にて確認する。

なお、「(1)③ a. 火災感知設備」において、防護対象が火災区画内外の火災により相互影響を受けないとしたものについても、火災ハザード解析により確認する。

⑥ 爆発の発生防止

MOX燃料加工施設では、爆発下限値以上の水素・アルゴン混合ガスを焼結炉等の炉内で取り扱うことから、爆発の発生を防止するため、温度制御による過度な温度上昇の防止、酸素の混入の防止及び焼結炉等の炉外への水素・アルゴン混合ガスの漏えい防止対策を講ずる設計とする。

また, 焼結炉等の炉内を通過した排ガスも, 水素を含んでいることから, 排ガスの排気経路において希釈を行い, 水素濃度を低下させる設計とする。

【補足説明資料1-7】

⑦ 爆発の影響軽減

MOX燃料加工施設では、爆発のうち、衝撃波を生ずる爆ごうが生じないよう、水素・アルゴン混合ガスを爆ごうに至らない濃度で燃料加工建屋に受け入れる設計とする。

また、焼結炉等は、受け入れた水素・アルゴン混合ガスに空気が混入し、爆発が発生した場合の爆発圧力によって、炉殻が損傷しない設計とすることで、閉じ込め機能を維持できる設計とする。

さらに,万一爆発が発生した場合に備え,焼結炉等の 炉内の圧力異常を検知できる圧力検知器を設置する。爆 発発生時は,当該検知器の検知に連動して,焼結炉等を 設置する室の境界を構成するダクトに設置するダンパを閉止するとともに、送排風機を手動停止することで、 爆発発生後に核燃料物質が燃料加工建屋外に放出する ことを防止する。

【補足説明資料1-8】

1.3 規則への適合性

事業許可基準規則第五条では、安全機能を有する施設に 関する火災による損傷の防止について、以下が要求されて いる。

(火災等による損傷の防止)

- 第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。
- 2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限 る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合に おいても安全上重要な施設の安全機能を損なわない ものでなければならない。

また,事業許可基準規則第五条の解釈には,以下が要求 されている。 第5条(火災等による損傷の防止)

- 1 第5条については、設計基準において想定される 火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわ れないようにするため、安全機能を有する施設に 対して必要な機能(火災又は爆発の発生防止、感 知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有す ることを求めている。
- 2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応にあたっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。
 - 一建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたものであること。
 - 二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。
 - 三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性 の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発 の発生を防止するため、発火及び異常な温度上

昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい 防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策 が講じられる設計であるとともに、適切に設定 された熱的及び化学的制限値を超えることの無 い設計であること。

- 四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備および消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。
- 五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、 閉じ込め等の機能を適切に維持できること。
- 六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保される事をいう。
- 3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動または誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動または誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の機能を損なわないもの(消火設備の誤動作によって核燃料物質が浸水したとしても、当該施設の臨界防止機能を損なわないこと等。)であること。

上記要求をうけ、MOX燃料加工施設は、以下のとおり 事業許可基準規則及びその解釈に適合させる設計とする。

- 1. 3. 1 適合のための設計方針
- 1.3.1.1 規則第1項(解釈第1項及び第2項) について

火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の対策を講ずる。具体的な設計に当たっては、各設備に要求される技術的な基準を規定している国内法令に基づき火災防護設計を講じることで、NFPA801の要求に対しても適合する設計とする。

- (1) 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又 は不燃性材料で造られたものとし、必要に応じて防火 壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とす る。
- (2) 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の閉じ込め機能を有する設備・機器については,不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (3) 少量の有機溶媒等可燃性の物質を使用する分析設備 及び放出管理分析設備並びに水素ガス等爆発性の物質 を使用する焼結炉等は、火災及び爆発の発生を防止す るため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性

又は爆発性の物質の漏えい防止対策,空気の混入防止 対策等の適切な対策を講ずる。さらに,高温で焼結処 理を行う焼結炉等は,適切に設定された熱的制限値を 超えることのない設計とする。

なお, MOX燃料加工施設の分析設備及び放出管理 分析設備では, 熱源を使用する状態において有機溶媒 等可燃性の物質を使用することはないことから, 化学 的制限値の設定が必要な設備・機器はない。

なお,<u>除染作業にアルコールを使用するが,濃度を</u> 薄めた状態で使用することから,火災は発生しない。

- (4) 火災の拡大を防止するために、適切な感知、警報設備及び消火を行う設備を設けるとともに、火災及び爆発による影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とする。
- (5) 火災又は爆発の発生により設備・機器の一部の機能 が損なわれることがあっても、MOX燃料加工施設全 体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさ ないよう、臨界防止、閉じ込め等の機能を維持する設 計とする。
- (6) MOX燃料加工施設のうち、安全上重要な施設は、 その機能の喪失により公衆又は従事者に過度の放射線 被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、施設の重 要度に応じて機能を確保する観点から、燃料加工建屋

の安全上重要な施設の機能を有する設備・機器を設置 する区域に対し、火災防護上の区域として火災区域及 び火災区画を設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の<u>早期</u>感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

(<u>7</u>) 各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策の妥当性について、NFPA801を参考に火災ハザード解析として評価し、安全上重要な施設へ火災による影響を及ぼすおそれが無いことを確認する。

具体的な評価手法として,内部火災影響評価ガイドを参考とする。

- (8) 上記に加え、MOX燃料加工施設を対象とした火災 防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。
- 1.3.1.2 規則第2項(解釈第3項)について 消火設備の破損,誤作動又は誤操作が発生した場合に おいても安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう 以下の設計とする。

なお、火災発生を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が<u>起きたことにより消火設備が作動した</u>場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわないものと

する。

- (1) 安全上重要な施設のうち、盤類を設置する火災区域 に対しては、消火剤として水を使用せず、電気絶縁性 が高いガス系の消火剤を使用する設計とする。
- (2) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する 火災に対しては、消火活動により臨界が発生しないよ う、消火剤として水を使用せず、ガス系又は粉末系の 消火剤を使用する設計とする。また、消火剤放出によ るグローブボックス内の圧力上昇により、グローブボ ックスの閉じ込め機能を損なわないよう、消火剤放出 時には、消火剤放出量、グローブボックス排気量及び グローブボックスの給気量を考慮する設計とする。

さらに、安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、消火ガス放出によるグローブボックス内との圧力差により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわないよう、消火剤放出時には、グローブボックス排気設備を介して避圧が可能な設計とする。

(3) 非常用発電機は、非常用発電機室内へ放出する二酸 化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を 引き起こさないように、外気より給気を行う設計とす る。

以下では、MOX燃料加工施設の安全上重要な施設を設

置する火災区域及び火災区画に対して講じる火災防護対策が、国内の一般的な法令に基づき対応するとともに、NFPA801の要求を参考とした上で、国内の法令で読み取れない要求がある場合は、施設の特徴を考慮した対応を講じていることを示す。

- 2. 火災防護にかかる設計方針
- 2. 1 火災及び爆発に対する安全設計
- 2.1.1 火災及び爆発による損傷を防止するための設計に関する基本的な考え方
 - (1) 火災防護におけるMOX燃料加工施設の特徴 MOX燃料加工施設のMOX粉末を取り扱う工程に おいては,火災及び爆発に対して,以下の特徴を考慮し て安全設計を行う。
 - ① MOX粉末又はグリーンペレットを取り扱うグローブボックス, 乾燥後のペレットを取り扱うグローブボックス及び分析設備を収納する一部のグローブボックス内は, 核燃料物質を収納した状態で火災が発生しないよう窒素ガス雰囲気で運転を行う。
 - ② 焼結炉等では、爆ごうに至らない水素・アルゴン混合ガス(水素濃度 9 vo1%以下)を取り扱う。空気及び水素・アルゴン混合ガスの混合状態における爆ごうの発生の可能性の概要を添 5 第 28 図に示す。
 - (2) 火災防護にかかる基本事項

MOX燃料加工施設は、消防法及び建築基準法並びに その関係法令に準拠する設計とする。さらに、想定され る火災及び爆発の発生により、臨界防止及び閉じ込め等 の安全機能が損なわれないよう、MOX燃料加工施設が 有する安全機能の重要度に応じて防護設計を講ずる設 計とするとともに、火災発生時の手順の整備を行うために火災防護計画を制定し運用することにより、MOX燃料加工施設の安全機能を損なわないよう火災防護対策を講ずる。

MOX燃料加工施設は,臨界防止及び閉じ込め等の安全機能の喪失により公衆又は従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ,安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から,以下の火災防護対策を講じ,安全機能を損なわない設計とする。

- ① NFPA801では、火災防護上の区域を設定することを要求されていることを踏まえ、安全機能の重要度を考慮して火災区域及び火災区画を設定し、必要な火災防護対策を講ずる。火災区域及び火災区画図を添5第30図に示す。
 - a. 火災区域のうち, 火災及び爆発の発生に伴う機能の 喪失により公衆又は従事者に過度の放射線被ばくを 及ぼすおそれがあるものを設置する室に火災防護設 備を設置する。

火災防護設備は、深層防護の考え方に基づき、火災を<u>早期</u>感知するための設備及び火災を消火するための設備並びに火災による影響を軽減するための設備で構成する。さらに、基準地震動による地震力又は設計基準における単一の故障に対しても設計基準事故に至らないような信頼性を有する設計とする。

また,安全上重要な施設である火災防護設備は,適 切な保全により安全機能の維持を行う。

- b. 火災区画は,消防法及び建築基準法並びにその関係 法令に準拠する設計とする。
- (3) 火災防護設計にかかる基本方針
 - MOX燃料加工施設は、消防法及び建築基準法並びにその関係法令に準拠する設計に加えて、深層防護の考え方に基づき火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備及び消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものについては、以下に掲げる火災防護対策を講ずる設計とする。
 - ① 建物は,建築基準法等関係法令で定める耐火構造及び 不燃性材料で造られたものとし,必要に応じて防火壁の 設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。
 - ② 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器の主要な構造材は,不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
 - ③ 少量の有機溶媒等の可燃性物質を使用する分析設備 及び放出管理分析設備並びに水素ガス等爆発性の物質 を使用する焼結炉等は,火災及び爆発の発生を防止する

ため,発火及び異常な温度上昇の防止対策,可燃性又は 爆発性の物質の漏えい防止対策,空気の混入防止対策等 の適切な対策を講ずる。さらに,高温で焼結処理を行う 焼結炉等は,適切に設定された熱的制限値を超えること のない設計とする。

MOX燃料加工施設の分析設備及び放出管理分析設備では,熱源を使用する状態において有機溶媒等可燃性の物質を使用することはないことから,化学的制限値の設定が必要な設備・機器はない。

④ 火災の拡大を防止するために,適切な感知,警報設備 及び消火を行う設備を設けるとともに,火災及び爆発に よる影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とす る。

消火を行う設備は,単一事象として破損,誤作動又は 誤操作が起きた場合の他,火災発生を感知する設備の 単一事象として破損,誤作動又は誤操作が起きたこと により消火を行う設備が作動した場合においても,安 全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。 非密封で核燃料物質を取り扱う室の消火を行う設備は, 臨界安全を確保する観点から,消火剤に水を使用しない 設計とする。

また、核燃料物質の取扱制限値の設定においては、臨界防止機能を維持できるよう、消火水を考慮し、裕度を 見込んだ雰囲気中水密度を設定する。 ⑤ 火災又は爆発の発生により設備・機器の一部の機能が 損なわれることがあっても, MOX燃料加工施設全体と しては,公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさないた め, 臨界防止, 閉じ込め等の機能を確保する設計とする。

上記の対策における基本思想としては, 各設備に要求される技術的な基準を規定している国内法令に基づき火災防護設計を講じることで, NFPA801 の要求に対しても適合する設計とする。

なお、NFPA801で要求がなくても、弊社再処理施設に て実施する火災防護対策については、さらなる安全性の 向上の観点から、MOX燃料加工施設の特徴を考慮して 取り入れることとする。

⑥ 上記①から⑤の設計における基本思想としては、<u>各</u>設備に要求される技術的な基準を規定している国内法 令に基づき火災防護設計を講じることで,NFPA801の要 求に対しても適合する設計とする。

なお、NFPA801の要求事項の全体像は、火災の発生防止、感知及び消火並びに影響の軽減という深層防護の考え方を示しており、具体的には次のとおりである。

- a. 第1章では NFPA801 の適用範囲が述べられている。
- b. 第2章では引用する関連規格及び参考資料が述べられている。
- c. 第3章では用語の定義が述べられている。
- d. 第4章では火災防護プログラム及び火災ハザード

解析の実施にかかる要求事項が述べられている。

- e. 第5章では<u>放射性物質を取り扱う</u>施設全体にかかる設計要求事項が述べられている。
- f. 第6章では火災防護における消火を行う設備及び 火災の感知を行う設備にかかる設計要求事項が述べ られている。
- g. 第7章では原子力施設特有の災害を考慮した火災 防護設計にかかる要求事項が述べられている。
- h. 第8章では廃止措置時における火災防護対応にか かる要求事項が述べられている。

NFPA801では、d.からg.にて、設計段階における 火災防護要求が示されていることを踏まえ、NFPA801 を参考とするにあたり、考慮する事項を以下に掲げる ものとする。なお、NFPA801で要求がなくても、弊社再 処理施設にて実施する火災防護対策については、さらな る安全性の向上の観点から、MOX燃料加工施設の特徴 を考慮して取り入れることとする。

- ・火災防護計画にかかる事項
- ・火災ハザード解析にかかる事項
- ・火災防護上の区域設定にかかる事項
- ・火災の感知にかかる事項
- ・火災の消火にかかる事項
- ・火災の影響軽減(延焼防止)にかかる事項

2.1.2 火災及び爆発の発生防止

MOX燃料加工施設は,安全機能の喪失により公衆又は 従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすことを防止する観 点から,安全上重要な施設の安全機能が損なわれないよう, 発生し得る事象を想定するとともに,MOX燃料加工施設 の特徴を踏まえた上で事象を分類し,その分類のもとに火 災及び爆発の発生を防止する設計とする。

また,分類された事象のうち,安全上重要な施設のグローブボックスに火災影響を及ぼすおそれがある(以下,「火災源となり得る」という。)ものには,より重点的な対策を講ずる設計とする。

MOX燃料加工施設全体の安全性に影響を及ぼすような火災につながる異常を早期に発見できるよう,日常の巡視点検及び監視を行う。

(1) 想定する事象

MOX燃料加工施設において,施設の特徴を考慮し想 定する事象を,以下のとおり分類する。

- ① 燃料油,絶縁油,火災源となり得る潤滑油等の油類, MOX粉末を取り扱うグローブボックス内外における 可燃性物質,ケーブル,機器,電気盤等の火災(以下, 「燃料加工建屋内火災」という。)
 - ② 焼結炉等での水素爆発
- (2) 燃料加工建屋内火災の発生防止対策 燃料加工建屋内火災を想定した火災発生防止対策は, 以下の①~③のとおり。

- ① 燃料油,絶縁油,火災源となり得る潤滑油等の油類への考慮
 - a.油類は,容器等からの漏えい防止,漏えいした場合の拡大防止,換気,消防法に準拠した貯蔵等の対策の組合せにより火災発生防止対策を講ずる設計とする。 具体的な対策は以下の(a)~(c)のとおり。
 - (a) 油類を内包する設備については,接続部を溶接又は継手とすることで漏えいを防止する設計とする。 万一,これらの設備から油類が漏えいした場合の漏えいの拡大を防止及び火災が発生することを想定した場合に消火を有効に機能させるため,吸着剤を入れたオイルパンを設置する。

非常用発電機の燃料油を貯留する槽及び送液を 行う配管は、消防法に基づき、燃料油が漏えいしに くい構造とする。

駆動装置用の油圧作動油は,封入する設計とする。

- (b) 油類を内包する設備の火災は、火災の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないように、耐火壁、隔壁及び離隔距離による配置上の考慮を行う設計とする。
- (c) 排風機は,油類を内包する設備を設置する室を換 気できる設計とする。

- b. 建物内に設置する変圧器及び遮断器は,可燃性物質 である絶縁油を内包していない乾式を使用する設計 とする。
- ② MOX粉末を取り扱うグローブボックス内外における可燃性物質、ケーブル、機器、電気盤への考慮
 - a. 閉じ込め部材であるグローブボックスのパネルには 難燃性材料を使用する設計とする。
 - b. グローブボックス外で取り扱うMOX粉末は, 周囲で火災が発生しても容易に影響を受けないよう, 不燃性材料の容器に封入する設計とする。
 - c. 中性子線の遮蔽材には、水素原子を多く含む材料が 適しているため、MOX燃料加工施設の一部では、遮 蔽性能の高いポリエチレンを用いる設計とする。ポリ エチレンを設置する場合は、不燃性材料で覆う設計と する。

また、ガンマ線の遮蔽材には、遮蔽性能の高い鉛、 鉄等を用いる設計とするが、MOX燃料加工施設で は、視認性及び強度の観点から可燃性材料である含鉛 メタクリル樹脂を用いる。

ただし,管理区域内において含鉛メタクリル樹脂を 設置する場合には,不燃性材料又は難燃性材料で覆う 設計とする。

- d.燃料棒の端栓を溶接する設備は,主要な構造材を不燃性材料とする。
- e.火災源となり得る機器及び電気盤並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生を防止するため、金属材料であるステンレス鋼及び炭素鋼、コンクリート等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- f. 建物内装材は,建築基準法に基づく不燃性材料若しくは試験により不燃性を確認した材料,又は消防法に基づく防炎物品若しくは試験により防炎性を確認した材料を使用する設計とする。
- g. 安全上重要な施設は,不燃性材料若しくは難燃性材料を使用する設計とする。

<u>ただし</u>, それらの材料の使用が技術上困難な場合においては, 当該安全上重要な施設における火災に起因して, 他の安全上重要な施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。

具体的には,以下の対策を講ずる。

(a) 安全上重要な施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料、コンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

- (b) 安全上重要な施設で用いる換気設備の高性能エアフィルタの主要な構造材は,ガラス繊維等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (c) 安全上重要な施設に使用するケーブルは,実証試験により延焼性(米国電気電子学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験相当)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080
 VW-1 UL垂直燃焼試験相当)を確認した難燃性ケーブルを使用する設計とする。

ただし,製造者により性能が確認された機器に付属する機器付ケーブル及び一部の計装用ケーブルは,性能確保のために専用ケーブルを使用する必要があり,難燃性ケーブルが使用できない。したがって,専用ケーブルについては,火災影響を受けにくくするよう,電線管,金属筐体等の不燃性材料又は難燃性材料で覆うことで当該ケーブルの火災に起因して,他の設備・機器で火災が発生することを防止する設計とする。

- h. MOX燃料加工施設で使用する可燃物の保管は,火 災防護計画に定めて管理する。具体的には,以下の (a)~(c)のとおり。
- (a) 管理区域及びグローブボックス内に持ち込む除 染作業用のアルコール,ウエス等の可燃性物質は,

必要最小限とする。ただし、設備の運転のためにグローブボックス内に可燃性物質を保管する必要がある場合は、金属製の容器等に収納する。

- (b) 火災源となり得る可燃物及び雑固体については, 不燃性材料の容器に収納する等の火災発生防止対 策を講ずる。
- (c) 再利用しない油類のうち, 固型化しないものについては, ドラム缶又は金属製容器に封入し, 油類廃棄物として保管廃棄する。
- i.電気を供給する設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知するとともに、速やかに、かつ、自動的に過電流遮断器等により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。また、漏電により着火源とならないよう接地する設計とする。
- j. グローブボックス内に電気炉を設ける場合は,装置 表面の温度を低く保つ設計とする。
- k. 燃料棒の端栓を溶接する設備は,装置内雰囲気を不 活性であるヘリウムガスに置換した後に溶接を行う ことにより,火花が飛散することがない構造とする。

③ その他の考慮

a. MOX粉末又はグリーンペレットを取り扱うグローブボックス, 乾燥後のペレットを取り扱うグローブボックス及び分析設備を収納する一部のグローブボックス内は, 窒素雰囲気で運転を行うことで, 火災の発生防止に期待ができる設計とする。

仮に窒素雰囲気が喪失した場合においても、直ちにMOX燃料加工施設の安全性に影響を及ぼすおそれはない。ただし、MOX粉末を露出した状態で取り扱う安全上重要な施設のグローブボックスについては、火災の発生を防止するため、グローブボックス内の窒素雰囲気中の酸素濃度を監視する手段として、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトにグローブボックス負圧・温度監視設備の酸素濃度計を設置する。

窒素雰囲気中の酸素濃度の感知に関する制御回路 は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を 有する設計とする。

- b.油類以外の火災源となり得る発火性物質又は引火性物質は、容器等からの漏えい防止、漏えいした場合の拡大防止、換気、消防法に準拠した貯蔵等の対策の組合せにより火災発生防止対策を講ずる設計とする。具体的な対策は以下の(a)~(b)のとおり。
- (a) 火災源となり得る発火性物質又は引火性物質を 内包する設備については,接続部を溶接又は継手と

することで漏えいを防止する設計とする。

- (b) 水素ガス設備等は, 高圧ガス保安法に準拠して設置する。
- c. 水素が発生するおそれがある非常用蓄電池A室,非常用蓄電池B室及び非常用蓄電池E室内に水素が滞留しないように換気を行う設計とする。また,水素が発生するおそれがある蓄電池を収納する筐体は,通気口又はファンにより筐体内部に水素が滞留しない設計とする。

さらに,当該蓄電池室の上部に水素ガスの漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度で中央監視室に警報を発する設計とする。

d. MOX燃料加工施設において,設計上の考慮を必要とする自然現象は,地震及び津波に加え,整理資料「9条外部からの衝撃による損傷の防止」に示すとおり,風(台風),竜巻,凍結,高温,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び塩害である。

風(台風), 竜巻及び森林火災は, それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように,自然現象から防護する設計とすることで, 火災の発生を防止する。

津波,凍結,高温,降水,積雪,生物学的事象及び

塩害は、火災が発生する自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る現象ではない。

これらを踏まえ、MOX燃料加工施設では、落雷及び地震に対して、以下のとおり火災防護対策を講ずることにより、施設内における火災の発生を防止する設計とする。

- (a) MOX燃料加工施設は,落雷による火災の発生を 防止するため,建築基準法及び消防法に基づき,日 本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設 置する。
- (b) MOX燃料加工施設は,耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し,自らの破壊又は倒壊による火災の発生を防止する。

また、MOX粉末を取り扱う主なグローブボックスの耐震重要度分類をSクラスとし、それらのグローブボックスに対して波及的影響を及ぼさないよう、グローブボックス付近の設備・機器については、基準地震動による地震力において転倒又は落下しない設計とすることによって、火災の発生を防止する設計とする。また、これらの内装機器については、基準地震動による地震力において過大な変形又は損傷を及ぼさないようにすることで、地震を起因と

したグローブボックス内の火災発生を防止する設 計とする。

(3) 焼結炉等での水素爆発の発生防止対策

焼結炉等では、水素ガスを用い、運転中には炉内が高温状態になることから、水素爆発の発生を防止するため、以下の対策を講ずる。

ただし、分析設備では、爆発下限値(水素濃度 4 vo1%) 未満の濃度にて水素ガスを使用することに加え、水素分析装置の校正用のガスを不活性であるヘリウムガスと し爆発が発生しない設計とすることで、以下の対策は不 要である。

- ① 焼結炉等は,グリーンペレットを高温で焼結処理する装置である。焼結炉等は,焼結炉等内が異常な高温になると機器の接続部から焼結炉等内に空気が混入し,爆発が発生することで焼結炉等内の圧力が上昇し,焼結炉等から核燃料物質が漏えいするおそれがあるため,焼結炉等の健全性が確保される温度に余裕を考慮し,使用温度の上限値とする熱的制限値(1800℃)を設定する。また,使用温度が熱的制限値を超えないよう,以下の設計とする。
 - a.使用温度が熱的制限値(1800℃)を超えないように, 温度制御機器により炉内の温度を制御する設計とす る。焼結炉の温度制御概念図を添5第32図に示す。

- b. 使用温度が熱的制限値を超えるおそれのある場合には, 過加熱防止回路によりヒータ電源を自動で遮断する設計とする。
- ② 焼結炉等は,機器の接続部から焼結炉等内に空気が混入し,爆発が発生するおそれがあることから,爆発の発生を防止するため,以下の設計とする。
 - a.機器の接続部に対して溶接又は継手により空気が流 入しにくい構造とする設計とする。
 - b. 焼結炉本体は溶接構造を基本とするが, 耐熱レンガ 及びヒータが交換可能なように, 炉本体を分割できる 設計とすることから, 炉本体の分割部は漏えいしにく い構造(フランジ構造)とする設計とする。
 - c. 焼結炉等の炉体及び閉じ込め境界を構成する部材 には,不燃性材料又は耐熱性を有する材料を使用す る設計とする。
 - d. 焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け,容器を出し入れする際には置換室内の雰囲気を置換し,炉内へグローブボックス雰囲気が流入しない設計とする。雰囲気置換の概念図を添5第33図に示す。
 - e. 焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配

管内には、供給圧力が所定の値を上回る場合に開となる逆止弁を設置し、水素・アルゴン混合ガスの配管が破断した場合は、水素・アルゴン混合ガスに代わって空気が焼結炉等内に流入することを防止する設計とする。水素・アルゴン混合ガス供給の系統概要図を添5第34図に示す。

f. 炉内への空気の混入を監視する目的で酸素濃度計を 設置する設計とする。

万一, 炉内に空気の混入が検出された場合, 以下の対応とともに, ヒータ電源を自動で遮断し, 焼結炉等の雰囲気ガス供給機に設置されている混合ガス遮断弁を閉じてアルゴンガス遮断弁を開け, 不活性のアルゴンガスで掃気する設計とする。

- (a) 焼結炉に空気が流入した場合は現場監視第2室, 制御第1室及び中央監視室に警報を発する。
- (b) 小規模焼結処理装置に空気が流入した場合は制御第4室,制御第1室及び中央監視室に警報を発する。
- ③ 焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう,以下の設計とする。
 - a. 運転中には冷却水を流す設計とする。 冷却水は、熱交換器で除熱し、冷水ポンプにより循環させる設計とする。

また,燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とする。

当該ポンプの故障を検知した場合には,予備機が起動する設計とする。

- b. 冷却水流量が低下した場合においても,冷却水流量低による加熱停止回路により,ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。冷却水供給の概念図を添5第35図に示す。
- ④ 水素・アルゴン混合ガスを取り扱う設備・機器のうち、 漏電により着火源となることで爆発が発生する部分に 対して、適切に接地する。
- ⑤ 水素・アルゴン混合ガスが炉外へ漏えいしないよう以下の設計とする。
 - a. 水素・アルゴン混合ガスを供給する鋼製配管は、接続部を溶接、フランジで接続する等により水素・アルゴン混合ガスが漏えいしにくい構造とする。
 - b.燃料加工建屋内の水素・アルゴン混合ガスを使用する設備・機器を設置する室及び水素・アルゴン混合ガスを供給する配管を設置する経路には、水素・アルゴン混合ガス設備の水素ガスの漏えい検知器を設ける。水素ガスの漏えいを検知した場合には、制御第1室、制御第4室及び中央監視室に警報を発する設計とす

る。

- c. 焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給する場合は,グローブボックス排気設備の連続運転に加えて排ガス処理装置又は小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機により,炉内を負圧にし,水素・アルゴン混合ガスが炉内から排気経路外へ漏えいしない設計とする。
- ⑥ 排ガス処理装置は、焼結炉で発生する排ガスを排ガス処理装置グローブボックスに導く設計とする。また、小規模焼結炉排ガス処理装置は、小規模焼結処理装置で発生する排ガスを小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックスに導く設計とする。これらのグローブボックスでは、排ガス中の有機物を除去した上で排ガスの水素濃度を低下させるために、当該グローブボックス内の雰囲気で排ガスを希釈し、グローブボックス排気設備によりフィルタを通して排気する設計とする。排ガス処理装置の概念図を添5第36図に示す。

排ガスは,焼結炉等から排気される排ガス量とグローブボックスの給気量の比により,爆発下限値以下になるよう希釈する。

⑦ 焼結炉等内において,水蒸気爆発の発生を防止する観点から,雰囲気ガスを加湿する場合も含め,炉内に水が入らないよう,気液分離機構を設置する。

2.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針

「2.1.2(1)」で想定した火災及び爆発が発生した場合においても、その拡大を防止できるよう、適切な感知及び検知並びに消火手段を備える設計とする。

また、火災源となり得るもののうち、その火災により、放射性物質の放出事象に直接起因する場合は、特に火災源として対処すべきものとしてより重点的な対策を講ずる設計とする。

(1) 火災の感知及び爆発の検知に係る基本的な考え方 NFPA801を参考に、MOX燃料加工施設で発生が想定 される火災の拡大防止のために、その発生を<u>早期</u>感知す るための対策及び消火のための対策を講ずる。

火災区域に設定する室において,火災の感知から影響 軽減までの動作の起点となる感知器は,複数個設置する ことで,感知器の単一の故障又は誤作動により,消火及 び影響軽減に必要な設備が誤作動することを防止する。 感知器のうち,火災防護設備に該当するものは,蓄電池 からの給電により,外部電源喪失時にも非常用発電機が 起動するまでの間,火災の感知が可能な設計とする。

また,消火を行う設備のうち,火災防護設備に該当し, 火災を感知する機能を有するものについても,蓄電池か らの給電又は電源を必要としない感知方法の採用によ り,外部電源喪失時にも火災の感知が可能な設計とする。

なお,建屋内に,設備・機器の運転状況を確認できる監視カメラを設置することで,工程室のうち火災区域に

設定する室のうち火災源となり得る機器が存在する室 において,事故時の現場状況を確認することが期待でき るものとする。

(2) 火災の消火に係る基本的な考え方

MOX粉末を直接収納するグローブボックス等の設備・機器を設置する室に設置する消火設備及び火災防護設備又は安全上重要な施設を設置する室に設置する消火設備及び火災防護設備は、設備の破損、誤作動又は誤操作の単一事象により、安全上重要な施設の安全機能を喪失しないよう、設備の位置を考慮し、粉末若しくは不活性ガスで消火を行う装置を選定するとともに、消火水の影響を考慮した設計とする。また、火災防護設備は、動的機器の多重化又は信頼性の確保若しくは多様化により、安全機能を喪失しないよう設計する。

さらに、安全上重要な施設が設置される区域のうち、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の床下は、床下に火災感知器を加えるとともに固定式消火装置(全域)を設置する。また、当該室には作業員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を使用する。

また,火災防護設備に位置づける消火を行う装置(手動操作を行うもの)の現場盤を設置する場所及び設置場所までの経路には,移動及び火災防護設備に位置づける消火を行う装置(手動操作を行うもの)の操作を行うため,消防法で要求される消火継続時間(20分)に現場への移動時間(5~10分程度)を考慮し,1時間以上の容量

の蓄電池を有する照明器具を設置する設計とする。

ただし、上記以外の室については、MOX粉末を直接 取り扱わないことから、消火剤として水を使用すること を可能な設計とする。水を使用する消火を行う設備は、 凍結を防止する設計とする。

また,建屋外には,建屋及び周辺部の火災を消火できるよう,屋外消火栓及び防火水槽を設置する。

燃料加工建屋は、Sクラスの施設に適用される地震力及びSクラスの建物・構築物に適用される許容限界を用いる設計とすることで、消火活動時におけるアクセスルートを阻害しない設計とする。

(3) グローブボックス外火災に対する感知及び消火

火災を感知する手段として,MOX燃料加工施設内には,自動火災報知設備の火災感知器を配置する。さらに,火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用)又はグローブボックス外の火災状況を確認する火災状況確認用カメラを可搬型火災状況監視端末に接続して火災の状況を確認できる設計とするとともに,可搬型工程室監視カメラでも火災の状況を確認できる設計とする。

また,火災を消火できるよう,窒素消火装置,二酸化炭素消火装置,消火器等を設置することに加えて,安全上重要な施設のグローブボックスを設置する工程室内に工程室局所消火装置を設置する。これらの装置のうち,窒素消火装置,二酸化炭素消火装置及び工程

室局所消火装置は火災を感知できる設計とする。また、工程室のうち火災区域に設定する室を対象として、工程室火災対処配管による火災発生時の対処又は建物に設ける開口を活用して工程室の状況確認及び火災発生時の対処を行う。

グローブボックス外火災感知及び消火装置の配置概 念図を添 5 第 37 図に示す。

① 火災の感知

MOX燃料加工施設の火災の感知においては,有炎火災及び無炎火災に対して早期の感知を行う観点から, a. に示す自動火災報知設備を設置する設計とする。また,特に火災源として対処すべきものに対しては,より重点的な対策として, b. ~ e. に示す設備により確認できる設計とする。

a. 自動火災報知設備

MOX燃料加工施設は,グローブボックス外で発生 した火災を感知するため,消防法に基づき自動火災報 知設備の火災感知器を設置し,中央監視室に警報を発 する設計とする。

さらに、火災区域に設定する室、燃料棒を貯蔵する 設備を設置する室を含む火災区画並びに固体廃棄物 及び油類廃棄物を保管する室を含む火災区画に<u>設置</u> する火災感知器は、多様性を有する設計とする。また、 中央監視室に警報を発する設計とする。ただし、通常 時に運転員が立ち入らないことに加えて、室内に可燃 物がないことから火災の発生を想定し得ない室を除く。

(a) 消防法に基づき設置する火災感知器の仕様は,煙 又は熱により感知するものを選定するが,その型式 の選定に当たっては,各室における温度,湿度,空 気流等の環境条件及び火災の性質を考慮する。

火災感知器は,<u>誤作動を考慮し</u>傾向監視ができる アナログ式の火災感知器とする。ただし,放射線の 影響を考慮する場所及び防爆構造が要求される場 所に設置する火災感知器については,非アナログ式 とする。また,火災感知器は,誤作動防止を考慮し た配置,周囲温度を踏まえた熱感知器作動温度の設 定等により,誤作動を防止する設計とする。

- (b) 自動火災報知設備は,1個以上の火災感知器で火災を感知した場合に,中央監視室に警報を発することにより,火災が発生した箇所を確認できる設計とする。
- (<u>c</u>) 火災の感知に関する制御回路は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を有する設計とする。
- b. 火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用) 工程室のうち火災区域に設定する室において,火災 源となり得る潤滑油を内包する機器及び火災源とな

り得る盤が存在する室に火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用)を設置し,可搬型火災状況監視端末を接続することにより,中央監視室又は中央監視室近傍の廊下にて火災の発生,火災の継続及び消火を確認できる設計とする。

c. 火災状況確認用カメラ

工程室のうち火災区域に設定する室において,火災源となり得る潤滑油を内包する機器及び火災源となり得る盤が存在する室にグローブボックス外の火災状況を確認する火災状況確認用カメラを設置し,可搬型火災状況監視端末を接続することにより,中央監視室又は中央監視室近傍の廊下にて火災の発生,火災の継続及び消火を確認できる設計とする。

d. 可搬型火災状況監視端末

可搬型火災状況監視端末は,工程室のうち火災区域に設定する室において,火災源となり得る潤滑油を内包する機器及び火災源となり得る盤が存在する室に設置する火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用)及びグローブボックス外の火災状況を確認する火災状況確認用カメラを接続し,中央監視室又は中央監視室近傍の廊下にて火災の発生,火災の継続及び消火を確認できる設計とする。

e. 可搬型工程室監視カメラ

可搬型工程室監視カメラは,建物に設ける開口から 挿入し,隣接する廊下又は室から工程室のうち火災区 域に設定する室内の火災の状況を確認できる設計と する。

② 火災の消火

MOX燃料加工施設内におけるグローブボックス外の消火手段の選定に当たっては、工程室局所消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又は屋内消火栓の中から消防法、臨界防止機能及び運転員への影響を考慮して設定する。

これらの消火を行う設備は、単一事象として破損、 誤作動又は誤操作が発生した場合においても、安全上 重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。

火災発生時に従事者が消火活動を実施する際,消火活動を円滑に実施するため,防火服及び呼吸器を配備する。

- a. 工程室局所消火装置
- (a) 消火範囲の考え方

工程室局所消火装置は、安全上重要な施設のグローブボックスを設置する工程室内の火災源に対して設置する。具体的には、以下のいずれかに該当する機器又は電気盤の消火が可能な箇所に設置する。工程室局所消火装置の配置図を添 5 第 38 図に示す。

i. 火災源となり得る潤滑油を内包する機器

工程室局所消火装置は,上記の機器に設置するオイルパンに消火剤を放出する設計とする。

ii. 440 V 以上の電圧を扱う電気盤又は 20kW以上の容量を持つ電気盤

工程室局所消火装置は、上記の盤に対して、盤の開口部の位置、それに伴う火災発生時の空気の流れを考慮した位置に設置する。また、盤のサイズを考慮して、工程室局所消火装置を設置する個数を設定する。

(b) 消火剤の種類及び消火剤量の考え方

工程室局所消火装置の消火剤量は,火災の形態,設置箇所等の環境条件を考慮し選定した消火剤の種類に応じ,消火に必要となる消火剤量を放出する設計とする。また,工程室局所消火装置は消火範囲ごとに必要な消火剤を確保する設計とする。

- i. 消火範囲を閉鎖系としない範囲で用いる消火剤 及び消火剤量
- (i) ボンベ付属型の場合
- (i)-1 消火剤はハロゲン化物系消火剤 (代替ハロン) とする。
- (i)-2 消火に必要な容量以上の消火剤量を確保する。

- ii. 金属筐体により消火範囲を概ね閉鎖系とする範囲で用いる消火剤及び消火剤量
- (i) ボンベー体型の場合
- (i)-1 消火剤は炭酸カリウム及び炭酸水素カリウムを主成分としたエアロゾルとする。
- (i)-2 消火に必要な容量以上の消火剤量を確保する。
- (ii) ボンベ付属型の場合
- (ii)-1 消火剤はハロゲン化物系消火剤 (代替ハロン) とする。
- (ii)-2 消火に必要な容量以上の消火剤量を確保する。

(c) 起動に係る設計方針

工程室局所消火装置は,装置自身により火災を 感知できる設計とし,火災を感知した場合に,自 動で消火剤を放出する設計とする。

工程室局所消火装置は,熱の感知及び消火剤の 放出にあたり,電源を必要とせずに起動できる設 計とする。

b. 窒素消火装置

(a) 消火範囲の考え方

窒素による消火は、消火ガス放出時の人体への 影響、消火水の放水による他施設への溢水の流出 及び核燃料物質との接触による臨界の発生防止並びに消防法に定める屋内消火栓の包含円の範囲外となる範囲を考慮し、以下の範囲とする。このうち、火災区域に設定する室の消火に関する範囲については、安全上重要な施設の安全機能を確保するために火災防護設備の対象とする。

火災区域に設定する室以外の消火範囲について は、安全機能を有する施設の重要度に応じて安全 機能を確保するための装置であることから、非常 用設備の対象とする。

- i. 非密封の核燃料物質を取り扱うグローブボック スを設置する室
- ii. 管理区域内の安全上重要な施設に該当する盤類 を設置する室
- ⅲ. 排風機室
- iv. 排気フィルタ第2室
- v. 貯蔵容器受入第1室
- vi. 選別作業室
- vii. 燃料棒加工第3室
- viii. 燃料棒解体室
- ix. 貯蔵容器受入第2室

(b) 消火ガス量の考え方

窒素消火装置の消火ガス放出量は、消防法に基づき、消火ガスを放出する室ごとに、室体積1 m³ に対する消火ガス放出量及び室体積から算定す

る。また、消火ガスの貯蔵量は最大放出区画の消火に必要となる量を確保する設計とする。

(c) 起動に係る設計方針

- i. 窒素消火装置は、自動又は運転員による手動操作で起動する設計とする。手動起動のための装置は、火災区域に設定する室の入口近傍に設置する設計とする。
- ii. 窒素消火装置は、自動火災報知設備の火災感知器及び窒素消火装置の火災感知器による火災の感知と連動して、自動で窒素を放出可能な設計とする。
- iii. 窒素消火装置には、消火ガスの放出区画ごとに選択弁を設置する。また、選択弁の作動に当たっては、火災警報を受けた場合に放出区画ごとに選択弁を開放し当該放出区画に消火ガスを放出する設計とする。
- iv. 当該室に運転員が在室する場合の消火ガス放出 を防止するため、手動で操作し窒素を放出するモードへと切換可能な設計とする。
- v. 窒素消火ガスの放出区画に設定する室のうち, 火災区域に設定する室への選択弁については,消 火ガス放出のための起動用ガスを2系統設ける設 計とする。
- vi. 運転員の避難を考慮し、消火ガスの放出前に警報を発報する設計とする。

- vii. 火災の自動消火に関する制御回路は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を有する設計とする。
- viii. 窒素消火装置が故障し起動しない場合において も, 手動操作により消火ガスを放出可能な設計と する。
- ix. グローブボックス排風機が停止している状態で 室素消火装置を起動した場合においても, グロー ブボックスの自力式吸気弁により避圧することで グローブボックスを損傷させない設計とする。

(d) 避圧の考え方

室素消火装置については、単一事象として設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した際に、当該室へ窒素ガスが放出された場合においても、火災区域に設定する室のグローブボックスが破損しないよう、以下の避圧対策を実施する。

- i. 工程室のうち火災区域に設定する室では、消火ガスの圧力によってグローブボックスが破損しないよう、消火ガスを放出する際にグローブボックス排気設備で避圧する設計とする。
- ii. 万一, グローブボックス排気設備で避圧しきれない可能性を考慮して, 避圧に必要な他の工程室の区域(以下,「避圧エリア」という。)を形成し, 工程室排気設備の工程室排気ダクトを介して

避圧できるよう,工程室排気ダクト内に避圧エリア形成用自動閉止ダンパを設置する。

- c. 二酸化炭素消火装置
- (a) 消火範囲の考え方
 - 二酸化炭素による消火は消防法で定める危険物施設に加えて,運転員の在室の有無を考慮し,以下の範囲とする。
 - i. 非常用発電機A室
 - ii. 非常用発電機 B 室
 - iii. 非常用電気A室
 - iv. 非常用電気 B 室
 - v. 非常用電気 E 室
 - vi. 非常用蓄電池A室
 - vii. 非常用蓄電池B室
 - viii. 非常用蓄電池E室
 - ix. 非常用制御盤A室
 - x. 非常用制御盤B室
 - xi. 混合ガス受槽室
 - xii. 混合ガス計装ラック室
 - xiii. 二酸化炭素消火設備第1室
 - x iv. 二酸化炭素消火設備第2室
 - x v . 非常用発電機 A 制御盤室
 - xvi. 非常用発電機B制御盤室
 - xvii.非常用発電機燃料ポンプ室
 - xviii. 非常用発電機給気機械A室

xix. 非常用発電機給気機械B室

(b) 消火ガス量の考え方

消火ガス放出量は、消防法に基づき、消火ガス を放出する室ごとに、室体積 1 m³に対する消火ガス量及び室体積から算定する。

また,消火ガスの貯蔵量は最大放出区画の消火に必要となる量を確保する設計とする。

(c) 起動に係る設計方針

- i. 二酸化炭素消火装置は,自動火災報知設備の火 災感知器及び二酸化炭素消火装置の火災感知器に よる火災の感知と連動して,自動で二酸化炭素を 放出可能な設計とする。
- ii. 危険物一般取扱所に設置する二酸化炭素消火装置を除く二酸化炭素消火装置には、消火ガスの放出区画ごとに選択弁を設置する。また、選択弁の作動に当たっては、火災警報を受けた場合に放出区画ごとに選択弁を開放し、当該放出区画に消火ガスを放出する設計とする。
- iii. 二酸化炭素消火ガスの放出区画に設定する室への消火ガス放出に当たっては、消火ガス放出のための起動用ガスを2系統設ける設計とする。
- iv. 二酸化炭素消火装置は,自動又は運転員による 手動操作で起動が可能な設計とする。また,当該 室に運転員が在室する場合の消火ガス放出を防止

するため,手動で操作し二酸化炭素を放出するモードへと切換可能な設計とする。手動起動のための装置は,消火対象室の入口近傍に設置する。

- v. 運転員の避難を考慮し、消火ガスの放出前に警報を発報する設計とする。
- vi. 火災の自動消火に関する制御回路は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を有する設計とする。
- vii. 二酸化炭素消火装置が故障し起動しない場合に おいても, 手動操作により消火ガスを放出可能な 設計とする。
- □ 二酸化炭素消火装置については、設備の破損、 誤作動又は誤操作により非常用発電機室内へ二酸 化炭素を放出した場合においても、運転中の非常 用発電機が酸素不足により停止することがないよ うに、非常用発電機への給気は外気より行う設計 とする。

d. 屋内消火栓

屋内消火栓は、燃料加工建屋のうち、窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の消火範囲を除く室又は廊下を消火できるよう、消防法に基づき設置する。 屋内消火栓の使用に当たっては、安全上重要な施設の安全機能及び核燃料物質の臨界への影響を考慮する。

e. 消火器

MOX燃料加工施設内には,火災を消火できるよう管理区域内の貯蔵施設を設置する室のうち,通常人が立ち入らない点検第1室,点検第2室,点検第3室,点検第4室,ウラン貯蔵室,燃料集合体貯蔵室,貯蔵容器一時保管室,粉末一時保管室,ペレットー時保管室,ペレット・スクラップ貯蔵室,燃料棒貯蔵室及び南第1ダクト室を除き以下のとおり消火器を設置し,警報又は現場にて火災を確認した運転員は,通報及び連絡を行うとともに現場に移動し,消火活動を行う。消火器の配置概念図を添5第39図に示す。

- (a) MOX燃料加工施設では,消防法に基づき,どの 位置からでも歩行距離 20m以内となるように消火 器を配置する。
- (b) <u>MOX燃料加工</u>施設では、消火活動の際に通過する工程室前室入口付近の廊下に消火器を2個以上配置する。
- (c) <u>MOX燃料加工</u>施設では、消火活動の際に通過する階段室出口付近の廊下に消火器を2個以上配置する。
- (d) <u>MOX燃料加工</u>施設では、運転員が運転及び監視のために使用する居室に消火器を2個以上配置する。
- (e) 消火器の消火剤は粉末又はガスとし、破損及び 運転員が誤って噴射した場合においても、安全上 重要な施設の安全機能への影響を与えない設計と

する。

- (f) 電気盤室に配置する消火器は,大型粉末消火器又は消火剤の付着による二次災害を防止するため二酸化炭素消火器とする。
- (g) 消火器は,想定される溢水の影響を受けるおそれ のある場合は,壁又は床への固縛により,その影響 を軽減する設計とする。
- (4) グローブボックス内火災に対する感知及び消火 グローブボックス内には、火災を感知する手段として グローブボックス温度監視装置又はグローブボックス 負圧・温度監視設備を設置する。

また,火災を消火できるよう,グローブボックス局所 消火装置及びグローブボックス消火装置を設置する。さ らに,グローブボックスを設置する室内に消火器を設置 する。

安全上重要な施設のグローブボックス内火災感知及び消火装置の配置概念図を添 5 第 40 図に示す。

① 火災の感知

グローブボックス内で発生した火災を早期に感知できるよう、施設の安全機能の重要度に応じてグローブボックス温度監視装置又はグローブボックス負圧・温度監視設備を選択し、設置する。グローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備の設置概念図を添5第41図に示す。

a. グローブボックス温度監視装置

安全上重要な施設のグローブボックス内の火災に対して、火災の感知が可能なようにグローブボックス温度監視装置を設置する。

ただし、火災区域に設定する室内に設置するペレット保管容器搬送装置グローブボックスのうち、安全上重要な施設を除く範囲に対しても、グローブボックス負圧・温度監視設備に代えてグローブボックス温度監視装置を設置する。

- (a) グローブボックス内には、温度異常(60℃以上)を感知する温度測定検出器及び温度上昇異常(15℃以上/min)を感知する温度上昇検出器の2種類を組み合わせて設置する。
- (b) 安全上重要な施設のグローブボックス内には、 火災区域に設定する室のうち、連結したグローブ ボックスごとに給排気口の位置及び内装機器の構 成を考慮して3個以上温度検出器を設置する。温 度検出器の設置箇所の選定に当たっては、グロー ブボックスにおける取付面高さ、温度、湿度、空 気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考 慮する。

また、安全上重要な施設のグローブボックス内 において火災源となり得る潤滑油を内包する機器 の近傍にグローブボックス温度監視装置の温度検 出器を設置する設計とする。

具体的には,グローブボックス局所消火装置を設置するグローブボックスにおいては,温度測定検出器の1つをグローブボックス局所消火装置の感知部と近い位置に配置する設計とする。また,火災を確実に感知するため,温度測定検出器の感熱温度をグローブボックス局所消火装置の感熱温度より低く設定する。

- (c) グローブボックス温度監視装置は,1個以上の温度検出器で火災を感知した場合に,所定の制御室,中央監視室及び当該グローブボックス近傍に警報を発し,火災が発生したグローブボックスを特定できるよう,火災を感知した温度検出器を中央監視室で確認できる設計とする。
- (d) 火災の感知に関する制御回路は,自己診断機能 により自らの故障を検知する機能を有する設計と する。
- b. グローブボックス負圧・温度監視設備 安全上重要な施設以外のグローブボックス内及び オープンポートボックス内の火災に対して、火災の 感知が可能なようにグローブボックス負圧・温度監 視設備を設置する。

- (a) 安全上重要な施設以外のグローブボックス内及 でオープンポートボックス内には、環境条件を考 慮の上、温度異常(60℃以上)を感知する温度測 定検出器及び温度上昇異常(15℃以上/min)を感 知する温度上昇検出器の2種類を組み合わせて設 置する。
- (b) 安全上重要な施設以外のグローブボックス内及 でオープンポートボックス内には,連結したグロ ーブボックス又はオープンポートボックスごとに 給排気口の位置及び内装機器の構成を考慮して2 個以上温度検出器を設置する。温度検出器の設置 箇所の選定に当たっては,グローブボックスにお ける取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境条 件及び予想される火災の性質を考慮する。
- (c) グローブボックス負圧・温度監視設備は,1個以上の温度検出器で火災を感知した場合に,当該グローブボックス近傍,所定の制御室及び中央監視室に警報を発し,火災が発生したグローブボックスを特定できるよう,火災を感知した温度検出器を中央監視室で確認できる設計とする。
- (d) 火災の感知に関する制御回路は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を有する設計とする。

② 火災の消火

グローブボックス内の消火は,グローブボックス局 所消火装置,グローブボックス消火装置又は消火器に より行う。また,これらの消火設備は,単一事象とし て破損,誤作動又は誤操作が発生した場合において も,安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計と する。

a. グローブボックス局所消火装置

(a) 消火範囲の考え方

グローブボックス局所消火装置は、安全上重要な施設のグローブボックス内において、火災源となり得る潤滑油を内包する機器の火災を消火可能な箇所に設置する。グローブボックス局所消火装置の配置図を添 5 第 38 図に示す。

また, グローブボックス局所消火装置は, 消火を有効に機能させるために火災源となり得る潤滑油を内包する機器に設置するオイルパンを設置する範囲へ消火剤を放出する設計とする。

(b) 消火剤の種類及び消火剤量の考え方

グローブボックス局所消火装置の消火剤量は, 火災の形態,設置箇所等の環境条件を考慮し選定 した消火剤の種類に応じ,消火に必要となる消火 剤量を放出する設計とする。また,グローブボッ クス局所消火装置は,消火範囲ごとに必要な消火 剤を確保する設計とする。

- i. 消火剤はハロゲン化物系消火剤 (代替ハロン) とする。
- ii. 消火に必要な容量以上の消火剤量を確保する。

(c) 起動に係る設計方針

グローブボックス局所消火装置は,装置自身により火災を感知できる設計とし,火災を感知した場合に,自動で消火剤を放出可能な設計とする。

グローブボックス局所消火装置は,熱の感知及 び消火剤の放出に当たり,電源を必要とせずに起 動できる設計とする。

b. グローブボックス消火装置

(a) 消火範囲の考え方

グローブボックス消火装置は,全てのグローブボックス内に対して消火ガスを放出可能な設計とする。

このうち、安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲を火災防護設備の対象とし、安全上重要な施設のグローブボックス以外の消火に関する範囲を消火設備の対象とする。

グローブボックス消火装置による消火ガスの放 出範囲は,防火シャッタで区画された範囲とす る。

消火ガスを放出する消火ノズルは,防火シャッタで区画された範囲の連結したグローブボックス

ごとに1つ以上設置する。

(b) 消火ガス量の考え方

消火設備及び火災防護設備の消火ガス放出に当たっては、火災の消火に必要な容量を有する設計とする。

容量の算出に当たっては, グローブボックス内容積が消炎濃度に達するまでの時間と消火ガス量の流量を考慮する。

- i. グローブボックス消火装置の消火ガス放出量は, グローブボックス内の酸素濃度を消炎濃度である 12.5vo1%以下にするために必要な量とする設計とする。
- ii. グローブボックス消火装置の消火ガスの貯蔵量は、最大放出区画の火災の消火に必要な容量を有する設計とする。
- iii. 消火ガス流量は、グローブボックスの閉じ込め を維持しながら放出する必要があることから、グローブボックス排気流量と同等とする。

(c) 起動に係る設計方針

- i. グローブボックス消火装置は,連結したグローブボックス内で組み合わせて設置した温度検出器のうち,2個以上の温度検出器で火災を感知した場合に,自動で消火ガスを放出する設計とする。
- ii. 単一火災においてグローブボックス内に消火ガ

スを放出する場合は、閉じ込めを維持するために、グローブボックス内への空気の流入をなくすよう換気設備に設置するピストンダンパを閉止し、消火するために必要な消火ガスを放出する設計とする。また、消火ガス放出完了後に排気を遮断する。

- iii. 安全上重要な施設のグローブボックスへの選択 弁については、消火ガス放出のための起動用ガス を2系統設ける設計とする。
- iv. グローブボックス消火装置は,自動又は運転員による手動操作で起動が可能な設計とする。自動起動が設定された場合,温度検出器による火災の感知と連動し,消火ガスを放出することで火災を消火する設計とする。手動起動のための装置はグローブボックスを設置する室の入口近傍に設置する。
- v. 火災の自動消火に関する制御回路は,自己診断機能により自らの故障を検知する機能を有する設計とする。
- vi. グローブボックス消火装置が故障し起動しない場合においても、手動操作により消火ガスを放出可能な設計とする。
- vii. グローブボックス消火装置の消火剤は窒素ガスとし、単一事象として設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した際に、窒素ガスが放出された場合においても、安全上重要な施設の安全機能に影響

を与えない設計とする。

viii. グローブボックス消火装置は, グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機が停止した状態で消火ガスを放出した場合, グローブボックス内の圧力上昇により, 意図しない経路に核燃料物質を放出しないよう, グローブボックス排風機が停止した場合は自動で起動しない設計とする。

c. 消火器

運転員がグローブボックス内火災の消火活動を行 えるよう,グローブボックスを設置する室内には消 火器を設置する。

(5) その他の考慮

火災及び爆発又は火災防護対策により,MOX燃料加工施設全体として閉じ込め及び臨界に係る安全機能が損なわれない設計とする。また、単一事象として消火を行う設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した際に、消火剤が放出された場合においても、安全上重要な施設の安全機能に影響を与えない設計とする。

① 核燃料物質を取り扱う工程室内には,消火剤として水を用いる消火を行う設備を設置しない。また,工程室内に設置する消火設備及び火災防護設備の消火剤は,ガス,粉末又はエアロゾルを用いる設計とする。工程室内への消火ガス放出時には当該室への給気を遮断し排気を継

続することにより,核燃料物質の経路外放出を防止する とともに,消火ガス放出完了後に排気を遮断することで, 当該室内に核燃料物質を閉じ込める設計とする。

- ② 屋内消火栓及び連結散水装置で行う消火活動により 生じた工程室外の溢水が工程室内に流入し,核燃料物質 が浸水しないよう,堰を設置する。
- 2.1.4 火災又は爆発の影響軽減に係る設計方針
 - (1) 影響軽減に係る基本的な考え方

万一, MOX燃料加工施設内で火災又は爆発が発生した場合, その拡大の防止とともに影響を軽減し, 施設全体として臨界防止及び閉じ込め等の安全機能が損なわれない設計とし, 敷地周辺の公衆に過度の放射線被ばくを及ぼさないよう以下に示す(2)~(6)の対策を講ずる。

- (2) 火災による影響の軽減
 - ① 想定される火災に対する拡大防止
 - a. 燃料加工建屋は,建築基準法に基づく耐火建築物 とする。
 - b. 閉じ込め機能の維持に必要な機器は,周囲で発生する火災又は爆発により,核燃料物質の閉じ込めに必要な機能が損なわれないよう,不燃性材料又は難燃性材料を用いる設計とする。

- c. 多重化する安全上重要な施設は、系統間の機能喪失を防止するため、以下の設計とする。
- (a) 安全上重要な施設は、隔壁又は離隔距離を確保 して配置することにより系統間における延焼を防 止する。
- (b) 多重化する安全上重要な施設のケーブルを収納 するケーブルトレイは、その火災態様を考慮し米 国電気電子学会規格IEEE384-1992に基づき離隔距 離の確保又は隔壁を設け、相互の延焼を防止す る。
- (c) 安全上重要な施設以外の機器における火災の波及的影響を考慮し、安全上重要な施設のケーブルが収納されるケーブルトレイ内に、安全上重要な施設以外のケーブルが混在し、安全上重要な施設のケーブルの機能に悪影響を与えることのない設計とする。
- d.「2.1.1(2)①」に示す火災区域に設定する室 に加えて,燃料加工建屋を火災区域に設定し,以下の 設計を行う。
- (a) 火災区域は,火災区域の隣室において可燃物があ

り火災区域に設定する室の可燃物に燃え移ることにより火災が伝播するおそれがある場合には,火災区域を越える火災の伝播を防止するため,3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(壁,耐火シール,防火扉,防火シャッタ及び延焼防止ダンパ)によって隣室と分離する。

3時間耐火以上の耐火能力の確認のために試験が必要なものは、「防耐火性能試験・評価業務方法書(一般財団法人 日本建築総合試験所)」に基づく試験方法及び判断基準並びにISO834に基づく標準加熱曲線にて火災耐久試験を行い耐火能力を確認する。

耐火シールは,火災区域境界を構成する耐火壁を 貫通するケーブル,給排気ダクト,配管又はグロー ブボックスの貫通部に施工する。

火災発生時には,万一,消火できなかった場合の 火災の拡大防止対策として,延焼防止のために防火 シャッタ及び延焼防止ダンパを自動で閉止する。

火災発生時には,防火シャッタ及び延焼防止ダンパを閉止することによってグローブボックス内に 核燃料物質を閉じ込めるとともに,防火扉,防火シャッタ及び延焼防止ダンパを閉止することによっ て火災区域内に核燃料物質を閉じ込める。

火災区域境界の構成の概念図を添 5 第42図に示す。防火シャッタの配置を示した火災区域及び火災 区画図を添 5 第30図, 延焼防止ダンパ設置概要図を 添 5 第31図に示す。

- (b) MOX燃料加工施設は、複数のグローブボックスが連結し、火災区域の境界を構成する耐火壁を貫通することから、火災区域に設定する室の境界を構成する耐火壁を貫通するグローブボックス内に、防火シャッタを設置する。防火シャッタの配置を示した火災区域及び火災区画図を添5第30図に示す。防火シャッタは、信頼性確保のため、以下の設計とする。
 - i.通常時は閉止状態とすることで定常的に閉止する 状態を確保し,容器搬送時に開放し,容器搬送終了 後に閉止する設計とする。
 - ii. 防火シャッタは、運転員により手動でも閉止可能 な設計とする。
- (c) 火災区域に設定する室については,火災区域の境界を構成する耐火壁を貫通する給排気ダクトに,延焼防止ダンパを設置する。工程室のうち火災区域に設定する室については,火災区域の境界を構成する耐火壁を貫通する給気設備の給気ダクト,工程室排気設備の工程室排気ダクト,窒素循環設備の窒素循環ダクト及びグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトに延焼防止ダンパを設置する。

また,グローブボックス排気ダクトに設置する延

焼防止ダンパは,火災区域に設定する室内に設置するグローブボックス内で火災が発生した場合には,連結したグローブボックスごとに系統を閉止できるように配置する。延焼防止ダンパ設置概要図を添5第31図に示す。

延焼防止ダンパは信頼性確保のため,以下の設計とする。

i.延焼防止ダンパは,通常時は開状態とし,グローブボックス消火装置,窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置から発せられる延焼防止ダンパ閉止信号を受けて,自動で窒素ガスにより閉止する設計とする。

ただし、中央監視室には、人が常駐することにより、火災の早期感知及び消火活動を実施して消火を行うことで、中央監視室内に消火ガスを放出することはないため、設置する延焼防止ダンパについては、ヒューズ式の延焼防止ダンパを用いる設計とする。

延焼防止ダンパ閉止信号を受けて閉止する延焼 防止ダンパは、構造が単純なエアシリンダを用いて 羽根を閉止する機構のため故障しにくい構造であ ること及び単純な構造のため故障により閉止でき ない事象を特定しやすいことから、想定される故障 に対して以下の対応を行うことで火災時に確実に 閉止可能な状態とする設計とする。

(i) 羽根の固着による動作不良を防止するために

適切な期間内に動作確認を実施することを手順に定める。

- (ii) エアシリンダのパッキンの劣化に伴う窒素漏れによる動作不良を防止するために適切な期間内に部品交換を実施することを手順に定める。
- (iii) 動力源である圧縮窒素の損失を防止するため動力源である作動用の窒素ガスボンベを複数設置し,同時に窒素ガスボンベの開放弁を開放することにより,確実に窒素ガスを供給できる設計とする。延焼防止ダンパの構造の概念図を添 5 第44図に示す。
- ii. 延焼防止ダンパは,運転員により手動でも閉止可能な設計とする。
- e. 火災区域と火災区域の境界以外においても,多重化された安全上重要な施設の安全機能に対する火災の影響を軽減するために必要となる耐火壁については, 3時間以上の耐火能力を有する設計とする。
- f. 火災区域内に耐火壁又は離隔距離により分離された 火災区画を設定する。
- g. 工程室のうち火災区域に設定する室では, グローブ ボックス外の火災源となり得る潤滑油を内包する機 器及び電気盤の火災について, 安全上重要な施設のグ

ローブボックスへの火炎及び輻射熱による影響を軽減するため,離隔距離を設ける設計又は遮熱板を設置する設計とする。

② 想定される火災に対する影響緩和

「2.1.2 火災及び爆発の発生防止」に示すように、酸素濃度計により窒素雰囲気中における酸素濃度の監視を行うが、一定の酸素濃度(12.5vo1%以下に設定)を超えた場合は、火災発生時にグローブボックス内に露出したMOX粉末が気相中に飛散することを防止するため、速やかに酸素濃度の異常を検知した範囲、また、火災の感知に係る制御回路が故障した範囲の設備の運転を停止し、現場の確認を行った後にグローブボックス内に存在するMOX粉末を収納した容器(貯蔵施設に貯蔵しない容器を除く)を貯蔵施設に退避させる。ただし、混合機内のMOX粉末のようにMOX粉末が露出していない状態となっている場合は、容器の搬送に伴ってMOX粉末の露出する状態が生じないよう、その状態を維持する。

さらに,火災が発生した場合においても,公衆に対 する影響を緩和するために,以下の対策を講ずる。

- a. グローブボックス内のMOX粉末を収納する容器 又は取り扱う設備・機器に対して火災の影響を受け ないよう、以下の設計とする。
- (a) MOX粉末を貯蔵施設に貯蔵する場合は、火災

によりMOX粉末が飛散しないよう、MOX粉末 を収納する容器に蓋を取り付ける。

- (b) MOX粉末を容器から混合する機器内に投入するために容器を反転する場合においても,容器と機器の接続部からMOX粉末が露出しない構造とする。
- (c) MOX粉末を混合する機器は中に収納するMO X粉末が露出しない構造とする。
- b. 火災によりグローブボックスの閉じ込め機能が喪失した場合を想定しても、放出抑制対策として、避 医エリア形成用自動閉止ダンパを閉止し、閉じ込め 機能喪失時の影響を緩和できる設計とする。

避圧エリア形成用自動閉止ダンパは信頼性確保の ため、以下の設計とする。

- (a) 避圧エリア形成用自動閉止ダンパは,構造が単純なエアシリンダを用いて羽根を閉止する機構のため,故障しにくい構造であること及び単純な構造のため故障により閉止できない事象を特定しやすいことから,火災時に確実に閉止可能な状態とするために想定される故障に対して以下の対応を行う。
 - i.羽根の固着による動作不良を防止するために適切 な期間内に動作確認を実施することを手順に定め る。

- ii.エアシリンダのパッキンの劣化に伴う窒素漏れによる動作不良を防止するために適切な期間内に部品交換を実施することを手順に定める。
- iii.動力源である圧縮窒素の損失による動作不能を防止するため,確実に窒素ガスを供給できるよう動力源である作動用の窒素ガスボンベを複数設置し,同時に窒素ガスボンベの容器弁を開放する設計とする。
- (b) 避圧エリア形成用自動閉止ダンパは,運転員により手動でも閉止可能な設計とする。
- c. 火災発生時の温度上昇又は消火ガス放出による圧力上昇により,意図しない経路から核燃料物質が外部に放出されるリスクがある。したがって,消火ガスを放出して火災を消火することにより,火災に伴う温度上昇を抑制することにより圧力上昇を軽減し,意図しない箇所からの核燃料物質を外部に放出するリスクを軽減する設計とする。また,以下の対策を行うことにより,消火ガスの放出時の圧力上昇を軽減し,意図しない箇所からの核燃料物質を外部に放出するリスクを軽減する設計とする。
- (a) グローブボックス外において,消火ガス放出時に 工程室のうち火災区域に設定する室内の圧力上昇 によりグローブボックスが破損することを防止す

るため, 火災が発生した工程室から工程室排気ダクトを介して他の工程室のうち火災区域に設定する室に避圧する設計とする。

また,火災防護設備の窒素消火装置により消火することで,火災によるグローブボックスの閉じ込め機能が不全になるおそれはないが,グローブボックスの閉じ込め機能不全の場合に工程室に漏えいした核燃料物質が想定外の経路から燃料加工建屋外へ漏えいすることを防止するため,消火ガスの放出中はグローブボックス排風機の運転を継続する。この際,核燃料物質の放出量を低減するため,消火ガスは高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。

- (b) 工程室のうち火災区域に設定する室のグローブボックス内の圧力上昇によるグローブボックスの破損を防止するため、消火ガスの放出中は、グローブボックス排風機の運転を継続し、グローブボックス排気設備により建屋外へ排気することで圧力が上昇することを防止する設計とする。この際、核燃料物質の放出量を低減するため、消火ガスは高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。
- d. 工程室のうち火災区域に設定する室で火災を感知した場合は、以下の動作の後、消火ガスを放出する。また、火災区域に設定する室内に設置するグローブボッ

クス内の火災を感知した場合には,以下の手順に加えて消火ガスの放出と同時に消火ガスを放出するグローブボックスの給気側のピストンダンパを閉止するとともに,避圧エリアのグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトのバランスダンパ下流に設置する延焼防止ダンパを閉止する。火災発生時の消火対応フロー図を添 5 第45図及び添 5 第46図に示す。

- (a) 給気設備の送風機を停止する。
- (b) 建屋排気設備の排風機を停止する。
- (c) 工程室排気設備の排風機を停止する。
- (d) 避圧エリアの給気設備の給気ダクトに設置する 延焼防止ダンパを閉止する。
- (e) 工程室排気設備のフロア境界の工程室排気ダクトに設置する避圧エリア形成用自動閉止ダンパを 閉止する。
- (f) 窒素循環設備の窒素循環ファンを停止する。
- (g) 避圧エリアの窒素循環設備の窒素循環ダクトに 設置する延焼防止ダンパを閉止する。
- (h) 避圧エリアのグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトのバランスダンパ下流に設置する延焼防止ダンパを閉止する。
- (i) 消火ガスの放出後は,以下の手順で延焼防止ダンパを閉止する。また,消火ガスの放出が完了して火災が消火されることにより,室内の圧力上昇の要因がないと当直長が判断した場合は,核燃料物質の燃料加工

建屋外への放出を防止するために,運転員の操作によりグローブボックス排風機を停止する。

- i. 工程室のうち火災区域に設定する室内の消火ガス放出完了後避圧エリアの工程室排気設備の工程室排気ダクトの延焼防止ダンパを閉止する。
- ii. 火災区域に設定する室内に設置するグローブボックス内の消火ガス放出完了後当該火災区域に設定する室のグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの延焼防止ダンパを閉止する。

(3) 爆発による影響軽減

- ① 水素濃度の制限
 - a. 焼結炉等で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水 素濃度 9 vo1%以下にあらかじめ希釈された状態で燃 料加工建屋に受け入れる設計とする。
 - b.受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を常時監視し、水素濃度が 9 vo1%を超える場合は、自動的に水素・アルゴン混合ガスの焼結炉等への供給を停止し、アルゴンガスで掃気する設計とする。このため、燃料加工建屋の水素・アルゴン混合ガス設備に混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁を設ける。水素・アルゴン混合ガス供給の系統概要図を添 5 第34図に示す。

- ② 爆発発生時の核燃料物質の閉じ込め
 - a. 燒結炉等

MOX燃料加工施設で発生が想定される爆発が発生した後の影響軽減対策として、爆発の発生を検知する設計とするとともに、検知後は核燃料物質の放出を防止する設計とする。

- (a) 焼結炉等には、爆発が発生した際の圧力異常を 検知するための検知器を複数個設置する。
- (b) 焼結炉等内の圧力異常の検知に連動して,当該工程室の以下のダクトに設置する延焼防止ダンパを 閉止する設計とする。

また,運転員の操作により送排風機を停止し,その後の核燃料物質の燃料加工建屋外への放出を防止する。

- i. 給気設備の給気ダクト
- ii. 工程室排気設備の工程室排気ダクト
- iii. 窒素循環設備の窒素循環ダクト
- iv. グローブボックス排気設備のグローブボックス 排気ダクト
- (c) 焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガス(水素濃度 9 vo1%以下)に空気が混入した場合の爆発圧力(最 大値206kPaG) により、炉殻(焼結炉の場合は、入 口側機構及び出口側機構を含む。) が損傷せず、閉

じ込め機能を損なわない設計とする。

b. 排ガス処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置 排ガス処理装置,小規模焼結炉排ガス処理装置及び 安全弁の系統は,それら自身は閉じ込め機能を有して いないが水素・アルゴン混合ガス(水素濃度 9 vo1% 以下)に空気が混入した場合の爆発圧力(最大値 206kPaG)を受けても排気経路が維持される設計とす る。

(4) 他の建屋からの影響の確認

敷地及び敷地周辺で想定される火災及び爆発による 影響について評価を実施する。具体的には,「9条 外 部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)の整理資料」 において評価を行う。

(5) その他の考慮

上記の対策に加えて,火災及び爆発又は火災防護対策 が,臨界防止の安全機能に影響を与えないよう,以下の とおり設計を行う。

- ① 火災又は爆発により形状寸法管理機能が損なわれない設計とする。
 - a. 形状寸法管理により臨界管理を行う貯蔵設備の設

備・機器は、火災及び爆発が発生しても、形状寸法を 制限する機器が変形しないように、不燃性材料を使用 する設計とする。

b. 火災が発生しても核的に安全な配置を維持できるように、核燃料物質を収納する設備・機器は、主要な構造材に不燃性材料を使用する設計とする。

(6) 火災ハザード解析

① 概要

各火災区域においては,安全上重要な施設への影響を評価し,MOX燃料加工施設全体として,公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼさないことを確認し,火災によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれがない設計とする。

NFPA801では、火災による人身障害又は建物、装置若しくは環境の損傷を許容限度内に抑えられるようにするため、火災ハザード解析を行うことを要求している。ただし、NFPA801では、火災ハザード解析の手法は限定的ではなく、様々な手法が許容されていることから、MOX燃料加工施設の特徴を考慮した上で内部火災影響評価ガイドを参考に、火災ハザード解析を実施する。解析においては、火災が発生する場所を安全上重要な施設のグローブボックス内とする場合及び安全上重要な施設のグローブボックス外とする場合に分類し、各分類においてMOX燃料加工施設全体として、公衆又は従事者

に過度の放射線被ばくを及ぼさないことを確認し,安全機能を有する施設のうち,火災により安全機能を損なうことで,MOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれがある施設がその機能を維持できる設計とする。

- a. グローブボックス内における火災ハザード解析 グローブボックス内に対しては,以下の理由により 火災ハザード解析は不要である。
- (a) MOX粉末を露出した状態で取り扱うグローブ ボックス内は窒素雰囲気で運転すること。
- (b) MOX粉末の取扱中にグローブボックス内が空気雰囲気となった場合には,露出しているMOX粉末を貯蔵施設に退避させることにより,万一火災が発生した場合においてもMOX燃料加工施設全体として,公衆又は従事者に過度の放射線被ばくを及ぼさないこと。
- b. グローブボックス外における火災ハザード解析 グローブボックス外では、MOX粉末を直接取り扱 わないが、安全上重要な施設の安全機能の喪失により MOX燃料加工施設全体として、公衆又は従事者に過 度の放射線被ばくを及ぼさないよう、各火災区域にお ける安全上重要な施設への影響を評価する。

また,火災感知器を多様化する対象の火災区画内の

燃料棒及びプルトニウムを含んだ可能性のある廃棄物についても,火災により相互影響がないことを評価する。

② 火災影響評価対象設備

安全上重要な施設は、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、火災が発生した場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわないことを確認するために火災影響評価対象設備とする。

ただし、不燃性材料で構成される静的な安全上重要な施設については、火災により安全機能を損なうおそれがないため、火災影響評価の対象としない。

上記を踏まえ選定した火災影響評価対象設備を添5 第41表に,火災影響評価対象設備配置図を添5第30図に 示す。また,火災防護設備の防火シャッタのシャッタ作 動回路は,火災区域に設定する室に設置し,これらを火 災影響評価対象設備とする。

③ 解析手法

火災ハザード解析においては,まず,火災区域及び火災区画を設定する。次に,情報及びデータの収集並びに整理として,想定火災源の識別及び等価時間の設定,火災の感知手段の把握,火災の消火手段の把握及び火災区域(区画)特性表の作成を行い,スクリーニングとして安全機能に影響しない火災区域(区画)の除外を行った

上で、火災伝播評価として火災区域(区画)の評価、火災防護対策の妥当性評価を行う。

火災区域及び火災区画を添 5 第30図に,火災ハザード解析のフロー図を添 5 第47図に,想定火災源の識別及び等価時間の設定を添 5 第42表に示す。

- a. 火災区域及び火災区画の設定 火災区域及び火災区画は「2.1.1(2)①」で示 した基本的考え方を基に、以下のとおり設定する。
- (a) 火災区域は,火災影響評価対象設備を設置する室 及び燃料加工建屋の境界に設定する。
- (b) 火災区画は,建築基準法で定める防火区画又は小 区画単位で設定する。ただし,防火区画又は小区画 のうち火災区域として設定する室の範囲は除く。
- b. 火災区域及び火災区画の情報, データの収集並びに 整理
- (a) 火災源及び等価時間の設定
 - i . 火災源の設定

可燃性物質が存在する火災区域及び火災区画内において、最も過酷な単一火災を想定する。また、耐震Bクラス及びCクラスの機器における、基準地震動による地震力により損傷を受けることによって、火災に至るおそれのある機器のうち、最も苛酷

な単一火災を想定する。

火災源は,内部火災影響評価ガイドに分類される 火災源を参考とし設定する。

ii. 等価時間の設定

火災区域及び火災区画内に存在する可燃性物質 から総発熱量を求め、等価時間を算出する。

(b) 火災区域(区画)特性表の作成

上記 a. の情報に加えて,火災区域及び火災区画に設置される機器の有する安全機能,設置される火災影響評価対象設備に関する情報,火災の感知手段の把握,火災の消火手段の把握及び火災区域(区画)特性表の作成を集約して,火災区域(区画)特性表を作成する。

c. スクリーニング

1つの火災区域及び火災区画に存在する全ての可燃性物質の燃焼を想定しても,当該火災区域及び火災区画又は隣接火災区域及び火災区画に設置される火災影響評価対象設備へ影響を及ぼすおそれがない火災区域及び火災区画については,評価からスクリーンアウトする。

また,以下に示す方法により,隣接する火災区域又は火災区画への火災伝播がないこと又は火災伝播があっても,伝播先に安全上重要な施設が設置されない火災区域及び火災区画をスクリーンアウトする。

- (a) 隣接火災区域及び火災区画への火災伝播の評価 火災区域及び火災区画内の火災が以下のi.又は ii.のいずれかに該当する場合には,隣接火災区域 及び火災区画に火災が伝播すると想定する。ただし, 更なる火災の伝播までには,時間的に消火されると 考えられるため,火災の伝播先の火災区域及び火災 区画からさらに別の隣接する火災区域及び火災区 画への伝播までは考慮しない。
 - i. 隣接火災区域及び火災区画への開口部が存在する場合
 - ii. 火災発生区域及び火災区画の等価時間が火災伝播 経路の耐火時間を超える場合
- (b) 安全上重要な施設への火災影響の評価 火災を想定する火災区域及び火災区画並びに火 災伝播先となる火災区域及び火災区画内において 火災影響を受ける安全上重要な施設がない場合は,

当該火災区域をスクリーンアウトする。

d. 火災区域(区画)内の評価

スクリーンアウトされなかった火災区域及び火災 区画に対して、単一火災を想定しても火災影響評価対 象設備の安全機能が確保できるかを確認する。評価に ついては、以下の手順にて実施する。

- (a) 対象火災区域及び火災区画の特定
- (b) 火災源の特定

- (c) ターゲットの特定
- (d) 火災影響範囲の設定
- (e) 火災区域内の評価
 - i. 火災区域内の評価はFDTs (Fire Dynamics Tools) を用いる。
 - ii. 火災源は,評価対象区域内で最も影響を与える可燃物を選定し,火災影響範囲(Zone of influence)を評価する。火災影響範囲(Zone of influence)概念図を添5第48図に示す。
 - iii. 評価項目は、火炎高さ、プルーム温度、輻射熱流 東及び高温ガス温度とする。
- e. 火災区域及び火災区画間の火災伝播評価

火災影響評価対象設備が設置される火災区域及び 火災区画と隣接火災区域及び火災区画のうち,火災の 伝播があるとしてスクリーンアウトされなかった火 災区域及び火災区画に対して,単一火災を想定しても 隣室の火災影響評価対象設備の安全機能が確保でき るかを確認する。評価については、火災区域(区画) 内の評価と同様の手順にて行う。

f. 判定基準

「2.1.4(6)③d.火災区域(区画)内の評価」及び「2.1.4(6)③e.火災区域及び火災区画間の火災伝播評価」により、火災影響評価対象設備に対して、以下のとおり火災の影響が及ばないことを確認

する。

- (a) 火炎が火災影響評価対象設備に至らないこと。
- (b) 損傷温度を超えるプルームが火災影響評価対象 設備に至らないこと。
- (c) 損傷熱流束を超える輻射が火災影響評価対象設備に至らないこと。
- (d) 損傷温度を超える高温ガスが火災影響評価対象 設備に至らないこと。

2.1.5 体制

火災発生時のMOX燃料加工施設の消火活動を行うため, 通報連絡者及び消火専門隊による消火活動要員を常駐させて,火災発生時には消防隊を編成できる体制を整備する。

2.1.6 手順等

MOX燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、MOX燃料加工施設を火災から防護するため、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減という深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。上記のうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。また、保安規定に基づく体制の整備を行う。

(1) 火災が発生していない通常時の対応においては,以下

の手順をあらかじめ整備する。

- ① MOX燃料加工施設内で火災が発生していないこと 及び感知器に異常がないことを中央監視室にて確認す る。
- ② 消火設備の故障警報が発した場合には,警報を確認し,消火設備が故障している場合には,早期に必要な補修を行う。

また,火災防護設備の故障の状態により一定期間内に 修理ができない場合は,火災発生時の公衆に対する影響 の低減の観点から,核燃料物質を退避させた後に,消火 する装置が故障した範囲の工程を停止する。

- (2) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置を設置する室 に運転員が在室する場合は,装置を手動操作に切り替え る運用とし,以下の手順をあらかじめ整備する。
 - ① 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、 消火器による消火活動を行う。
 - ② 消火活動が困難な場合は,当該室からの運転員の退避 を確認後,窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置を手動 操作により動作させ,動作状況の確認を行う。
- (3) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災 発生現場の確認、中央監視室への連絡及び消火活動を実 施するとともに消火状況の確認、運転状況の確認を行う。
- (4) 窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置しない

室の火災において消火活動に失敗した場合に備え,送排風機を停止する手順をあらかじめ整備する。

- (5) グローブボックス温度監視装置又はグローブボックス負圧・温度監視設備が火災を感知する前に、運転員が グローブボックス内の火災を発見した場合の消火に係 る手順をあらかじめ整備する。
- (6) 工程室のうち火災区域に設定する室及び安全上重要なグローブボックスにおいて火災防護設備による消火に失敗した場合に備え,配管を利用した火災の消火及び開口を利用した火災の消火又は継続の確認を実施するための手順をあらかじめ整備する。
- (7) 火災の発生の可能性を低減するため, MOX燃料加工 施設における点検等で使用する可燃性の資機材に対す る持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備する。
- (8) MOX燃料加工施設において可燃性又は難燃性の雑 固体を一時的に保管する必要がある場合は,火災の発生 及び延焼を防止するため,金属製の容器へ収納する等の 保管に係る手順をあらかじめ整備する。
- (9) 火災の発生を防止するために, MOX燃料加工施設に おける溶接等の火気作業に対する以下の手順をあらか じめ整備する。
 - ① 火気作業前の計画策定

- ② 火気作業時の養生,消火器の配備,監視人の配置及び可燃物の除去
- (10) 火災の発生を防止するために,化学薬品の取扱い及び 保管に係る手順をあらかじめ整備する。
- (11) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切な保守管理、点検及び補修を実施するための手順をあらかじめ整備する。
- (12) 火災防護に必要な資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備する。
- (13) 火災区域及び火災区画の変更,設備改造等を行う場合は,内部火災影響評価への影響を確認し,評価結果に影響がある場合は,安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため,内部火災影響評価の再評価を実施する。
- (14) MOX燃料加工施設を火災から防護することを目的 として、火災から防護すべき機器等、火災の発生防止、 火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減に関する教 育を定期的に実施することを手順にあらかじめ定める。
- (15) MOX燃料加工施設を火災から防護することを目的 として,消火器及び消火栓による消火活動について,訓

練を定期的に実施することを手順にあらかじめ定める。

添5第41表 火災影響評価対象設備(1/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置 記号 ^{注1)}
地下3階	2 (注2)	原料MOX 粉末缶取出 設備	原料MOX粉末缶取出装置グローブ ボックス	a
	3 (注2) (注3)	原料MOX 粉末缶取出 設備	原料MOX粉末缶取出装置グローブ ボックス	a
		原料MOX 粉末缶一時 保管設備	原料MOX粉末缶一時保管装置グロ ーブボックス	b
		スクラップ 処理設備	回収粉末微粉砕装置グローブボック ス	f
		粉末調整工 程搬送設備	原料粉末搬送装置グローブボックス 調整粉末搬送装置グローブボックス	g
	4 (注2)(注3)	一次混合設備	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス 予備混合装置グローブボックス	С
		分析試料採 取設備	原料MOX分析試料採取装置グロー ブボックス	е
		粉末調整工 程搬送設備	原料粉末搬送装置グローブボックス 調整粉末搬送装置グローブボックス	g
	5 (注2)(注3)	一次混合設備	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	С
		粉末調整工 程搬送設備	原料粉末搬送装置グローブボックス 調整粉末搬送装置グローブボックス	g

- 注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。
- 注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。
- 注3 グローブボックス排気設備のグローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)は安全上重要な施設のグローブボックスを設置する室内に設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。

添5第41表 火災影響評価対象設備(2/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置記号(注1)
地下3階	6 (注2)(注3)	二次混合設備	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボ	d
			ックス	
			ウラン粉末秤量・分取装置グローブボッ クス	
		分析試料採取	分析試料採取・詰替装置グローブボック	e
		設備	ス - ス	C
		粉末調整工程	再生スクラップ搬送装置グローブボック	g
		搬送設備	ス	
			調整粉末搬送装置グローブボックス	
	7 (注2)(注3)	二次混合設備	均一化混合装置グローブボックス	d
			造粒装置グローブボックス	
		粉末調整工程	調整粉末搬送装置グローブボックス	g
		搬送設備		
	8 (注2)(注3)	一次混合設備	一次混合装置グローブボックス	С
		スクラップ処	回収粉末処理・詰替装置グローブボック	f
		理設備	ス	
		粉末調整工程	調整粉末搬送装置グローブボックス	g
		搬送設備		
		ペレット加工	焼結ボート搬送装置グローブボックス	m
		工程搬送設備	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	
	9 (注2)(注3)	一次混合設備	一次混合装置グローブボックス	С
		スクラップ処	回収粉末処理・混合装置グローブボック	f
		理設備	ス	
		粉末調整工程	調整粉末搬送装置グローブボックス	g
		搬送設備		

- 注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。
- 注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。
- 注3 グローブボックス排気設備のグローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)は安全上重要な施設のグローブボックスを設置する室内に設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。

添5第41表 火災影響評価対象設備 (3/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置 記号 ^(注1)
地下3階	10 ^(注2)	粉末一時保管 設備	粉末一時保管装置グローブボックス	n
		粉末調整工程 搬送設備	調整粉末搬送装置グローブボックス	g
	11(注2)(注3)	二次混合設備	添加剤混合装置グローブボックス	d
		粉末調整工程 搬送設備	添加剤混合粉末搬送装置グローブボック ス	g
			調整粉末搬送装置グローブボックス	
		圧縮成形設備	プレス装置(粉末取扱部) グローブボック	h
			Z	
			プレス装置(プレス部) グローブボックス	
			グリーンペレット積込装置グローブボッ	
			クス	
		°1 1 h n 	空焼柿が一下収扱装置グローブボックス 焼結ボート搬送装置グローブボックス	
		ペレット加工 工程搬送設備	光和小一下板区表直クローノホックス	m
		ペレット一時	焼結ボート受渡装置グローブボックス	р
		保管設備		
	12(注2)(注3)	焼結設備	焼結ボート供給装置グローブボックス	i
			焼結ボート取出装置グローブボックス	
			焼結炉	
			焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	
			焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異	
			常検知回路	
			排ガス処理装置グローブボックス(上	
		ペレット加工	部) 焼結ボート搬送装置グローブボックス	
		1 , , , , ,		m
		工程搬送設備		

- 注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。
- 注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。
- 注3 グローブボックス排気設備のグローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)は安全上重要な施設のグローブボックスを設置する室内に設置し、それらを火災影響 評価対象設備とする。

添5第41表 火災影響評価対象設備(4/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置 記号 ^{注1)}
地下3階	13 ^{(注2)(注3)}	研削設備	焼結ペレット供給装置グローブボックス 研削装置グローブボックス 研削粉回収装置グローブボックス	j
		ペレット検査 設備	ペレット検査設備グローブボックス	k
		ペレット加工 工程搬送設備	焼結ボート搬送装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボッ クス(一部を除く。)	m
	14 ^{(注2)(注3)}	ペレット加工 工程搬送設備	焼結ボート搬送装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボッ クス(一部を除く。)	m
		ペレット一時 保管設備	焼結ボート受渡装置グローブボックス	р
	15 ^(注2)	ペレット加工 工程搬送設備	焼結ボート搬送装置グローブボックス	m
		ペレット一時 保管設備	ペレット一時保管棚グローブボックス 焼結ボート受渡装置グローブボックス	р
	16 ^(注2)	スクラップ貯 蔵設備	スクラップ貯蔵棚グローブボックス スクラップ保管容器受渡装置グローブボ ックス	q
		製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス ペレット保管容器受渡装置グローブボッ クス	r
	17 ^(注2)	粉末一時保管 設備	粉末一時保管装置グローブボックス	n
	18 ^(注2)	粉末一時保管 設備	粉末一時保管装置グローブボックス	n

- 注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。
- 注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。
- 注3 グローブボックス排気設備のグローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)は安全上重要な施設のグローブボックスを設置する室内に設置し、それらを火災影響 評価対象設備とする。

添5第41表 火災影響評価対象設備(5/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置記号(注1)
地下3階	19 ^(注2)	ペレット加工	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	m
		工程搬送設備		
		スクラップ貯	スクラップ保管容器受渡装置グローブボ	q
		蔵設備	ックス	
		製品ペレット		r
		貯蔵設備	クス	
	20 ^(注2)	ペレット加工		m
		工程搬送設備	クス(一部を除く。)	
		スクラップ貯	スクラップ保管容器受渡装置グローブボ	q
		蔵設備	ックス	
		製品ペレット		r
		貯蔵設備	クス	
	21	焼結設備	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	i
			排ガス処理装置の補助排風機の安全機能	
			の維持に必要な回路	
	27	火災防護設備	グローブボックス温度監視装置	S
	28	火災防護設備	グローブボックス温度監視装置	S
	29	火災防護設備	延焼防止ダンパの作動回路	S
	30	火災防護設備	延焼防止ダンパの作動回路	S

注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。

注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置する。。

添5第41表 火災影響評価対象設備(6/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置記号(注1)
地下3階 中2階	3 (注2)	焼結設備	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 排ガス処理装置の補助排風機の安全機能	i
1 2 7			の維持に必要な回路	
		小規模試験設備	小規模焼結処理装置内部温度高による過 加熱防止回路	t
		ν μ	小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風	
			機の安全機能の維持に必要な回路	
			小規模焼結処理装置への冷却水流量低に	
			よる加熱停止回路	
地下2階	2 (注2) (注3)	スクラップ処	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボ	f
		理設備	ックス	
			再生スクラップ受払装置グローブボック	
			ス	
			容器移送装置グローブボックス	
		粉末調整工程	再生スクラップ搬送装置グローブボック	g
		搬送設備	ス	
	16(注2)(注3)	スクラップ処	容器移送装置グローブボックス	f
		理設備		
		ペレット加工	焼結ボート搬送装置グローブボックス	m
		工程搬送設備		
		小規模試験設	小規模粉末混合装置グローブボックス	t
		備	小規模プレス装置グローブボックス	
			小規模焼結処理装置グローブボックス	
			小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボ	
			ックス	
			小規模研削検査装置グローブボックス	
			資材保管装置グローブボックス	

- 注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。
- 注2 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置を設置し、それらを火災影響評価対象設備とする。
- 注3 グローブボックス排気設備のグローブボックス排気フィルタ(安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)は安全上重要な施設のグローブボックスを設置する室内に設置し、それらを火災影響 評価対象設備とする。

添5第41表 火災影響評価対象設備 (7/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置 記号 ^{注1)}
地下2階	17	小規模試験設	小規模焼結処理装置内部温度高による過	t
		備	加熱防止回路	
			小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知に	
			よる炉内圧力異常検知回路	
			小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風	
			機の安全機能の維持に必要な回路	
			小規模焼結処理装置への冷却水流量低に	
			よる加熱停止回路	
地下1階	6	工程室排気設	工程室排風機	V
		備		
		グローブボッ	グローブボックス排風機	W
		クス排気設備		
	7	工程室排気設	工程室排気フィルタユニット	V
		備		
		グローブボッ	グローブボックス排気フィルタユニット	W
		クス排気設備		
	16	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		
	19	火災防護設備	グローブボックス消火装置(安全上重要	S
			な施設のグローブボックスの消火に関す	
			る範囲)	

注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。

添5第41表 火災影響評価対象設備(8/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置記号(注1)
地上1階	15	焼結設備	焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異 常検知回路	i
		小規模試験設 備	小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知に よる炉内圧力異常検知回路	t
		火災防護設備	グローブボックス温度監視装置 延焼防止ダンパのダンパ作動回路	S
			避圧エリア形成用自動閉止ダンパのダン パ作動回路	
		工程室排気設備	工程室排風機の排気機能の維持に必要な 回路	V
		グローブボッ クス排気設備	グローブボックス排風機の排気機能の維 持に必要な回路	W
		非常用所内電 源設備	非常用配電設備	X
		水素・アルゴ ン混合ガス設 備		У
	16	非常用所内電源設備		X
	17	非常用所内電源設備		Х

注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。

添5第41表 火災影響評価対象設備 (9/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置 記号(注1)
地上1階	18	火災防護設備	延焼防止ダンパのダンパ作動回路	S
		工程室排気設	工程室排風機の排気機能の維持に必要な	V
		備	回路	
		グローブボッ	グローブボックス排風機の排気機能の維	W
		クス排気設備	持に必要な回路	
		非常用所内電	非常用配電設備	X
		源設備		
		水素・アルゴ	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給	У
		ン混合ガス設	停止回路(焼結炉系,小規模焼結処理	
		備	系)	
	19	火災防護設備	延焼防止ダンパのダンパ作動回路	S
		工程室排気設	工程室排風機の排気機能の維持に必要な	V
		備	回路	
		グローブボッ	グローブボックス排風機の排気機能の維	W
		クス排気設備	持に必要な回路	
		非常用所内電	非常用配電設備	X
		源設備		
		水素・アルゴ		У
		ン混合ガス設		
		備	系)	
	20	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		

注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。

添5第41表 火災影響評価対象設備(10/10)

階層	部屋番号(注1)	設備区分	火災影響評価対象設備	設備配置記号(注1)
地上1階	21	非常用所内電	非常用直流電源設備	X
		源設備	非常用無停電電源装置	
			非常用配電設備	
地上1階	22	非常用所内電	非常用直流電源設備	X
		源設備	非常用無停電電源装置	
	23	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		
	24	非常用所内電	非常用所内電源設備	X
		源設備	非常用無停電電源装置	
			非常用配電設備	
	25	非常用所内電	非常用直流電源設備	X
		源設備	非常用無停電電源装置	
	28	水素・アルゴ	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給	У
		ン混合ガス設	停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	
		備	(焼結炉系, 小規模焼結処理系)	
	29	水素・アルゴ	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給	У
		ン混合ガス設	停止回路(焼結炉系,小規模焼結処理	
		備	系)	
	31	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		
	32	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		
	3	非常用所内電	非常用発電機	X
地上2階		源設備		
/四上 4 1日	4	非常用所内電	非常用発電機	X
		源設備		

注1 部屋番号は添5第30図に示す番号に、設備配置記号は添5第30図に示す記号にそれぞれ対応する。

添5第42表 想定火災源の識別及び等価時間の設定

想定火災源	火災原因
ケーブル	過電流により、ケーブルが発熱、発火し、火災となることを想定す
7 7 7 7	る。
電気盤	盤内でのケーブルの接触不良等を起因とし、火災となることを想定す
电水溢	る。
ポンプ及び	ポンプ及びモータといった動的機器において、機器の故障を起因と
モータ	し、火災となることを想定する。
	機器の潤滑油及び燃料油が漏えいし、オイルパン、機器ベース、防油
漏えい油	堤又は室内床面に溜まった状態において、着火の可能性がある場合、
	火災となることを想定する。
分析用試薬 分析用試薬が漏えいし、着火の可能性がある場合、火災とな	
(アルコール等)	想定する。

室ごとに存在する可燃物の量及び火災源を洗い出し、その上で火災荷重及び 等価時間を求める。

火災荷重[J/m²]=発熱量[J]/室の床面積[m²]

等価時間[hr]=火災荷重[J/m²]/燃焼率[J/m²/hr]

燃燒率=908095[kJ/m²/hr]

爆ごう発生の可能性について

MOX燃料加工施設で使用する混合ガスの水素濃度 9 vo1%は「水素混合ガスの安全性に関する研究 (Ⅱ)」(動力炉・核燃料開発事業団委託研究成果報告書),社団法人 産業安全技術協会,1997年 3 月を基 に設定している。

• 試験方法

円筒容器 (φ100mm×H200mm) を用い、水素、アルゴン及び空気を均一に予混合させた状態で、容器下部に 着火し、爆発圧力を測定している。この時の爆発圧力測定位置は、容器上部としている。

• 試験結果

試験結果から得られた爆発圧力等圧線を図1, 爆ごう範囲図を図2に示す。

- ▶ 水素 (9 vo1%) -アルゴン (91vo1%) 組成のガスに空気が混入した場合の爆発圧力の最大値は 2.1kg/cm²G (206kPaG) である。
- ▶ 水素-空気2成分系の爆ごう範囲については、実験結果から水素濃度17%~56%程度となる。
- ▶ 水素-空気-アルゴン3成分系の爆ごう範囲の推定を行い、爆ごうの起こりうる危険条件をガス組成から明らかにした。
- ▶ 水素濃度が10vo1%以下ではどのような条件下でも爆ごうに至らない。
- 水素濃度の選定

上記試験結果及び参考文献より、水素濃度は爆ごうが発生しない「9 vo1%以下」を供給混合ガスの仕様値とする。

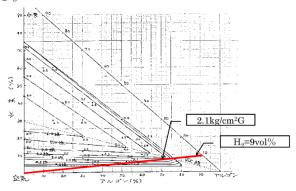


図1 水素-空気-アルゴンの爆発圧力等圧線

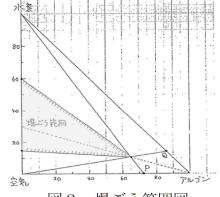


図2 爆ごう範囲図

Q点:爆ごうが起こり得る

限界水素濃度

P点:爆ごうが起こり得る

限界酸素濃度

出典:「水素混合ガスの安全性に関する研究(II)」(動力炉・核燃料開発事業団委託研究成果報告書),社団 法人 産業安全技術協会,1997年3月

添5第28図 空気及び水素・アルゴン混合ガスの混合状態における爆ごう発生の可能性



添5第30図(1) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地下3階)

1 貯蔵容器搬送用洞道 2 貯蔵容器受入第1室 3 制御第1室

再処理施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋

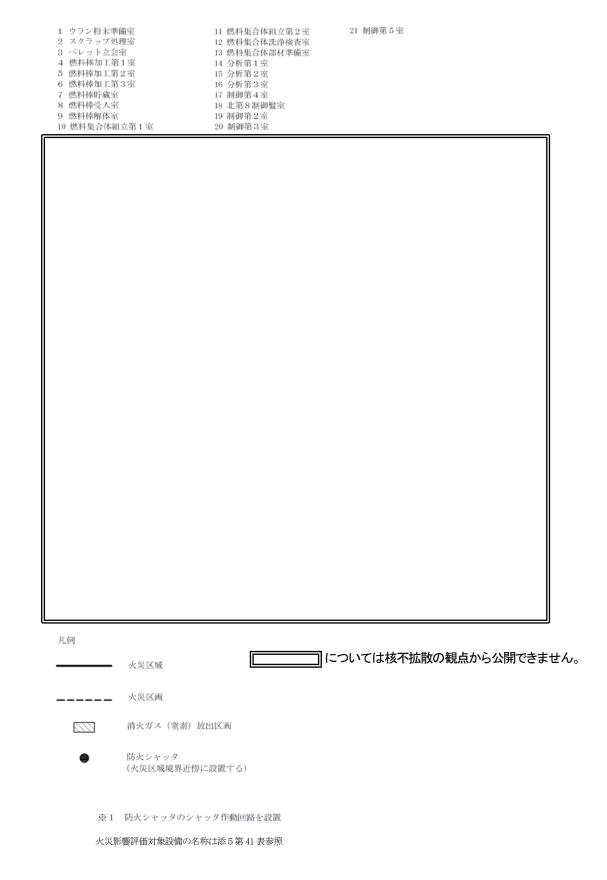
凡例	
—	一ついてけなるが歩の組上もこの間でもナルノ
火災区画	[については核不拡散の観点から公開できません。

貯蔵容器搬送用洞道内の再処理施設境界部に扉を設置する。 扉は3時間以上の耐火能力を有する設計とする。

消火ガス(窒素)放出区画

火災影響評価対象設備の名称は添5第41表参照

添5第30図(2) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地下3階中2階)



添5第30図(3) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地下2階)

1 燃料集合体組 2 梱包室 3 梱包準備室 4 ウラン貯蔵室 5 燃料集合体的 6 排風機室 7 排気フィルタ 8 排気フィルタ	· 蔵室 第1室	9 排気フィルタ第 10 廃棄物保管第 1 11 選別作業室 12 冷却機械室 13 廃油保管室 4 制御第 6室 15 オイルタンク室 16 非常用発電機燃	室	17 リフタ室 18 溶接施行試撃 19 窒素消火室 20 ダンパ駆動用			
凡例							
	火災区域			いては核不	「拡散の観点か	ら公開できま	₹せん。
	火災区画						
		後化炭素) 放出区画					
	消火ガス(窒素	(5) 放出区画					

添5第30図(4) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地下1階)

火災影響評価対象設備の名称は添5第41表参照

 貯蔵梱包クレーン 輸送容器保管室 輸送容器検査室 入出庫室 出入管理室 入坡室 退城室 汚染検査室 放射線管理室 現場放射線管理室 	室 11 除染室 12 放管試料前処理2 13 放射能測定室 14 計算機室 15 中央監視室 16 非常用電電池E3 17 非常用電気E室 18 非常用制御盤A3 19 非常用利御盤B3	21 非常用電気A室 22 非常用蓄電池A室 23 非常用養電機B室 24 非常用電気B室 24 非常用電気B室 25 非常用電気B室 26 二酸化炭素消火設備第1室 27 二酸化炭素消火設備第2室 28 混合ガス受槽室 29 混合ガス計装ラック室 30 入出庫室前室	31 非常用発電機A制御盤室 32 非常用発電機B制御盤室
凡例			
	災区域 災区画	<u></u> については核不拡散の)観点から公開できません。
清	i火ガス(二酸化炭素)放出区	Çubî	

火災影響評価対象設備の名称は添5第41表参照

添5第30図(5) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地上1階)

2 固非非荷熱設常 5 6 7 8 常用	廃棄物払 用発電機 用発電機 室	室								_
凡例		火災区域			二につい	ヽては核る	下拡散の額	見点からな	く開できま	₹せん。
		火災区画								
	2	消火ガス(二酸化炭素)	放出区画						

1 給気機械・フィルタ室

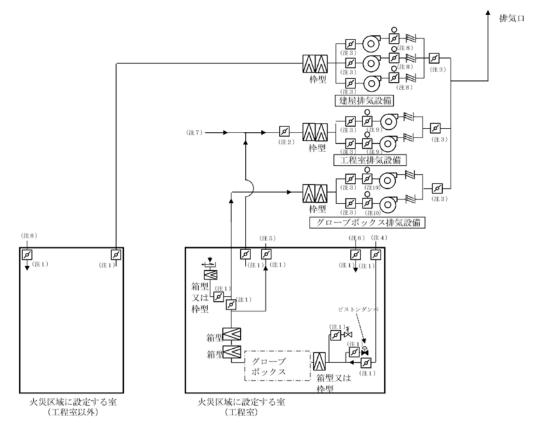
添5第30図(6) 火災影響評価対象設備配置図(燃料加工建屋地上2階)

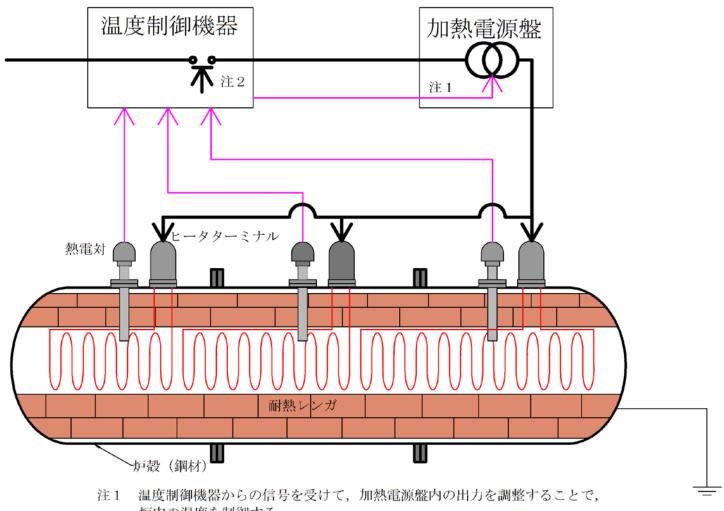
火災影響評価対象設備の名称は添5第41表参照

注1 延焼防止ダンパ 火災区域に設定する室を貫通するダクト内に延焼防止ダンパを設置 延焼防止ダンパの設置位置及び設置数については、変更し得る

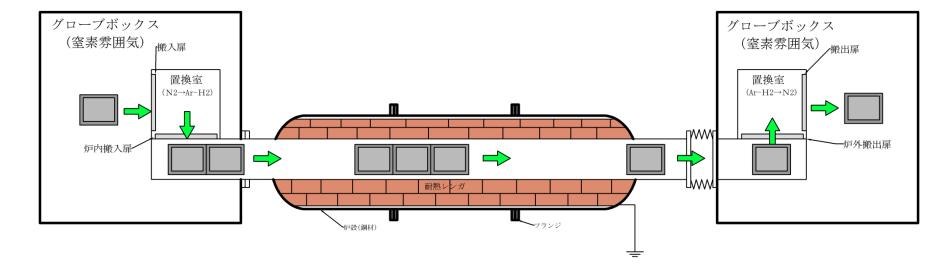
注2 避圧エリア形成用自動閉止ダンパ 避圧エリア形成用自動閉止ダンパの設置位置及び設置数については、 変更し得る

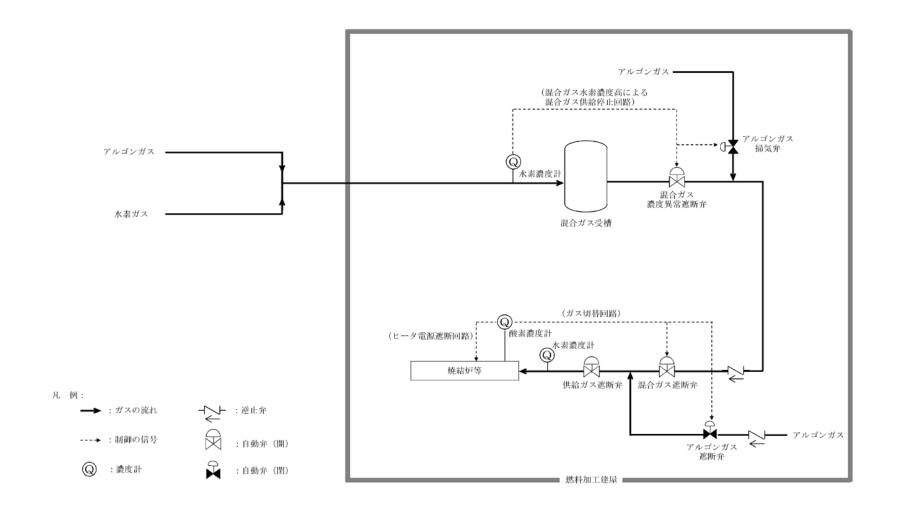
- 注3 手動ダンパ
- 注4 窒素循環設備による給気
- 注5 窒素循環設備による排気
- 注6 給気設備による給気
- 注 7 他の火災区域に設定する工程室と繋がっており、避圧エリア形成用 自動閉止ダンパにより避圧エリアを形成する。
- 注8 建屋排気閉止ダンパ
- 注9 工程室排気閉止ダンパ
- 注10 グローブボックス排気閉止ダンパ



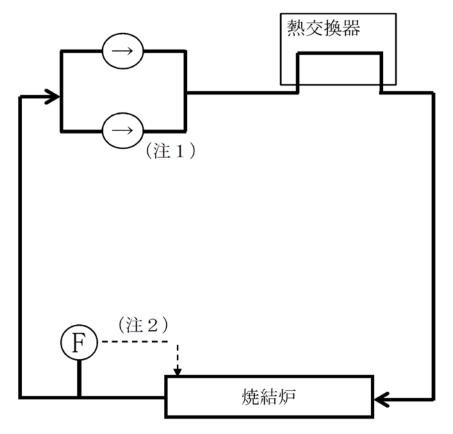


- 炉内の温度を制御する。
- 注2 熱電対からの信号を受け、熱的制限値を超えるおそれのある場合は、回路 を遮断し電源を遮断する。





添5第34図 水素・アルゴン混合ガス供給の系統概要図



- 注1 冷却水ポンプは2台設置し,
 - 片方のポンプが故障した場合にもう片方のポンプを起動する。
- 注2 冷却水流量低を検知し、ヒータ電源を遮断。

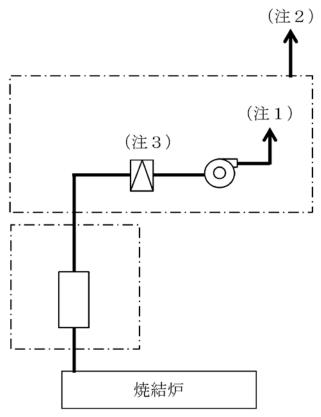
凡 例:

─→ : 冷却水の流れ

→ : 冷却水ポンプ

---> :制御の信号 (F) :流量計

添5第35図 冷却水供給の概念図



- 注1 焼結炉内の排ガスを排ガス処理装置グローブボックス内に排気し、 グローブボックス内の雰囲気にて希釈する。
- 注2 希釈した排ガスをグローブボックス排気ダクトを介して排気する。
- 注3 運転状態により、フィルタの種類は変更し得る。

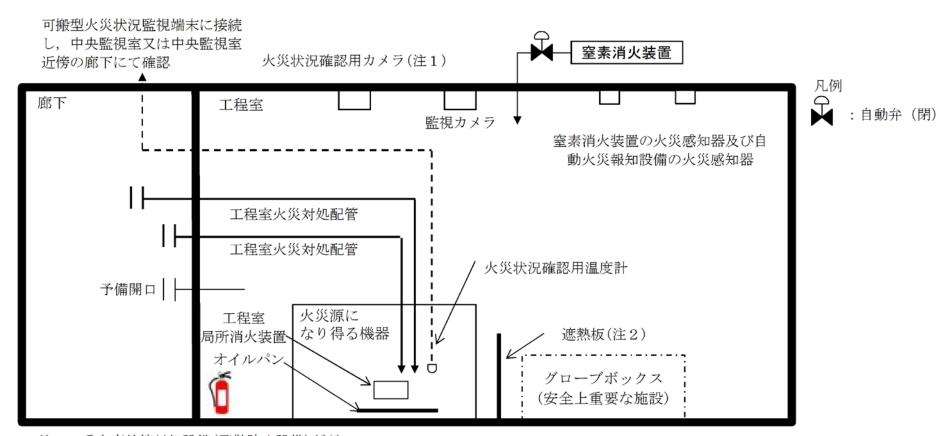
凡 例:

→ : 排ガスの流れ (る) : 補助排風機

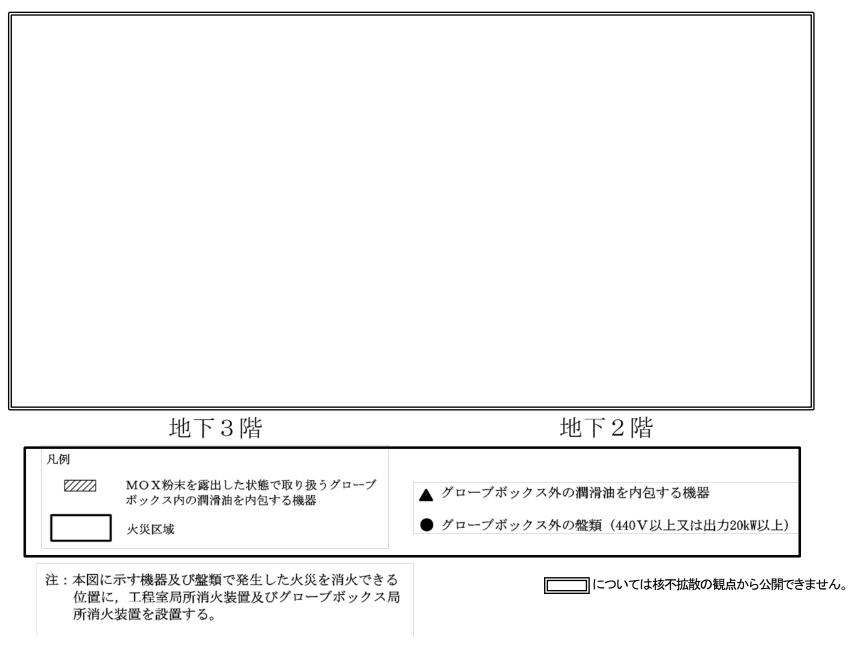
| : 排ガス処理装置 | : 粒子フィルタ

: コールドトラップ (有機物の除去)

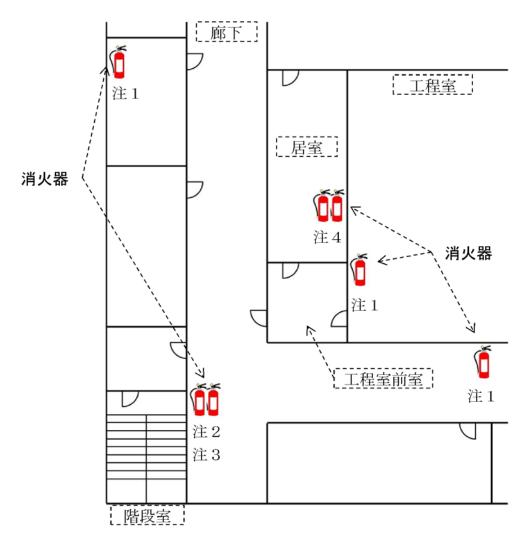
添5第36図 排ガス処理装置の概念図



注1 重大事故等対処設備(飛散防止設備)だが, 注2 火災源になり得る機器と安全上重要な施設のグローブ 火災発生時に本機器を使用して室内の状況を確認する ボックスの離隔ができない場合に遮熱板を設置する。 ことができる設計とする。

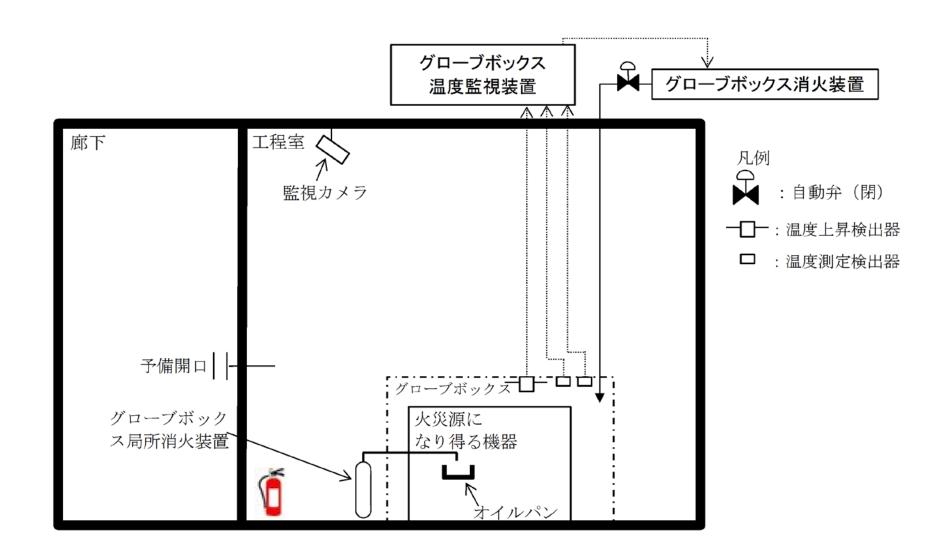


添5第38図 グローブボックス局所消火装置及び工程室局所消火装置配置図

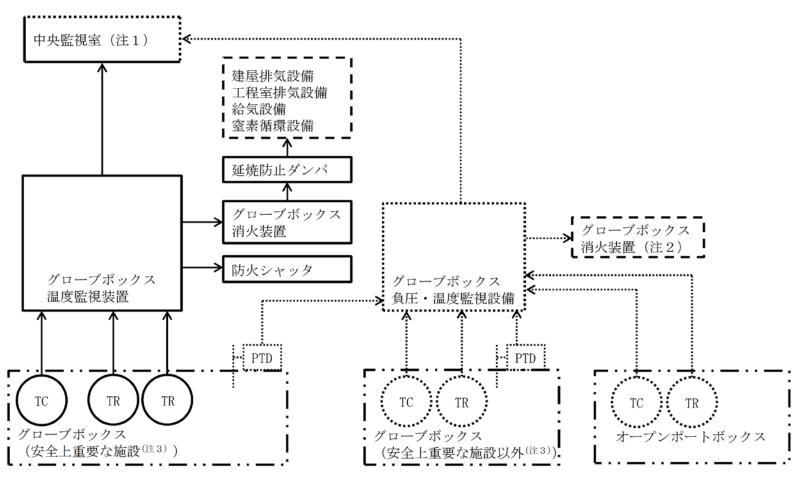


- 注1 本施設では、消防法に基づき、どの位置からでも 歩行距離20m以内となるように消火器を配置する。
- 注2 本施設では、消火活動の際に通過する工程室前室 入口付近の廊下に消火器を2個以上配置する。
- 注3 本施設では、消火活動の際に通過する階段室 出口付近の廊下に消火器を2個以上配置する。
- 注4 本施設では、運転員が運転及び監視のために使用する 居室に消火器を2個以上配置する。

添5第39図 消火器の配置概念図



添5第40図 グローブボックス内火災感知及び消火装置の配置概念図



注1 室内に設置する盤により火災の警報を確認できる。

注2 安全上重要な施設以外のグローブボックスに設置する温度上昇検出器及び温度測定検出器が火災を感知した場合に信号を発する。

注3 火災区域に設定する室内に設置する、ペレット保管容器搬送装置グローブ ボックスについては、グローブボックス温度監視装置による火災感知を行う。

実線:火災防護設備

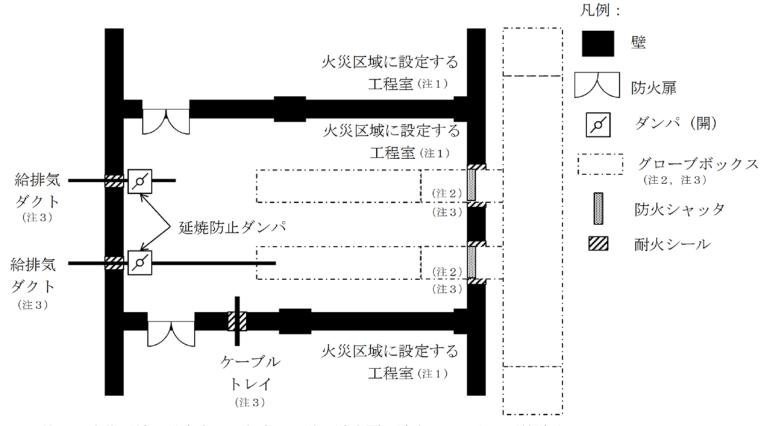
点線:グローブボックス負圧・温度監視設備

破線:上記以外の設備・機器

TC:温度上昇検出器 TR:温度測定検出器

°PTD:差圧検出器

添5第41図 グローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備 設置概念図



注1:火災区域に設定する工程室は、壁、防火扉、防火シャッタ、延焼防止

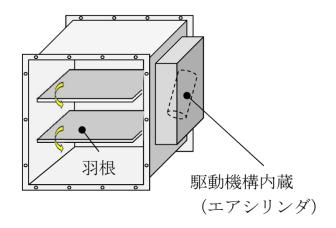
ダンパ及び耐火シールにて火災区域境界を構成する。

注2:グローブボックス内に防火シャッタを設置する。

注3:ダクト貫通部、グローブボックス貫通部、ケーブルトレイ貫通部に

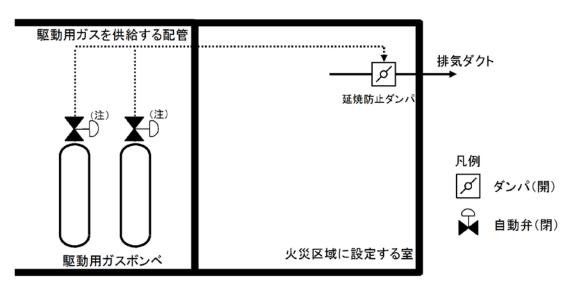
耐火シールを施工する。

添5第42図 火災区域境界構成の概念図



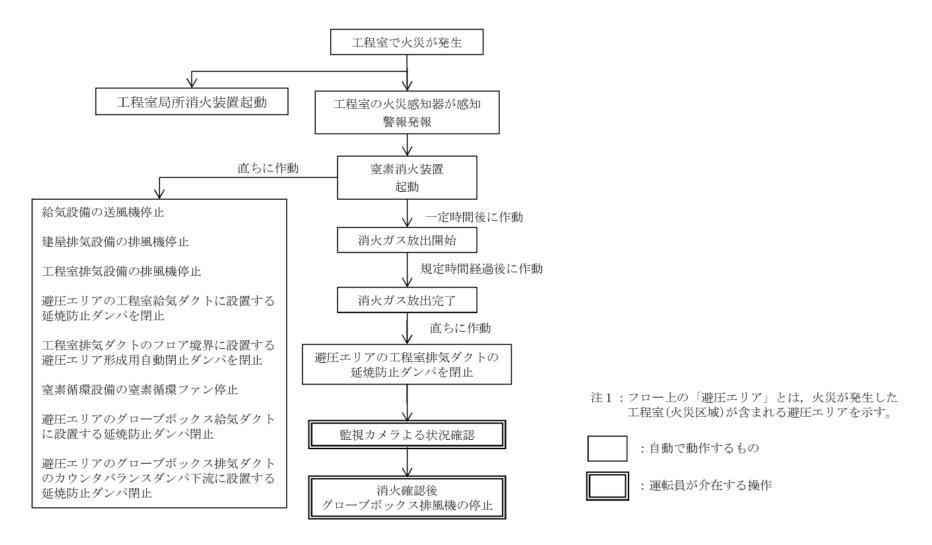
延焼防止ダンパ (窒素ガス圧駆動式)

添5第43図 延焼防止ダンパの構造の概念図

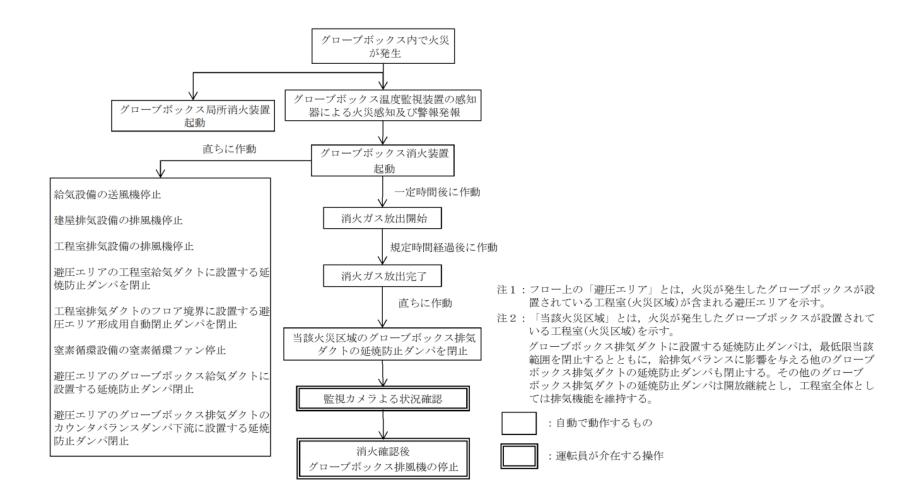


注 延焼防止ダンパ閉止信号により開放

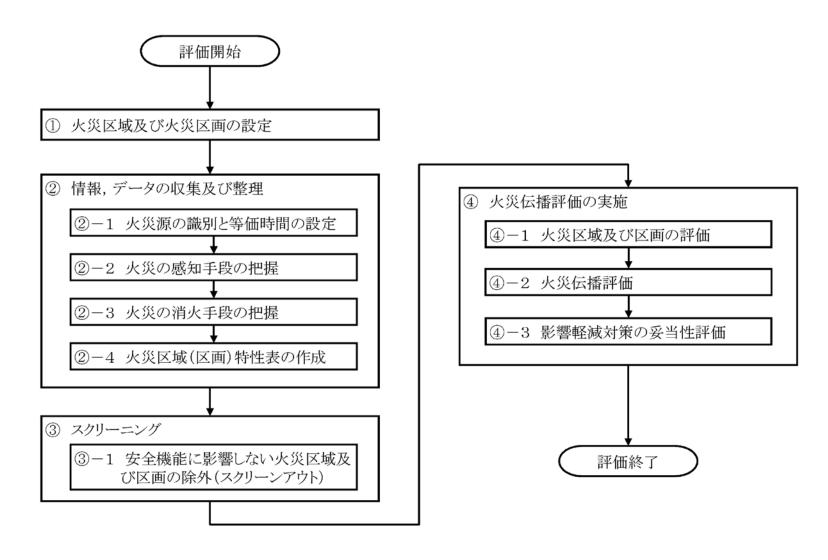
添5第44図 延焼防止ダンパの動力供給の概念図



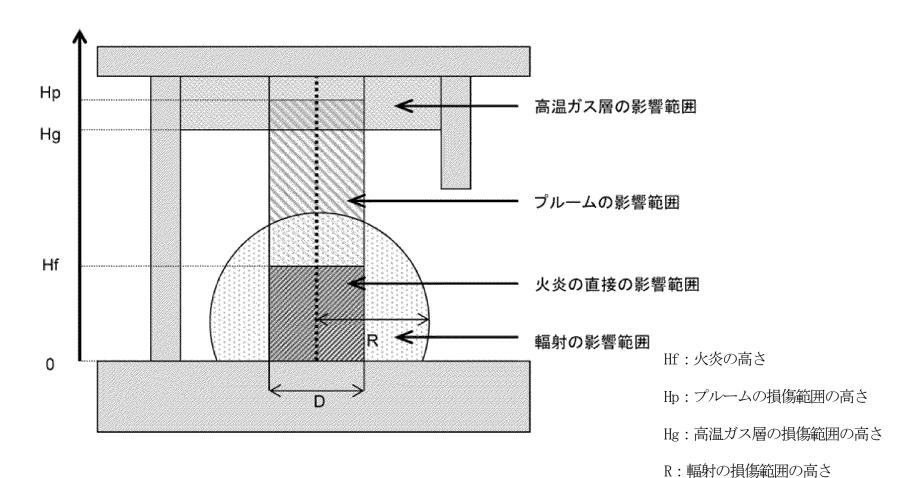
添5第45図 火災区域に設定する工程室の火災発生時の消火対応フロー図



添5第46図 火災区域に設定する工程室に設置するグローブボックスの火災発生時の消火対応フロー図



添5第47図 火災ハザード解析のフロー図



添5第48図 火災影響範囲(ZOI)概念図

D: 火炎の直径

2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第5条:火災等による損傷の防止

	MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料		備考	
資料No.	名称	提出日	Rev	佣石
補足説明資料1-1	NFPA801への適合性の考え方	1 / 23	1	
<u>添付資料 1</u>	NFPA801に対する火災防護基準の参考適用の考え方	<u>1/17</u>	<u>0</u>	資料構成の見直しに伴い削除
補足説明資料1-1-1	火災防護上の区域の設定にかかる補足説明資料	1/23	0	資料構成見直しに伴う名称の変更
添付資料 1	再処理施設の火災防護設計を踏まえたMOX燃料加工施設 <u>における追加防護対</u> 策について	1/23	0	資料構成見直しに伴う名称の変更
别紙 1-	火災防護における最重要機能の選定	=	=	資料構成の見直しに伴い削除
别紙 2-	火災防護における最重要機能を有する系統の系統図	=	=	資料構成の見直しに伴い削除
添付資料2	MOX燃料加工施設における火災影響評価対象機器の選定について			
別紙 1	火災影響評価対象機器リスト			
別紙 2	MOX燃料加工施設における「事業許可基準規則」に基づく防護対象設備の抽 出 <u>について</u> (内部火災と内部溢水における防護対象の比較)			記載の適正化
別紙3	MOX燃料加工施設の非常用母線における内部火災が発生した場合の影響について	12/26	0	
別紙4	MOX燃料加工施設の非常用直流電源設備における火災発生時の影響について	12/26	0	
添付資料3	MOX燃料加工施設における火災区域、区画の設定について			
別紙1	安重機能を有する機器等<u>安全上重要な施設</u>に対する火災区域の設定について			記載の適正化
別紙2	<u>個別</u> 火災区域設定表			記載の適正化
別紙 3	MOX燃料加工施設におけるファンネルを介した火災発生区域からの煙等の流入防止対策について			
補足説明資料1-2	火災の発生防止にかかる補足説明資料			
添付資料1	MOX燃料加工施設における漏えいした潤滑油又は燃料油の拡大防止対策について			
<u>添付資料 2</u>	MOX燃料加工施設における火災区域又は火災区画に設置するガスボンベについて	=	=	資料構成の見直しに伴い削除
添付資料2	MOX燃料加工施設における分析試薬の火災発生対策について	12/26	0	
添付資料3	MOX燃料加工施設におけるグローブボックスの火災等による損傷の防止について			

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第5条:火災等による損傷の防止

	MOX燃料加工施設 安全審查 整理資料 補足説明資料	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev	/佣.∕与
添付資料4	MOX燃料加工施設における配管フランジパッキンの火災影響について	12/26	0	
添付資料 5	MOX燃料加工施設における安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機器等 に使用するケーブルの難燃性について	12/26	0	
別紙 1	MOX燃料加工施設における非難燃ケーブルの延焼防止性について	12/26	0	
	MOX燃料加工施設における不燃性又は難燃性の換気フィルタの設計方針について	12/6	0	
添付資料_7	MOX燃料加工施設における保温材の設計方針について	12/6	О	
添付資料8	MOX燃料加工施設における建屋内装材の不燃性について	12/20	0	
補足説明資料1-3	火災の感知にかかる補足説明資料			
	安全上重要な施設及び放射性物質貯蔵等の機能を有する機器等に設置される火 災区域又は火災区画の自動火災報知設備について	12/26	0	
添付資料 2	MOX燃料加工施設における火災感知器の型式ごとの特徴等について	12/26	0	
添付資料3	MOX燃料加工施設における火災感知器の配置方針	1/10	0	
次付分れ	MOX燃料加工施設における火災を想定するグローブボックス内の感知方法に ついて			
補足説明資料1-4	火災の消火にかかる補足説明資料			
添付資料1	MOX燃料加工施設の消火に用いる固定式ガス消火設備について	12/26	0	
添付資料 2	MOX燃料加工施設の消火困難区域に係る消火について			
添付資料3	MOX燃料加工施設における地震時の消火活動について			
補足説明資料1-5-1	火災の影響軽減(延焼防止)にかかる補足説明資料			
添付資料 1	MOX燃料加工施設における安全上重要な施設の系統分離対策について			
添付資料 2	MOX燃料加工施設における耐火壁の3時間耐火性能について	12/20	0	
添付資料 3	MOX燃料加工施設における系統分離対策 <u>について</u>			記載の適正化
添付資料4	MOX燃料加工施設における中央監視室の排煙設備について	12/26	0	

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

第5条:火災等による損傷の防止

	MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev	Vπ ² 7
<u>補足説明資料 1-5-2</u>	MOX燃料加工施設における貯蔵・閉じ込め機能を有する機器等にかかる補足 説明資料	=		<u>資料構成の見直しに伴い削除</u>
<u>添付資料 1</u>	MOX燃料加工施設における貯蔵・閉じ込め機能を有する機器等の火災防護対 策について	=	=	<u>資料構成の見直しに伴い削除</u>
<u>添付資料 2</u>	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(抜粋)		=	資料構成の見直しに伴い削除
補足説明資料1-6	火災ハザード解析にかかる補足説明資料			
添付資料 1	MOX燃料加工施設における内部火災影響評価 <u>について</u>			記載の適正化
添付資料 2	MOX燃料加工施設における火災区域(区画)の設定について	12/26	0	
添付資料3	MOX燃料加工施設における火災区域(区画)特性表			
添付資料4	MOX燃料加工施設における火災防護に係る等価時間算出プロセスについて			記載の適正化
添付資料 5	MOX燃料加工施設における火災区域内の火災伝播評価結果について (例)	12/26	0	
添付資料 6	MOX燃料加工施設における隣接火災区域への火災伝播評価結果について (例)	12/26	0	
補足説明資料1-7	爆発の発生防止にかかる補足説明資料			
添付資料 1	MOX燃料加工施設における爆発の発生条件について			
補足説明資料1-8	爆発の感知及び影響軽減にかかる補足説明資料			
添付資料 1	MOX燃料加工施設における爆発 <u>の感知及び影響軽減について</u>			記載の適正化

補足説明資料1-1(5条)

- 1. NFPA801への適合性の考え方
 - <u>1. 1 NFPA801の要求事項</u>
 - 1. 1. 1 NFPA801の目的について
 - 1.1.2 関連規格について
 - 1.1.3 火災ハザード解析にかかる要求について
 - 1. 2 MOX燃料加工施設におけるNFPA801への適合方

 針
- 2. 要求事項に対する適合性
 - 2. 1 第4章 火災防護プログラムへの適合性
 - 2. 2 第5章 施設設計全般への適合性
 - 2. 3 第6章 火災防護設備・装置全般への適合性
 - 2. 4 第7章 原子力施設特有の災害への適合性

NFPA801への適合性の考え方

1. NFPA801への適合性の考え方

1. 1 NFPA801の要求事項

米国のNFPA801では、軽水炉発電プラントを除く放射性物質を取り扱う他の施設に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火を行う設備の設置並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じることを要求している。表1にNFPA801の構成を示す。

また、NFPA801は、具体的な設計展開に<u>かかる要求の多く</u>は、一般産業で用いられる設備に対する米国内<u>の規格を適用する記載となっていることから、具体的な設計展開にあたっては、放射性物質を取り扱う施設特有の規格ではなく、それぞれ該当する一般産業で用いられる設備の規格に紐づけられるという解釈ができる。</u>

さらにNFPA801では、火災防護設計の初期段階あるいは設計変更が行われた場合に防護設計が妥当であることを評価するために、火災ハザード解析を実施することとしている。これは、設計を行った後にその妥当性の確認を行うことを要求している。

- 1. 2 MOX燃料加工施設におけるNFPA801への適合方針
- 1.1 を踏まえ、MOX燃料加工施設におけるNFPA801への 適合方針は、以下のとおりとする。
- (a) NFPA801のうち、火災防護対策が示されている第4

章から第7章に対して適合するよう設計する。

(b) NFPA801の関連規格が、一般産業で用いられる設備 に対する規格であることを踏まえ、各設備に要求さ れる技術的な基準を規定している国内法令に基づい て火災防護設計を講じることで、NFPA801の要求に対 しても適合する設計とする。

例えば、NFPA801で火災感知にかかる記載がある場合は、消防法に基づき設計することで適合するものと考える。

(c) 火災ハザード解析の実施にあたっては、NFPA801で は、火災防護設計の妥当性確認として実施すること が求められている。

国内の評価手法として,「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」が定められており,これは火災防護設計を実施しその妥当性を評価するものであることからNFPA801の要求を満足できると考える。

MOX燃料加工施設では、事業許可基準規則解釈 第五条2項五号及び六号に要求される「火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できること。」及び「「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されることをいう。」を踏まえ、安 全上重要な施設に対して「原子力発電所の内部火災 影響評価ガイド」を参考とした影響評価を実施し、 火災ハザード解析として、設工認段階で示すことと する。

表1 NFPA801の構成と各章における要求事項

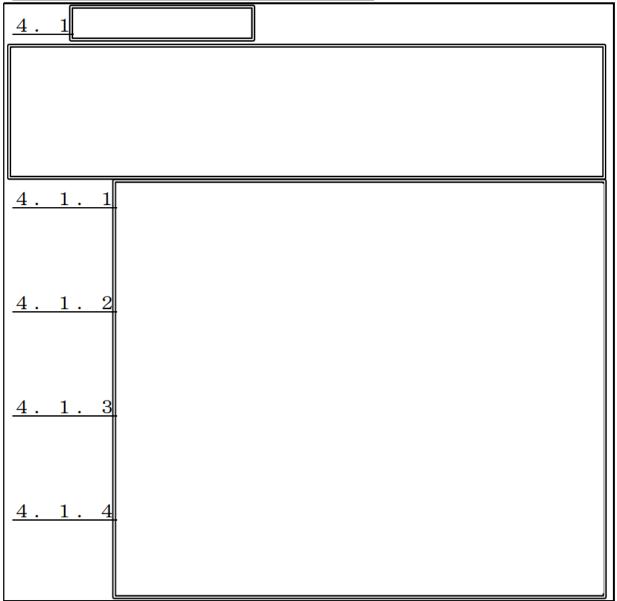
NFPA801 構成	要求事項
Chapter 1 Administration	本章では、NFPA801の適用範囲が
(第1章 管理)	述べられている。
Chapter 2 Referenced	本章では、NFPA801で引用してい
Publications	る関連規格,参考資料が述べら
(第2章 引用出版物)	れている。
Chapter 3 Definitions	本章では、NFPA801で使用して
(第3章 定義)	いる用語の定義が述べられてい
	る。
Chapter 4 Fire Protection	本章では、火災防護プログラム
Program	(火災防護基準に相当)及び火
(第4章 火災防護プログラム)	災ハザード解析に係る要求事項
	が述べられている。
Chapter 5 General	本章では、火災防護における施
Facility Design	設全体に係る設計要求事項が述
(第5章 施設設計全般)	べられている。
Chapter 6 General Fire	本章では、火災防護における消
Protection Systems and	火を行う設備及び火災の感知を
Equipment	行う設備に係る設計要求事項が
(第6章 火災防護設備・装置	述べられている。
全般)	
Chapter 7 Facilities,	本章では、原子力施設特有の災
Processes, and Special	害を考慮した火災防護設計に係
Hazards	る要求事項が述べられている。
(第7章 原子力施設特有の災	
害)	

表1 NFPA801の構成と各章における要求事項

NFPA801 構成	要求事項
Chapter 8 Fire Protection	本章では、廃止措置時における
During Permanent Facility	火災防護対応に係る要求事項が
Shutdown and Decomissioning	述べられている。
(第8章 施設の永久停止時及	
び廃止措置時の火災防護)	

2. 要求事項に対する適合性

2.1 第4章 火災防護プログラム

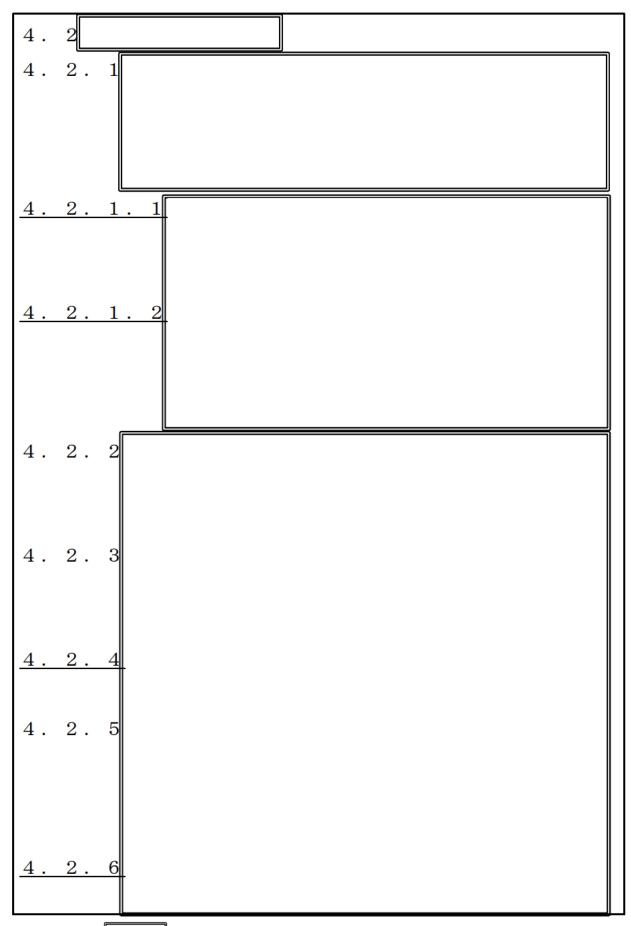


2.1.1 管理方針及び監督への適合性

MOX燃料加工施設を火災から防護するため、火災防護プログラムとして「火災防護計画」を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。ま

<u>については商業機密の観点で公開できません。</u>

た,MOX燃料加工施設を火災から防護するため、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。

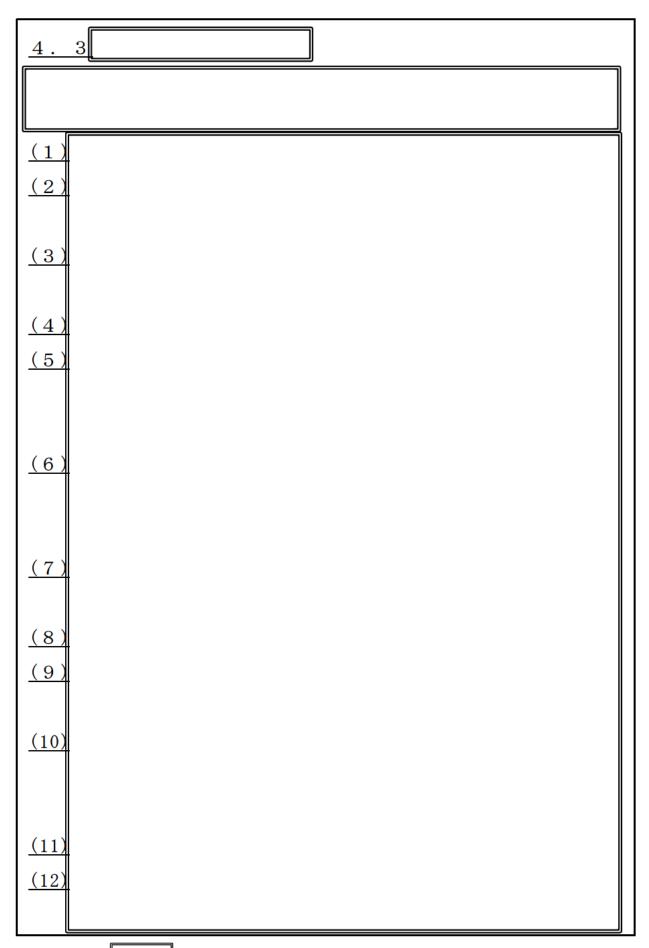


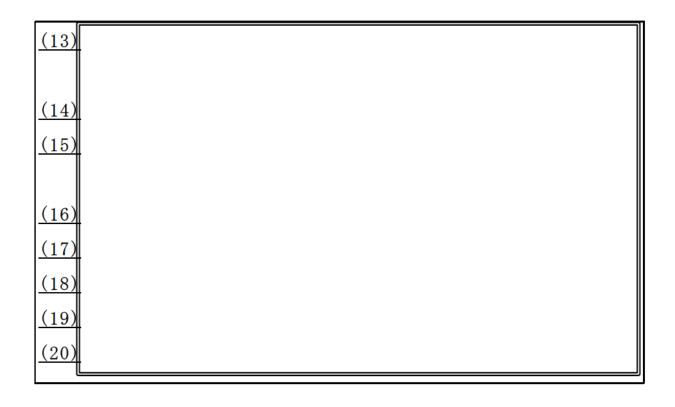
2. 1. 2 火災ハザード解析にかかる適合性

具体的な解析手法については、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061914号 原子力規制委員会決定)を参考とし、MOX燃料加工施設のうち、火災により安全機能を損なうことでMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれがある施設を対象に火災ハザード解析を実施する。

また、火災感知器を多様化する対象の火災区画内の燃料棒及びプルトニウムを含んだ可能性のある廃棄物についても、火災により隣接する火災区域及び火災区画と相互影響がないことを確認する。

火災ハザード解析は,設備設計にかかる情報として配置条件や火災源の特徴等を考慮して実施する。

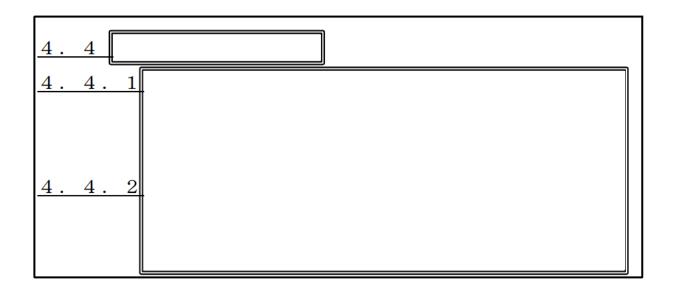




- 2.1.3 火災防止プログラムへの適合性 MOX燃料加工施設で策定する火災防護計画は,以下の情報を踏まえることとする。
- ① 火災発生防止対策,消火を行う設備の選定方針,設置目 的及び運用方法並びに燃料加工建屋内に持ち込む可燃性物 質の数量及び管理方法
- ② 火災を感知する設備,消火活動を実施するための消火器 及び消火栓等の消火を行う設備の設置
- ③ 火災防護に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順
- ④ 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火 災時の装備及び出入り管理方法,避難対応並びに負傷者の 搬出方法
- ⑤ 火災発生時において燃料加工建屋が影響を受けるおそれ がある場合の工程停止等の措置

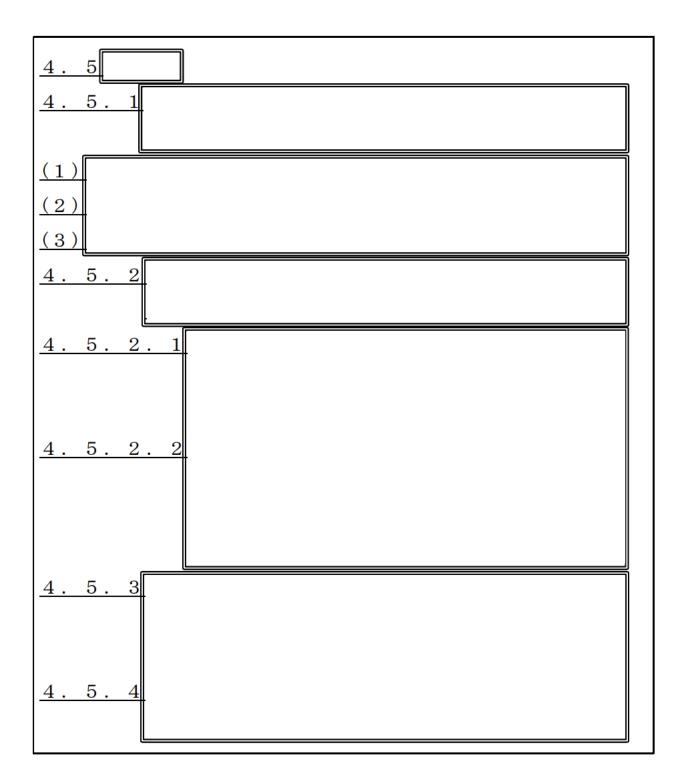
	につり	いて	は商	業機	密の)観	点で	で公員	見で	き	ませ	ん。
				1 – 1								

- ⑥ 計画を遂行するための体制の整備(責任の所在,責任者 の権限,体制の運営管理,必要な要員の確保に係る事項を 含む。)並びに教育及び訓練内容
- ⑦ 火災の発生防止,火災の早期感知及び消火並びに火災の 影響軽減について,それぞれの目的を達成するための火災 防護対策
- ⑧ 火災発生時におけるMOX燃料加工施設の保全のための 活動を行う体制の整備

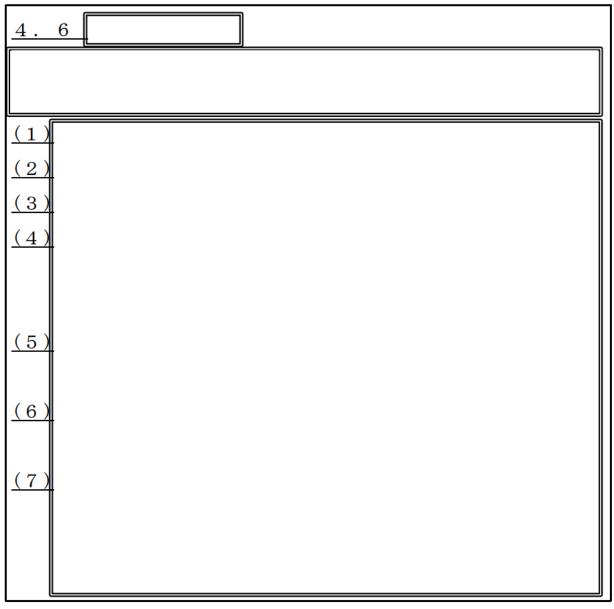


2.1.4 試験,検査及び保守にかかる適合性

火災防護に必要な設備の試験及び検査については,原子炉等規正法 第十六条の三に基づく使用前検査に基づき実施する。また,国内法令である建築基準法及び消防法に基づく検査も実施する。

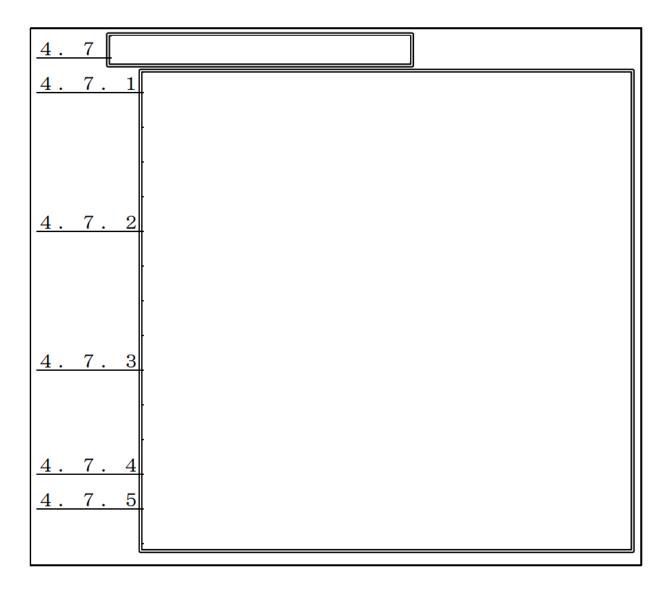


2.1.5 損傷にかかる適合性 本項にかかる内容は、火災防護計画として示す。

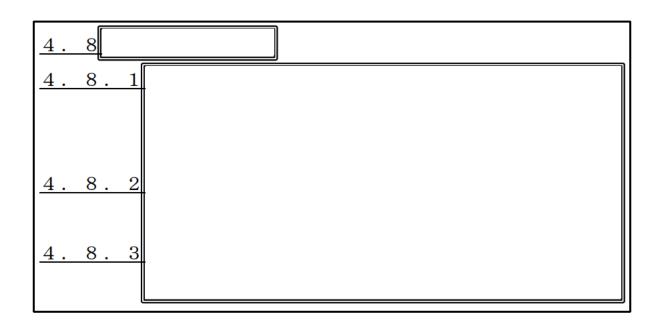


2.1.6緊急事態対応への適合性

本項にかかる内容は,火災防護計画として示す。



2.1.7 施設の火災緊急事態対応組織への適合性 本項にかかる内容は、火災防護計画として示す。



2.1.8 事前火災計画にかかる適合性 本項にかかる内容は、火災防護計画として示す。

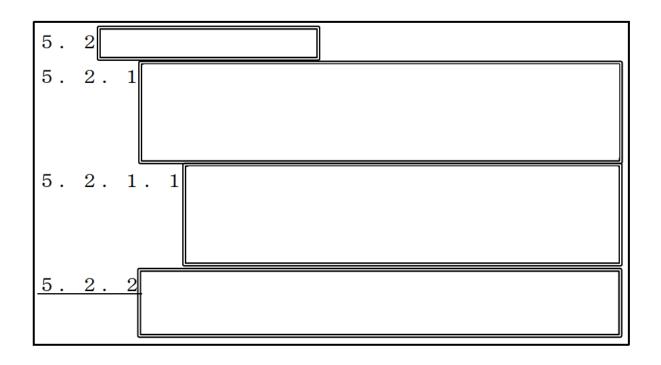
2	2	笆 5 音	施設設計全般への適合性	±
∠ .		おり早		L

5. 1	
(1) (2)	

2. 2. 1 特別な考慮事項にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、非密封のMOXをグローブボック ス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備 で取り扱う設計とすることで、核燃料物質を限定された区域 に閉じ込める設計とする。

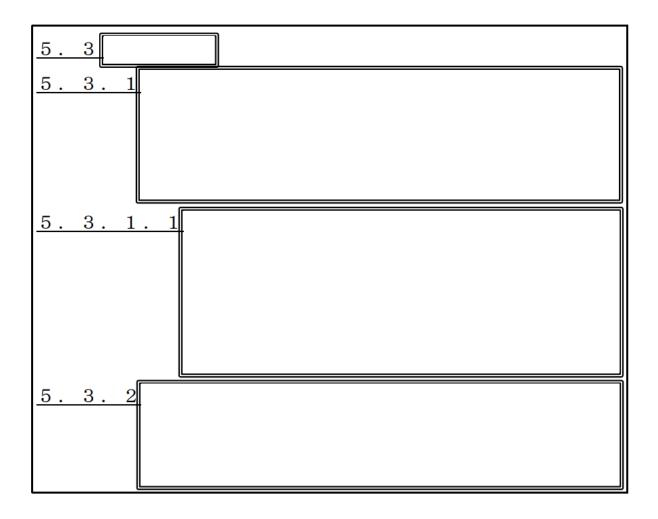
<u>核燃料物質による汚染のおそれのある室の床及び人が触れるおそれのある壁は、表面を腐食しにくい樹脂系塗料等で平滑に仕上げ、除染が容易な設計とする。</u>



2. 2. 2 建屋内外の配置区分にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、放射性物質を大量に含む建屋である燃料加工建屋に対して隣接する施設がある場合、火災ハザード解析により燃料加工建屋に延焼を及ぼさず隔離されていることを確認する。

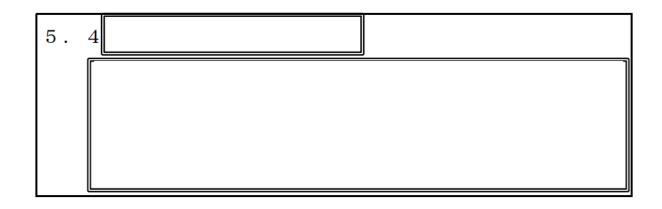
MOX燃料加工施設は、汚染の可能性の低減及び拡大防止を図るための措置として、燃料加工建屋内の給気口を天井面付近に設置し、排気口を床面付近に設置することにより一定の流線とした上で、気圧を工程室外の廊下等、工程室等、グローブボックス等の順に低くすることで、放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。



2. 2. 3 汚染管理にかかる適合性

MOX燃料加工施設において、仮設の構造体を使用する作業は、グローブボックス撤去解体時又は除染作業時を想定する。構造体には、不燃性材料及び難燃性材料を用いる設計とし、これにかかる火災防護対策については、火災防護計画に定める。

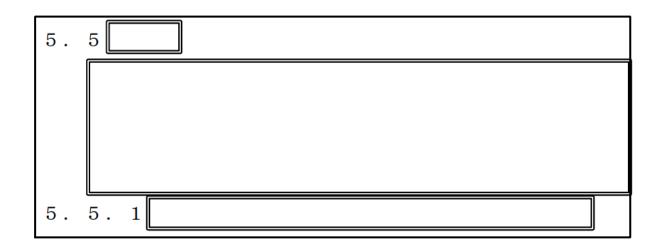
また、「2.2.1 特別な考慮事項にかかる適合性」に て説明した汚染への対策を講じる設計とする。



2.2.4 火災防護上の区域の確定にかかる適合性 MOX燃料加工施設においては、火災防護上の区域の設定 にあたり、火災の拡大制限及び人の保護を目的として建築基 準法で要求される「防火区画」を設定する。

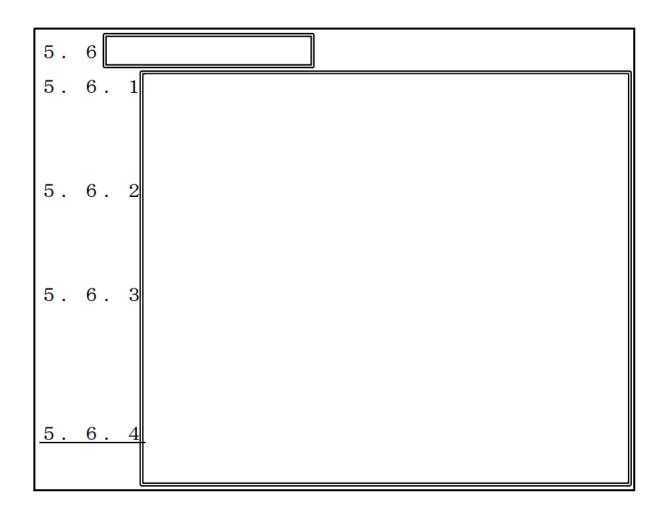
また,火災の拡大制限及び施設の損傷制限を目的として以下の観点で「火災区域」及び「火災区画」を設定する。

- (1) 安全上重要な施設を収納する燃料加工建屋に対して, 耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。
- (2) 火災区画は、原則、建築基準法で定める防火区画又は 小区画単位で設定する。ただし、防火区画又は小区画のう ち火災区域として設定する室の範囲は除いて火災区画とす る。



2. 2. 5 構造にかかる適合性

燃料加工建屋は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造 又は不燃性材料で造られたものとする。



2.2.<u>6</u> 防火障壁の開口部にかかる適合性 防火区画,火災区域及び火災区画の境界については,それ ぞれに必要な耐火障壁を設ける設計とする。

(1) 防火区画に対する開口部

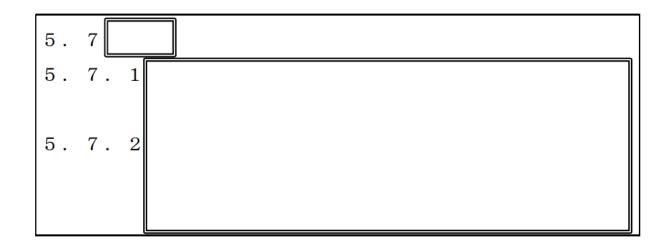
防火区画の壁貫通部については,建築基準法に基づき 要求される耐火時間を満足する防火扉及び防火ダンパを 設置することに加え,耐火シールを施工する設計とす る。

(2) 火災区域の開口部に対する耐火障壁の考え方

燃料加工建屋内のうち、火災の影響軽減対策が必要な機能を有する安全上重要な施設を設置する火災区域の開口部に対しては、火災耐久試験により3時間以上の耐火

については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-23 能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁,貫通部シール,防火扉,延焼防止ダンパ等)により隣接する他の火災区域と分離する。

(3) 火災区画に対する開口部に対する耐火障壁の考え方 火災区画の開口部は,建築基準法等関係法令に基づき 他の火災区画と分離する。



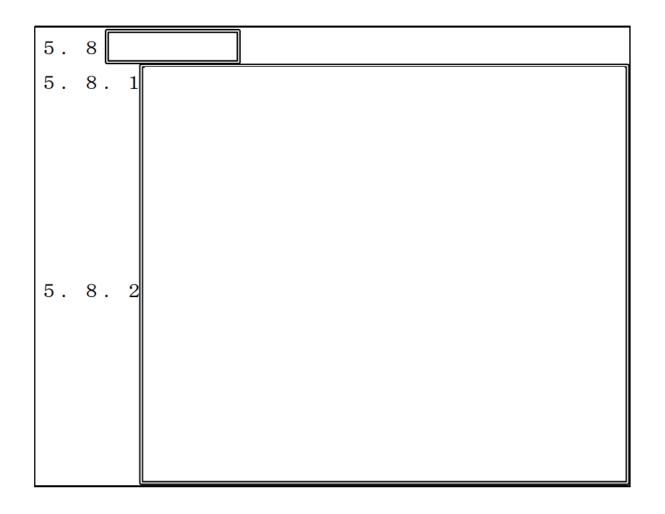
2. 2. 7 遮蔽にかかる適合性

MOX燃料加工施設において、遮蔽に係る主要設備は、建 屋壁遮蔽、グローブボックス遮蔽、遮蔽扉、遮蔽蓋及び補助 遮蔽である。

これらの遮蔽において中性子線及びガンマ線への遮蔽を目 的としてコンクリート,含鉛メタクリル樹脂,ポリエチレ ン,ステンレス鋼又は鋼材を使用する。

このうち,含鉛メタクリル樹脂,ポリエチレンは遮蔽性能,視認性,強度の観点で使用が適しているが,可燃性材料であることを踏まえ,不燃性材料で覆うことで火災の発生を防止する設計とする。

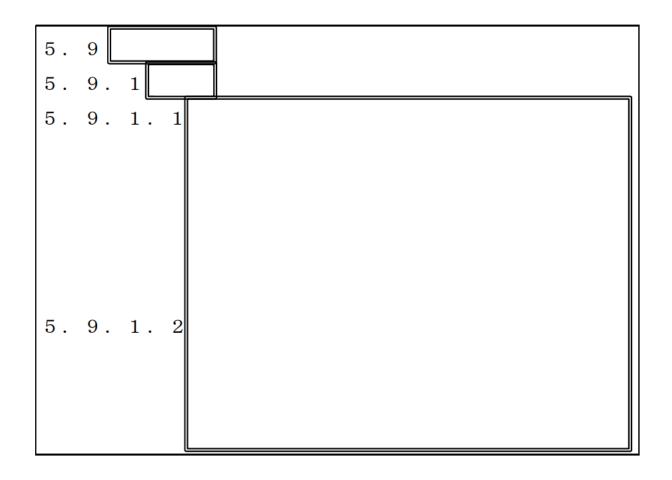
視認性の観点から不燃性材料で覆うことが困難な場合は, UL垂直燃焼試験(UL94 V-0)を確認した材料で覆い,火災が 発生しにくい設計とする。



2. 2. 8 内面仕上げにかかる適合性

建物内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくは試験により不燃性を確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくは試験により防炎性を確認した材料を使用する設計とする。

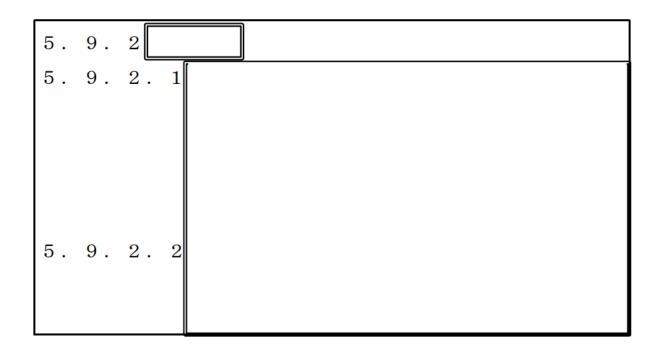
なお、耐放射線性、除染性、耐薬品性等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な不燃性材料の表面に塗布されるようなコーティング材については、当該コーティング材が発火した場合においても、他の構築物、設備・機器において火災を生じさせるおそれが小さいことから、内面仕上げ材料の適用外とする。



2. 2. 9 換気空調 全般にかかる適合性

MOX燃料加工施設の換気・空調設計では、労働安全衛生法、特定化学物質等障害予防規則等の法規に基づくとともに、空気調和・衛生工学会規格(SHASE)に基づき設計を行うこととする。

火災区域に設定する室については、火災区域の境界を構成する耐火壁を貫通する給排気ダクトに、延焼防止ダンパを設置する。工程室のうち火災区域に設定する室については、火災区域の境界を構成する耐火壁を貫通する給気設備の給気ダクト、工程室排気設備の工程室排気ダクト、窒素循環設備の窒素循環ダクト及びグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトに延焼防止ダンパを設置する。

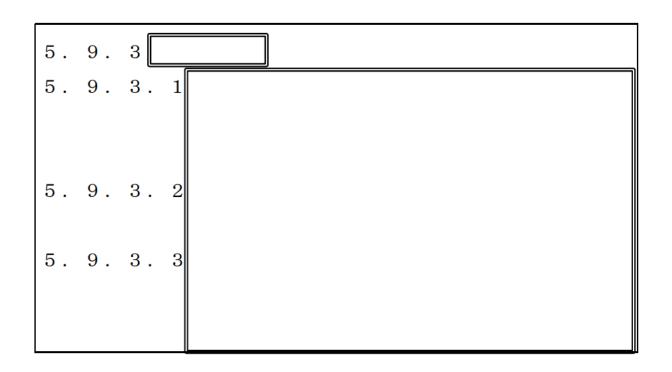


2. 2. 10 換気空調 ダクトにかかる適合性

MOX燃料加工施設の管理区域内の換気を行う換気ダクトは、非管理区域に敷設しない設計とする。

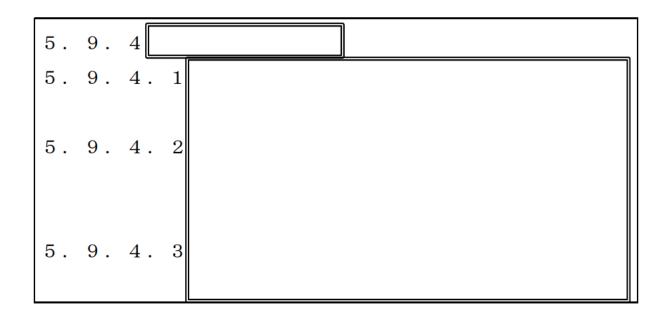
また, MOX燃料加工施設に敷設する換気ダクトは,不燃性材料としてステンレス鋼材又は炭素鋼材を使用する設計とする。

なお, MOX燃料加工施設に設置するダクトにおいて腐食の可能性がある箇所については、腐食の特性を踏まえて腐食が発生しにくい金属材料を使用する設計とする。



2. 2. 11 換気空調 フィルタにかかる適合性

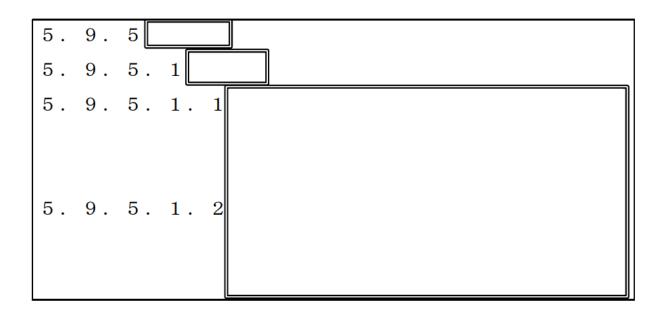
MOX燃料加工施設で非密封のMOXを取り扱うグローブボックスの給気に使用するグローブボックス給気フィルタは、日本産業規格に基づくHEPAフィルタを使用する設計とする。また、主要な構造材に不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。



2. 2. 12 換気空調 HEPAフィルタにかかる適合性

MOX燃料加工施設において、放射性物質放出量の低減に期待するHEPAフィルタは、気体廃棄物の廃棄設備の排気フィルタ及び排気フィルタユニットである。これらのフィルタは、主要な構成材を不燃性材料としており、火災により機能を喪失するおそれはないが、本要求を踏まえ火災影響評価対象設備として選定し、火災ハザード解析を実施する。

フィルタの主要な構造材は不燃性材料とし、火災により機能を喪失するおそれはないことから、HEPAフィルタに対してで感知及び消火の装置は不要である。



2. 2.13 煙制御 指針にかかる適合性

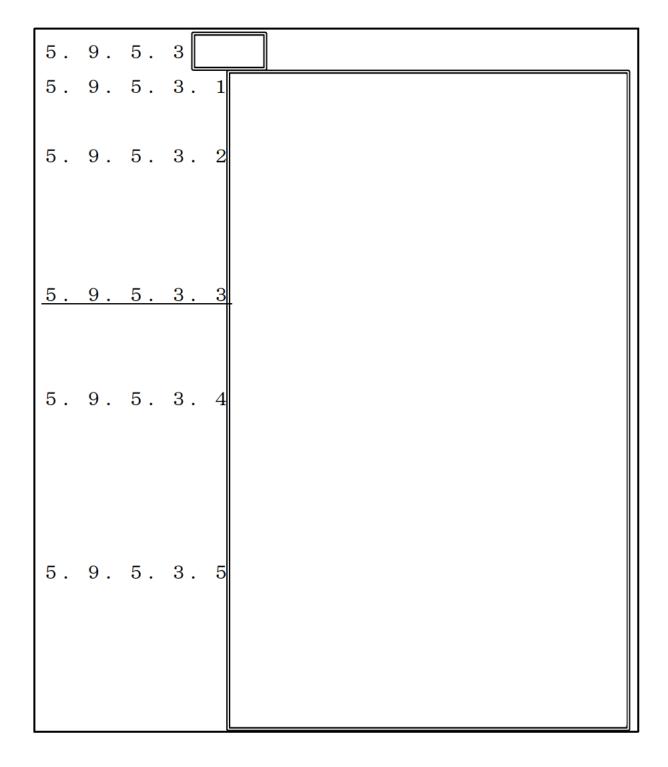
MOX燃料加工施設は換気設備による機械換気により、火災により放出される煙及び腐食性ガスを排気筒から排気する設計とする。

MOX燃料加工施設のうち管理区域の換気は建屋排気設備,工程室排気設備,グローブボックス排気設備,給気設備及び窒素循環設備で構成する換気設備による機械換気を採用しており,高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後,排気筒の排気口から放出する設計とする。

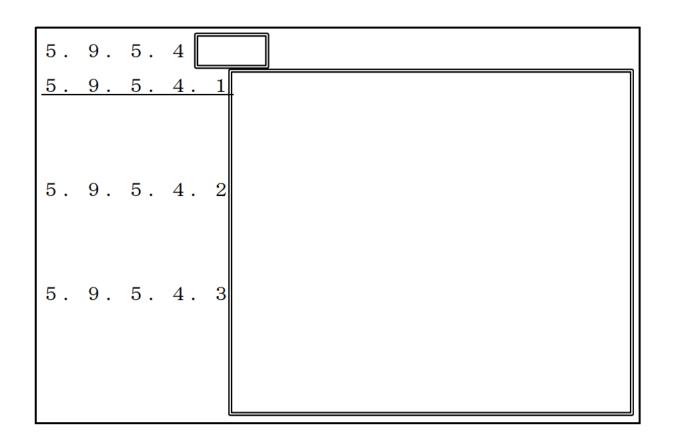
5. 9. 5. 2

2. 2. 14 煙制御システムにかかる適合性

燃料加工建屋は、避難安全検証法により避難安全を確保する設計としているため、建築基準法(消防法施行令第百二十六条の二)及び消防法(建築基準法施行令 第二十八条)で定める排煙設備の設置は必要ではない。



- 2. 2. 15 煙の制御 排煙にかかる適合性
- 2. 2. 1<u>4</u>に示すとおり、燃料加工建屋においては排煙設備の設置は不要である。

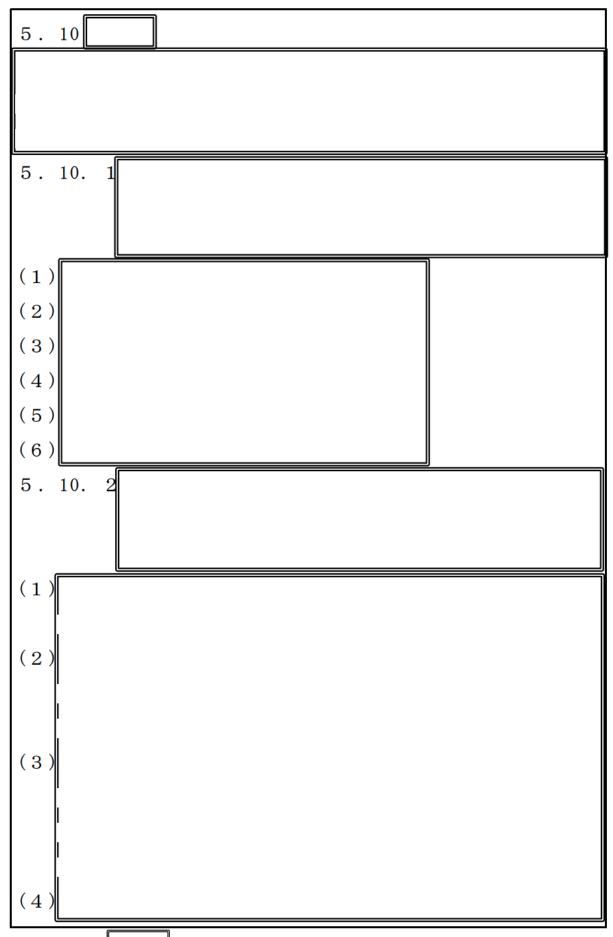


2. 2. 16 外気にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、吸気口より外気を取り入れ(給気口)、換気設備による機械換気により、排気筒から建物内の雰囲気を排気する設計とする。排気筒は地上から約20mの位置から排気する設計とする。

加工施設の階段室は,防火区画として建築基準法に基づく対策を講じる。

気体廃棄物の廃棄設備の送排風機は,当該送排風機の制御 盤及び当該送排風機の電源を供給する電気盤と異なる火災区 域に配置する設計とする。



_____については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-35



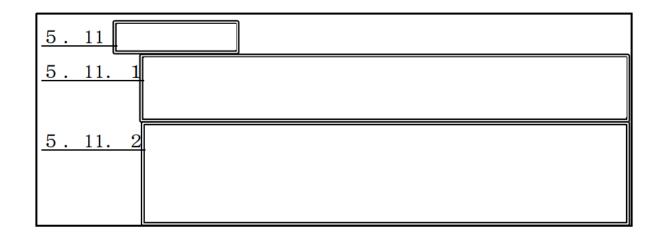
2. 2. 17 排水にかかる適合性

MOX燃料加工施設では、安全上重要な施設のうち、想定される溢水による没水、被水及び蒸気漏えいの影響により、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを溢水防護対象設備とし、溢水から防護する設計とする。この溢水防護対象は、核燃料物質を取り扱う安全上重要な施設のグローブボックスを含むものである。

選定された溢水防護対象設備を設置するすべての区画に対して,溢水防護区画を設定し,溢水防護区画に溢水が流入しない設計とすることで,臨界の発生を防止する。

非密封のMOX粉末を取り扱う安全上重要なグローブボックスを設置する工程室において、火災源となり得る潤滑油を内包する機器にはオイルパンを設け潤滑油の流出範囲を限定する設計とすることから、火災の拡大防止が可能である。

MOX燃料加工施設のガス消火を行う<u>室に設置する床ドレ</u>ンは、シールを施す設計とする。



2. 2. 18 非常用照明にかかる適合性

MOX燃料加工施設では、建築基準法及び消防法に準拠 し、人の立ち入る区域から出口までの通路、階段及び踊り場 を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に 表示することにより容易に識別できる設計とする。

避難用の照明として,誘導灯及び非常用照明を設ける設計とする。誘導灯及び非常用照明は,外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

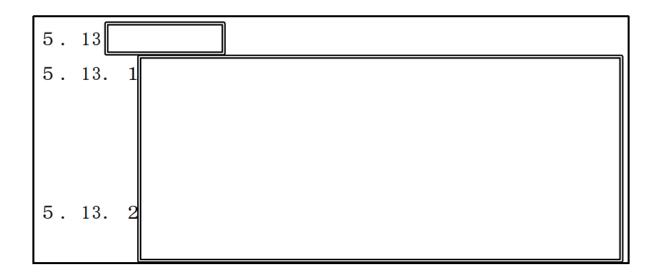
中央監視室には、運転保安灯を設ける設計とする。運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように非常用母線から受電できる設計とする。 MOX燃料加工施設の安全上重要な施設を防護するためのグローブボックス消火装置、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は、自動で起動する装置であるが、万一起動しなかった場合の措置として、これらの消火装置の手動起動を行う場所及び当該場所までの経路には、現場への移動時間(5~10分程度)に消火継続時間(20分)を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を有する照明器具を設置する設計とする。

<u>については商業機密の観点で公開できません。</u>

5. 12	

2. 2. 19 避雷設備にかかる適合性

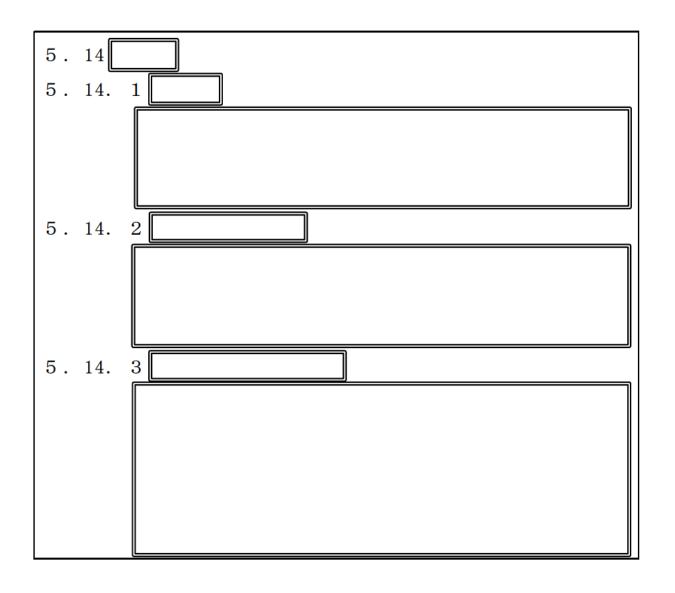
MOX燃料加工施設では、落雷に対して、建築基準法及び 消防法に基づき、日本<u>産業</u>規格に準拠した避雷設備を設置す る設計とする。



2. 2. 20 電気設備にかかる適合性

建物内に設置する変圧器は,可燃性物質である絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。

電気を供給する設備は、<u>電気設備技術基準に基づき設計</u> し、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知するととも に、速やかに、かつ、自動的に過電流遮断器等により故障箇 所を隔離することにより、故障の影響を局所化し、他の安全 機能への影響を限定できる設計とする。



2. 2. 21 貯蔵にかかる適合性

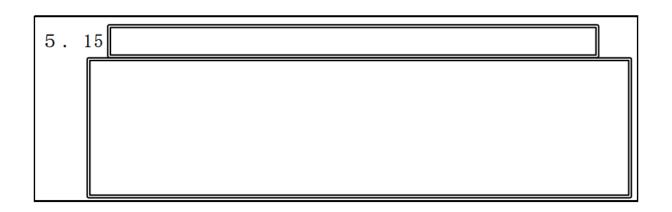
MOX燃料加工施設では、除染作業用のアルコール、ウエス等の可燃性物質を管理区域外に保管する。これらの物品を持ち込む場合は、必要最小限とする。ただし、設備の運転のためにグローブボックス内に可燃性物質を保管する必要がある場合は、金属製の容器等に収納する。

加工施設における放射性物質の貯蔵を行う設備は、貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末一時保管設備、粉末一時保管設備、ペレットー時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、燃料集合体貯蔵設備及

については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-40 びウラン貯蔵設備がある。これらのうち,主要な構造材が不燃性材料であり,設備が有する安全機能が喪失しないことから,火災による影響軽減を期待する必要がない貯蔵容器一時保管設備,燃料棒貯蔵設備,燃料集合体貯蔵設備及びウラン貯蔵設備を除く設備を設置する火災区域は,火災区域の隣室において可燃物があり火災の伝播のおそれがある場合には,3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火シール,防火扉,防火シャッタ及び延焼防止ダンパを含む)によって隣室と分離する。

また,プルトニウムを含んだ可能性のある固体廃棄物及び 油類廃棄物を保管する火災区画は,建築基準法等関係法令に 基づき他の火災区画と分離し,火災区画境界に対して建築基 準法で要求される耐火性能を有する設計とする。

さらに、耐火性能の妥当性を確認するために、プルトニウムを含んだ可能性のある固体廃棄物及び油類廃棄物が隣接する火災区域又は火災区画に対して火災により相互影響がないことを火災ハザード解析により確認する。



2. 2. <u>22</u> プラント制御室, コンピュータ室及び遠隔通信 室にかかる適合性

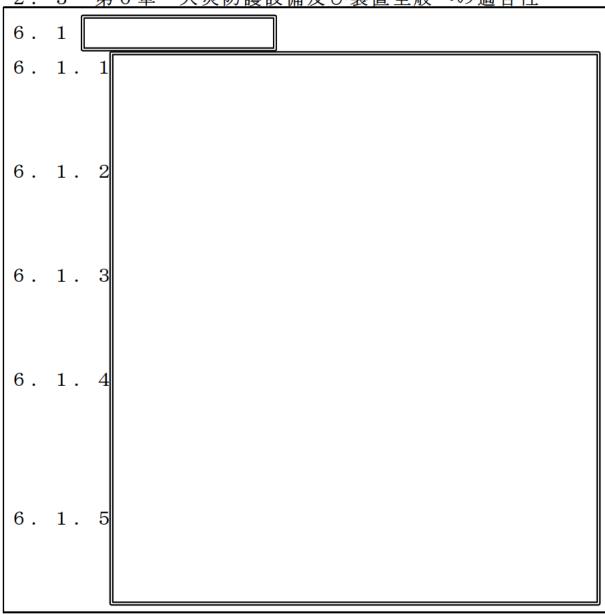
MOX燃料加工施設では、設備の制御等を行う制御室及び中央監視室に対して、建築基準法及び消防法並びにその関連法令に準拠する設計とする。

5. 16	

2. 2. 23 人命の安全にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、火災からの人命の保護を目的として、建築基準法及び消防法に準拠した設計とする。

2. 3 第6章 火災防護設備及び装置全般への適合性



2. 3. 1 共通的な考慮事項にかかる適合性

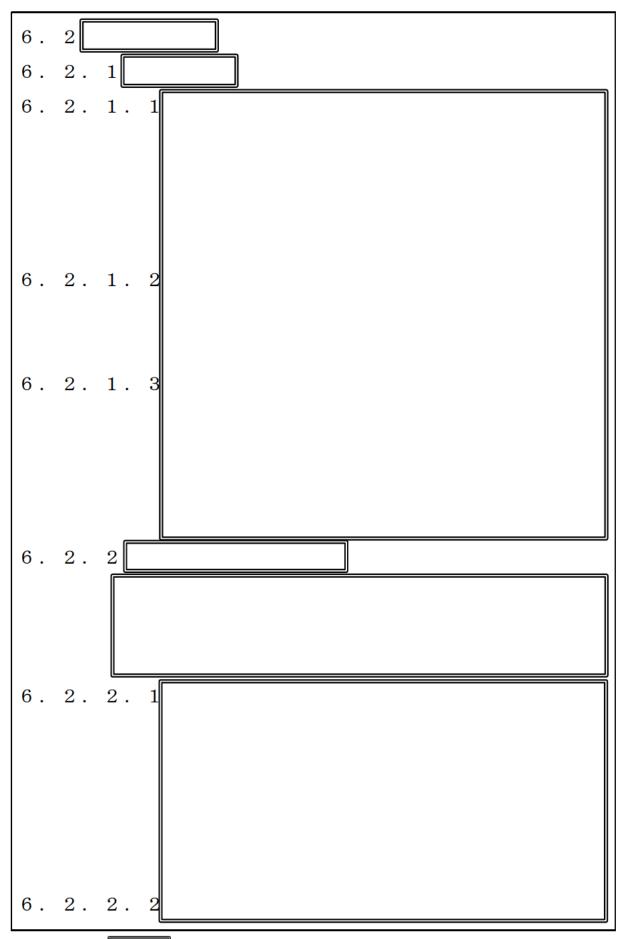
MOX燃料加工施設は消防法施行令第十二条に要求される スプリンクラー設備の設置が不要な施設である。

また,加工施設は,火災区域に設定する室に対して,防火の観点より,火災発生時の隣接区域への延焼を防止するために3時間耐火壁による隔離を行う設計とする。

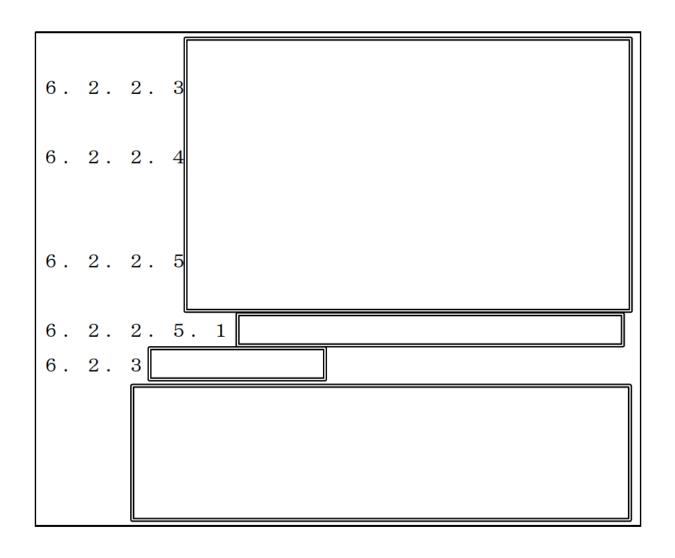
MOX燃料加工施設は、通常時に予想される機械又は器具については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-44 の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作 を想定した場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそ れがない設計とする。

また,設計上定める条件より厳しい条件の下においても臨 界が発生することがない設計とする。

MOX燃料加工施設には、火災発生時に施設の安全性に影響を与える可能性が大きい範囲として、火災区域に設定する室及びグローブボックス内並びに消防法に基づきガス消火を行う室の消火を行うために、固定式の消火装置を設置する。



[については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-46



2. 3. 2 消火水供給にかかる適合性

MOX燃料加工施設で使用する消火水は,再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する設計とする。再処理施設の消火用水供給設備については,加工施設へ消火水を供給した場合においても,必要な容量を確保し,故障その他の異常が発生した場合でも,弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し,故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することから,共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

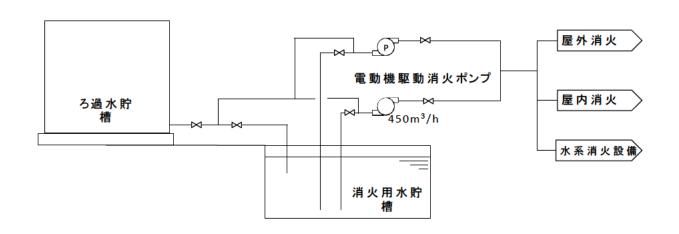
消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は,消防法に準拠す る設計とし,第1図に示すとおり,十分な容量を有するろ過水

[|] については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-47

貯槽及び消火用水貯槽を設置し,双方からの消火水の供給を可能とすることで,多重性を有する設計とする。

また,消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え,同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで,多様性を有する設計とする。

水源の容量においては,再処理施設は危険物取扱所に該当する施設であることを考慮したものとし,その根拠は「(1)消火用水の最大放水量の確保」に示す。



第1図 消火水源及び消火水供給ポンプ (概念図)

(1) 消火用水の最大放水量の確保

消火剤に水を使用する消火設備(屋内消火栓,屋外消火 栓)の必要水量を考慮し、水源は最大放水量で2時間の連続 放水が可能な量を確保できる設計とする。

また,消火ポンプについても,必要放水量を供給できる設計 とする。

① 水源

消火活動に必要となる水量(426m³)として,消防法施行令 及び危険物の規制に関する規則に基づく放水量を満足する水源 を多様化する設計とする。

上記に対する設計として、消火用水貯槽900m³、ろ過水貯槽2400m³であり、必要水量を満足している。

② 消火ポンプ

消火用水供給系の消火ポンプは,上記水量を送水可能な能力として,定格流量450m³/hの電動機駆動ポンプ,ディーゼル駆動ポンプを1台ずつ設置する設計とする。

③ 圧力調整用消火ポンプ

消火配管内を加圧状態に保持するため,圧力調整用消火ポンプを2系統設ける設計とする。

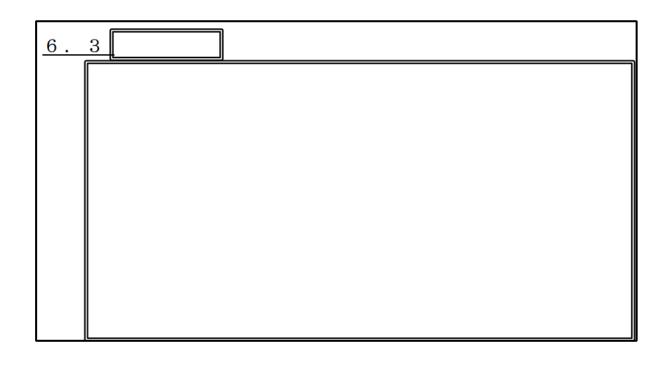
第2表 消火水供給設備の仕様

	圧力調整用消 火ポンプ	電動機駆動消 火ポンプ	ディーゼル駆 動消火ポンプ
台数 2		1	1
容量	約 6 m ³ /h (1 台当たり)	約450m ³ /h	約450m ³ /h

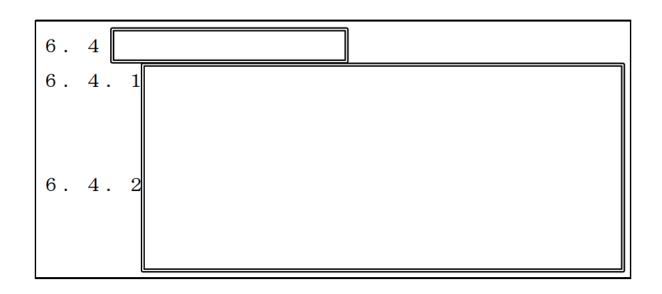
	消火用水貯槽
基数	1
	約900
容量	m ³

③ 防火水槽

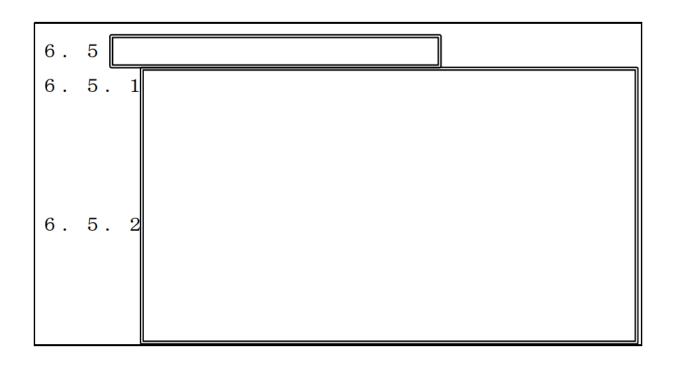
防火水槽は,建物及びその周辺部の火災に対する消火活動に 対処できるように<u>MOX燃料</u>加工施設の敷地に配置する設計 とする。



2.3.3 火災防護に必要な設備の制御弁にかかる適合性 MOX燃料加工施設は、設備に期待される安全機能の健全 性及び能力を維持し確認するため、安全機能の重要度に応 じ、MOX燃料加工施設の運転中又は停止中に、消防法に基 づいた検査及び試験として行うものを含む点検ができ、安全 機能を健全に維持するための適切な検査及び試験、補修(部 品交換等の措置を含む。)、取替え及び改造ができる設計と する。また、MOX燃料加工施設の設備の安全機能を健全に 維持するため、保全(設備の補修、取替え及び改造並びにそ れらのための計画、点検及び状態監視)に関する手順を定め る。

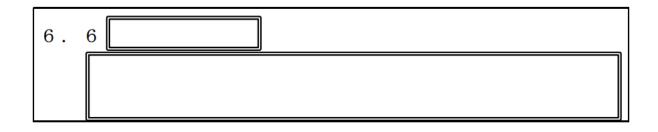


2. 3. <u>4</u> 防火用水母管と消火栓にかかる適合性 消火設備は消防法に準拠する設計とする。



2.3.<u>5</u> スタンドパイプ及び消火ホースにかかる適合性 MOX燃料加工施設において、火災防護上必要となるスタンドパイプを有する設備は無い。

MOX燃料加工施設の消火を行う設備に使用するホースは、消防法を満足するものを使用する。

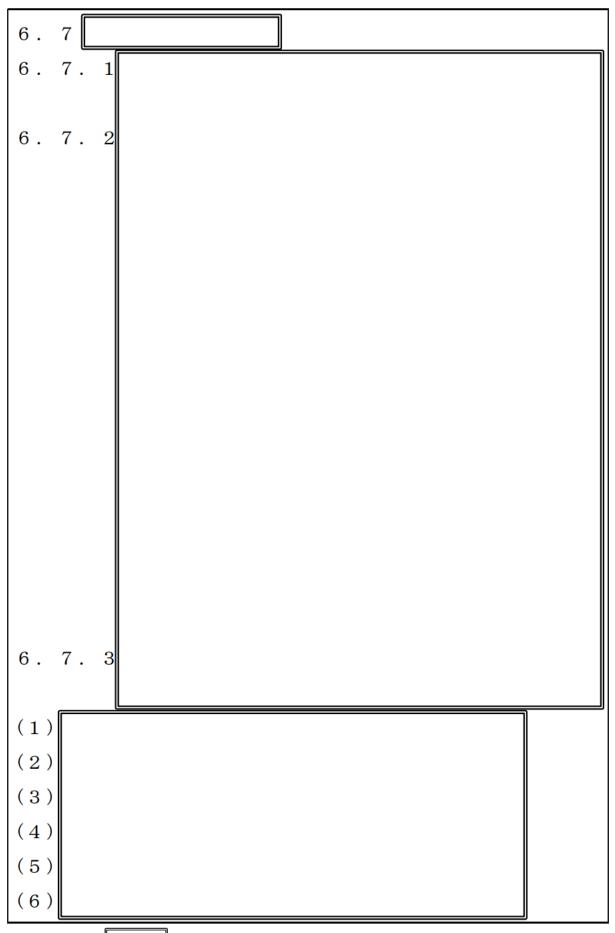


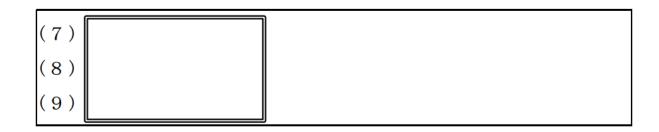
2. 3. 6 可搬式消火器にかかる適合性

MOX燃料加工施設内には、火災を消火できるよう管理区域内の貯蔵施設を設置する室のうち、貯蔵容器一時保管室、粉末一時保管室、ペレットー時保管室、ペレット・スクラップ貯蔵室、点検第1室、点検第2室、点検第3室、点検第4室、ウラン貯蔵室、燃料集合体貯蔵室、燃料棒貯蔵室及び南第1ダクト室を除き消火器を設置する。

具体的には、消火器を以下の要件を満足するよう設置する。

- (1) MOX燃料加工施設では,消防法に基づき粉末消火器 を配置する。(施設内のどの位置からでも歩行距離20 m以内の範囲に消火器を設置)
- (2) 消火活動の際に通過する工程室前室入り口付近の廊下 に2個以上配置する。
- (3) MOX燃料加工施設では、消火活動の際に通過する階 段室出口付近の廊下に消火器を2個以上配置する。
- (4) MOX燃料加工施設では、運転員が運転及び監視のために使用する居室に消火器を2個以上配置する。





2. 3. 7 消火設備及び装置にかかる適合性

MOX燃料加工施設における,各範囲の消火手段及び消火剤の種類は以下のとおりとする。また,消火剤の選定にあたっては,消防法に従うとともに,消火による臨界の発生防止を考慮する。

MOX粉末を直接収納するグローブボックス等の設備・機器を設置する室に設置する消火設備及び火災防護設備又は安全上重要な施設を設置する室に設置する消火設備及び火災防護設備は、粉末若しくは不活性ガスで消火を行う装置を選定又は消火水の影響を考慮した設計とする。また、各消火装置は、単一事象として設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合においても、安全上重要な施設の安全機能に影響を与えない設計とする。

(1) グローブボックス内 グローブボックス局所消火装置(代替ハロン) グローブボックス消火装置(窒素消火ガス) 消火器(炭酸水素ナトリウム)

(2) グローブボックス外 (火災区域に設定する室のうち 工程室)

工程室局所消火装置 (代替ハロン又は炭酸カリウム及び炭酸水素カリウムを主成分としたエアロゾル)

窒素消火装置 (窒素消火ガス)

ここについては商業機密の観点で公開できません。 補1-1-56 消火器 (粉末)

(3) グローブボックス外 (火災区域に設定する室のうち 工程室をのぞく範囲)

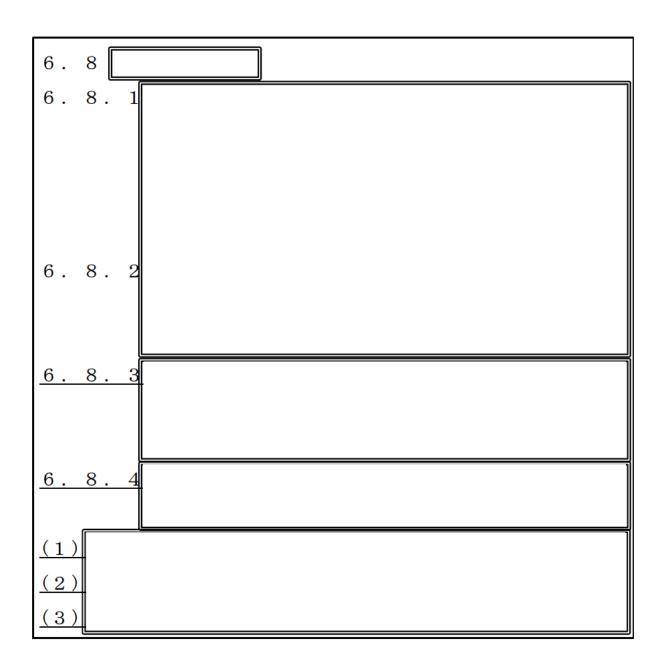
窒素消火装置(窒素消火ガス)又は二酸化炭素消火装置(二酸化炭素消火ガス)

消火器 (粉末)

(4) グローブボックス外 (火災区画)

消火器 (粉末)

屋内消火栓(水)



2. 3. 8 火災警報設備にかかる適合性

本項では、MOX燃料加工施設のうち、グローブボックス 外の火災に対する感知にかかる設計方針を説明する。

なお,グローブボックス内の火災に対する感知にかかる説明方針は,「2.4 第7章 原子力施設特有の災害への適合性」の「2.4.4ホットセル,ケーブ及びグローブボックスにかかる適合性」において設計方針を説明する。

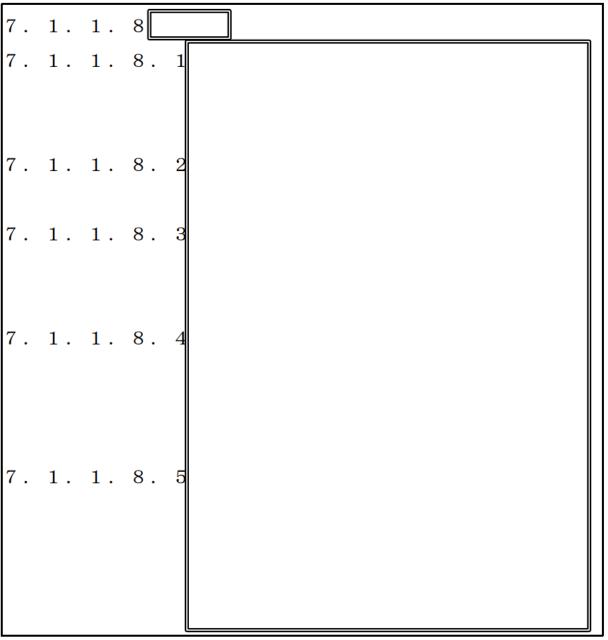
自動火災報知設備については、消防法に基づき設計する。

については商業機密の観点で公開できません。 補1-1-58 さらに、火災区域に設定する室、燃料棒を貯蔵する設備を設置する室を含む火災区画、並びにプルトニウムを含んだ可能性のある放射性廃棄物として固体廃棄物及び油類廃棄物を保管する室を含む火災区画には消防法に基づき設置する火災感知器と異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する。ただし、通常時に運転員が立入れないことに加えて、室内に可燃物が無いことから火災の発生を想定し得ない室は除く。

MOX燃料加工施設は、自動火災報知設備の火災感知器に より火災の発生を検知した場合、通信連絡設備を使用して消 防署並びに燃料加工建屋内の従業員及び自衛消防隊に火災の 発生を報知する設計とする。

2. 4 第7章 原子力施設特有の災害への適合性

7.	1		
7.	1.	1	
7.	1.	1. 1	
7.	1.	1. 2	
7.	1.	1. 3	
7.	1.	1. 4	
7.	1.	1. 5	
7.	1.	1. 7	



2. 4. 1 溶媒にかかる適合性

MOX燃料加工施設で取り扱う液体の発火性又は引火性物質として,消防法に定められる危険物に対して,消防法に基づく管理,貯蔵を行う設計とする。

また、消防法で定める指定数量未満の少量危険物に対しては、取扱量に応じた火災防護対策を講じる設計とする。

さらに、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、Nox、プロパン及び酸素の については商業機密の観点で公開できません。

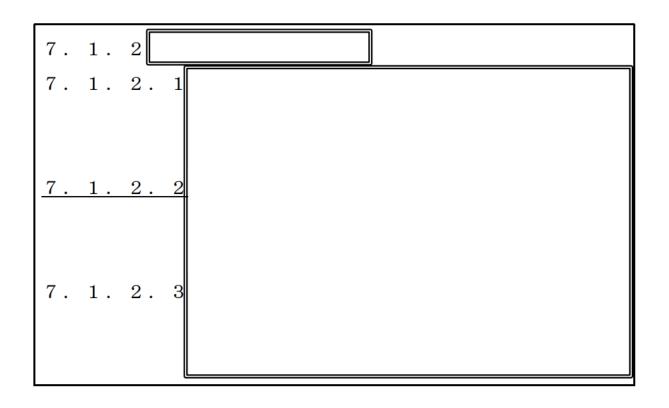
うち、MOX燃料加工施設で取り扱う水素を対象として、高 圧ガス保安法に基づく管理、貯蔵を行う設計とする。

加工施設において、可燃性気体が滞留する可能性がある非常用蓄電池A室、非常用蓄電池B室及び非常用蓄電池E室の上部並びに燃料加工建屋内の水素・アルゴン混合ガスを使用する室及び水素・アルゴン混合ガスを供給する配管を設置する経路には、水素ガスの漏えい検知器を設置する。

本検知器は、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1 以下の濃度で警報を発する設計とする。

MOX燃料加工施設で使用する駆動装置用の油圧作動油は、封入する設計とする。

なお, MOX燃料加工施設では,溶媒抽出装置,回収装置及び蒸発機に相当する機能を有する機器は設置しない。



2. 4. 2 特殊プロセスと機器にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、施設特有の特殊なプロセスとして、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガスにより焼き固める焼結工程を有する。したがって、爆発の要素である水素ガス、空気(酸素)、熱源が揃わないよう以下の対策を講じる設計とする。

焼結を行うことが出来る焼結炉等では、炉殻の健全性が確保される温度に余裕を考慮した熱的制限値を設定する。 設定した熱的制限値を使用温度が超えないよう、炉内の温度制御を行う設計とするとともに、炉内の温度が熱的制限値を超えるおそれのある場合には、ヒータ電源を自動で遮断す

焼結炉等は,グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とするとともに,工程室に対して負圧を維持する設計とすることから,工程室から炉内への空気(酸素)の流入を

る。

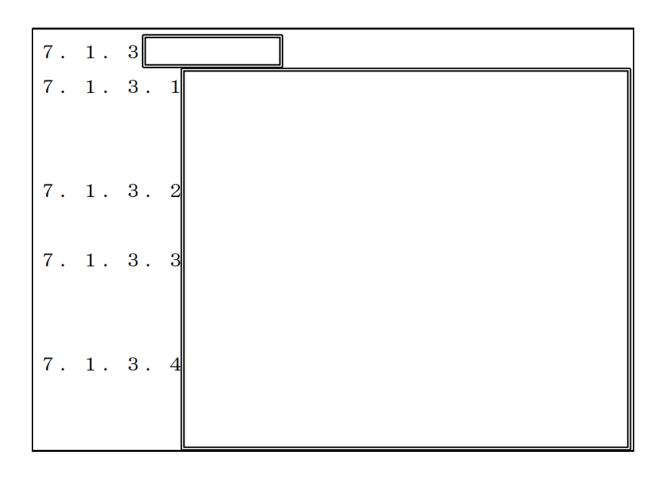
L____については商業機密の観点で公開できません。

防止する設計とする。

また、爆発発生時の圧力は、水素と空気(酸素)の混合比に依存することを踏まえ、爆発の中でも衝撃波を発生させる爆ごうの発生を防止するために、水素・アルゴン混合ガスは、あらかじめ 9 vo1%以下に水素濃度を希釈した状態で燃料加工建屋に受け入れる設計とする。

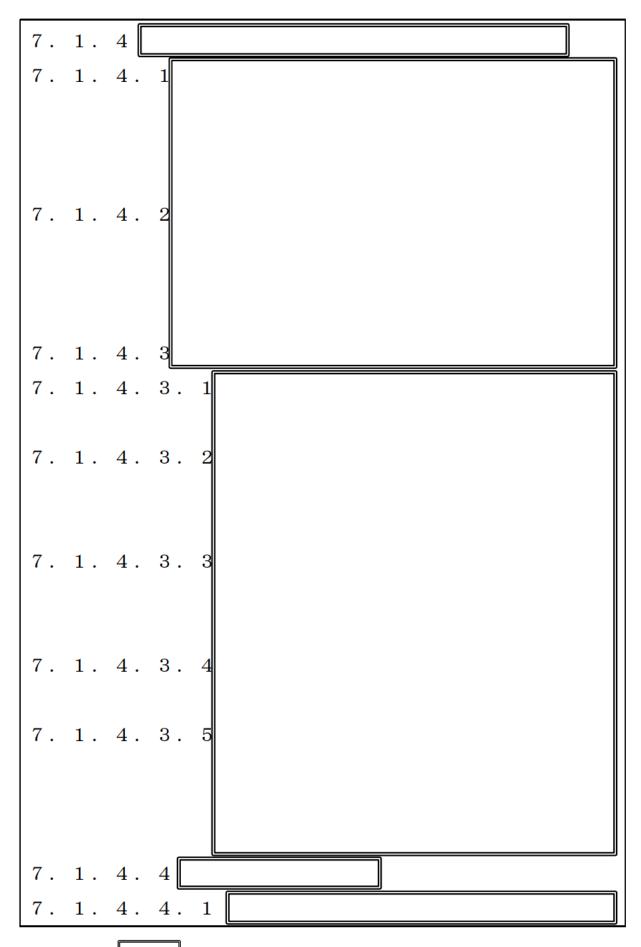
万一, 焼結炉等の炉内で爆発が発生した場合に備え, 爆発発生時の圧力異常を検知できる設計とするとともに, 圧力異常の検知に連動して, 焼結炉等を設置する工程室の壁を貫通する換気設備のダクトに設置する延焼防止ダンパを閉止し, 送排風機を手動停止することで, 燃料加工建屋外への放出を防止する。

なお、MOX燃料加工施設は、レーザー加工を行う施設及 び焼却炉に相当する施設はない。



2. 4. 3 特別な物質にかかる適合性

MOX燃料加工施設では、施設内で取り扱う消防法で定める危険物又は少量危険物(酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質、禁水性物質及び酸化性液体)を取り扱う設備に対して、消防法に基づく設計又は取扱量に応じた防護対策を講じる設計とする。



| については商業機密の観点で公開できません。 | 補1-1-66

7. 1. 4. 4. 3
7. 1. 4. 4. 4
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
7. 1. 4. 4. 7
7. 1. 4. 4. 8
7. 1. 4. 4. 9
7. 1. 4. 4. 3

2. 4. 4 ホットセル,ケーブ及びグローブボックスにかかる適合性

MOX燃料加工施設のグローブボックスは、以下の火災防護設計を講ずる設計とする。なお、MOX燃料加工施設では、ホットセル及びケーブに相当する施設はない。<u>また、グローブボックスには、</u>扉に相当する機器はない。

(1) 発生防止対策

核燃料物質を取り扱うグローブボックスは、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。また、閉じ込め部材であるグローブボックスのパネルには難燃性材料を使用する設計とする。

MOX燃料加工施設は、NFPA801における「5.7 遮蔽」の項で説明したとおり、可燃性材料の遮蔽体を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

MOX燃料加工施設のグローブボックス内に持ち込む可燃性物質は、必要最小限とする。ただし、設備の運転のためにグローブボックス内に可燃性物質を保管する必要がある場合は、金属性の容器等に収納する。

(2) 火災感知

グローブボックス内で発生した火災を早期に感知できるよう,施設の安全機能の重要度に応じて,グローブボックス温度監視装置又はグローブボックス負圧・温度監視設備を選択し,設置する。

具体的には, MOX燃料加工施設は, 安全上重要な施設を

除く安全機能を有する施設のグローブボックス内の火災感知を行うために、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける設計とする。

また、MOX燃料加工施設は、安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知を行うために、火災防護設備としてグローブボックス温度監視装置を設置する。

(3) 消火

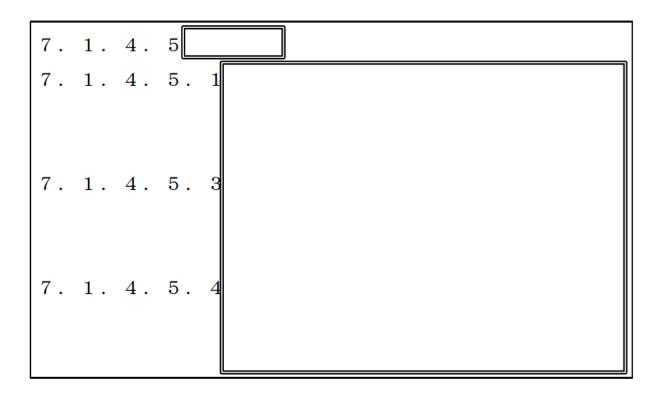
MOX燃料加工施設は、安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設のグローブボックス内の自動消火を行うために、消火設備のグローブボックス消火装置を設置する。

また、MOX燃料加工施設は、安全上重要な施設のグローブボックス内の自動消火を行うために、火災防護設備のグローブボックス消火装置を設置する。

さらに、MOX燃料加工施設は、安全上重要な施設のグローブボックスのうち、火災源となりうる潤滑油を内包する機器で発生が想定される火災の自動消火を行うために、火災防護設備のグローブボックス局所消火装置を設置する。

(4) 影響軽減(延焼防止)

MOX燃料加工施設は、火災区域境界を構成する耐火壁を 貫通するグローブボックスに対して、火災の拡大防止対策と して防火シャッタを設置する。



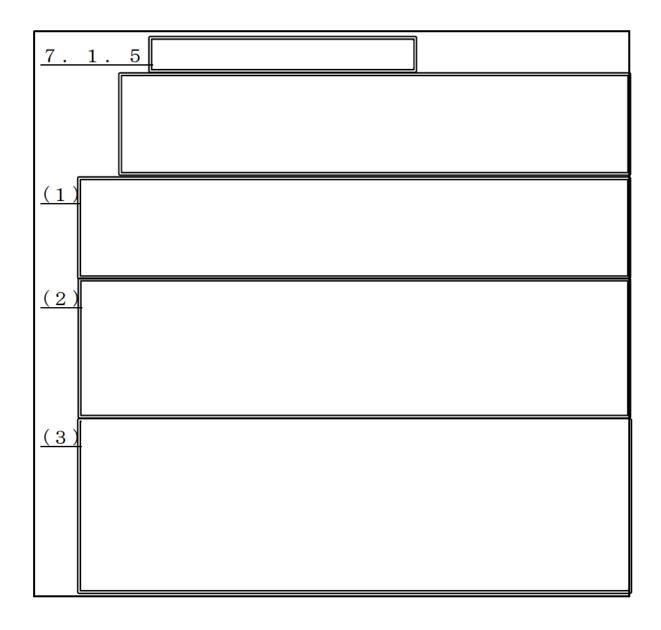
2. 4. 5 フードにかかる適合性

MOX燃料加工施設で取り扱う安全機能を有する施設フードは以下のとおりである。

- ・分析装置 フード
- ・放射能測定設備 フード
- ・放射線管理分析設備 フード

これらのフードは、消防法及び労働安全衛生法等の法規に 基づく設計とするとともに、主要な構造材は不燃性材料とす る設計とする。

また,フード内で使用する可燃性物質は,必要最小限とするとともに,汚染された廃棄物はフード内に保管しない。



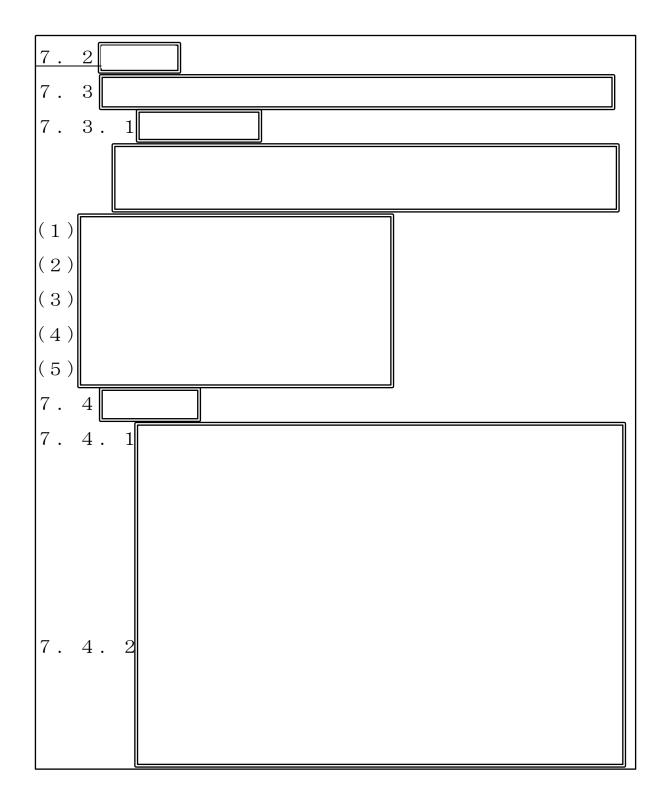
2.4.6 建設,取り壊し及び修繕に対する適合性 MOX燃料加工施設は,修繕にかかる作業として,以下の 内容について火災防護計画に定める。

火災防護に必要な設備に対して、機能を維持するため、適 切な保守管理、点検及び補修を実施するための手順をあらか じめ整備する。

また、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことが

<u>については商業機密の観点で公開できません。</u>

ないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施 する。



2. 4. 7 その他特殊な施設にかかる適合性

MOX燃料加工施設は、燃料製造施設として、火災発生時における特殊な災害である設計基準事故事象に対して以下の対策を講ずる設計とする。

[] については商業機密の観点で公開できません。

火災区域に設定する室に対して,固定式の火災防護設備を 設置し,火災が発生した場合においても,火災の早期感知, 消火並びに影響軽減対策を講じることで,設計基準事故の発 生を防止する。

MOX燃料加工施設において,実験室に相当する箇所として,分析設備を設置する室を想定する。当該室は,建築基準法及び消防法に基づき設計する。

補足説明資料1-1-1 (5条)

補足説明資料 1 - 1 - 1 (5条) 添付資料 1 再処理施設の火災防護設計を踏まえた MOX燃料加工施設における追加防護対策について

1. 概要

MOX燃料加工施設は、再処理施設の火災防護設計の うち、安全性向上のためにMOX燃料加工施設に有効な 火災防護設計を考慮した設計とする。

2. MOX燃料加工施設における設計対応

MOX燃料加工施設における設計対応について,第1表に示す。

第1表 再処理施設の火災防護設計を踏まえたMOX燃料加工施設における追加防護対策

	が14 17 位在地位の人类的设置目で描まれたMOA 然行加工地位における追加的设置来						
	対策項目	再処理施設の設計方針	MOX燃料加工施設の	, ,			
	71 76 76		設計方針	設計対応			
	系統分離	安全上重要な施設のうちその重	MOX燃料加工施設に	設計基準事故時の閉じ込			
	対策	要度と特徴を考慮し最も重要な設	おいて、「プルトニウム	め機能維持における機能を			
		備となる「プルトニウムを含む溶	を含む粉末の閉じ込め機	期待するグローブボックス			
		液又は粉末及び高レベル放射性液	能を有する気体廃棄物の	排風機とその機能維持に必			
		体廃棄物の閉じ込め機能(排気機	廃棄設備の排風機」と	要となる範囲の非常用所内			
		能, PS) を有する気体廃棄物の排	「その機能の維持に必要	電源系統について,再処理			
		気設備の排風機」,「崩壊熱除去	な支援機能である非常用	施設と同様にa.~c.の			
		機能のうち安全冷却水系のうち重	所内電源系統」と同等の	系統分離対策を講じる設計			
		要度の高いもの, ウラン・プルト	安全機能を有する施設に	とする。			
		ニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設	対し,系統分離対策を行				
		備貯蔵室からの排気系」, 「安全	う。				
		圧縮空気系」, 「上記機能の維持					
		に必要な支援機能である非常用所					
		内電源系統」に対しては,以下					
		a. ~ c. のとおりより厳格な系					
		統分離対策を講じる設計とする。					
		a. 互いに相違する系列間が3時					
		間以上の耐火能力を有する隔壁					
		等で分離されていること。					
		b. 互いに相違する系列間の水平					
		距離が6m以上あり, かつ, 火					
L							

第1表 再処理施設の火災防護設計を踏まえたMOX燃料加工施設における追加防護対策

対策項目	再処理施設の設計方針	MOX燃料加工施設の 設計方針	MOX燃料加工施設の 設計対応
	災感知設備及び自動消火設備が		
	当該火災区域又は火災区画に設		
	置されていること。この場合,		
	水平距離間には仮置きするもの		
	を含め可燃性物質が存在しない		
	こと。		
	c. 互いに相違する系列間が1時		
	間の耐火能力を有する隔壁等で		
	分離されており、かつ、火災感		
	知設備及び自動消火設備が当該		
	火災区画に設置されているこ		
	<u>ک</u> 。		
中央監視	中央制御室及び使用済燃料の受	再処理施設の中央制御	左記の設計方針に基づ
室への防	入れ施設及び貯蔵施設の制御室と	室に該当する中央監視室	き、隣室からの火災影響を
火ダンパ	他の火災区域の換気設備の貫通部	は、再処理施設の設計方	受けないよう,中央監視室
の追加	には, 防火ダンパを設置する設計	針と同様に,防火を目的	の給排気ダクトに延焼防止
	とする。	としたダンパを設置す	ダンパを設置する設計とす
		る。	る。

第1表 再処理施設の火災防護設計を踏まえたMOX燃料加工施設における追加防護対策

が13 17と生態がバ外的機能性と超まれたMOA M T 加工地談についると加例設力が					
対策項目	再処理施設の設計方針	MOX燃料加工施設の	MOX燃料加工施設の		
	117011100000000000000000000000000000000	設計方針	設計対応		
蓄電池室	蓄電池室上部に水素漏えい検知	MOX燃料加工施設の	蓄電池室に水素ガス検知		
への水素	器を設置し、水素の燃焼限界濃度	蓄電池室において,再処	器を追加設置し、中央監視		
ガス検知	である 4 vo1%の1/4以下で中央	理施設の設計方針と同様	室に警報を発する機能を設		
器の追加	制御室又は使用済燃料の受入れ施	に、蓄電池室に水素ガス	ける設計とする。		
	設及び貯蔵施設の制御室に警報を	検知器を設置する。			
	発する設計とする。				
中央監視	各消火設備の故障警報は、使用	消火装置の健全性を高	グローブボックス局所消		
室への消	済み燃料受入れ施設の制御室又は	めるために,再処理施設	火装置については,起動信		
火装置故	中央制御室に吹鳴させる設計とす	の設計方針と同様に、故	号(圧力信号)を検出でき		
障警報の	る。	障警報を中央監視室へ吹	る機構を設け、起動信号を		
吹鳴		鳴する。	中央監視室に表示すること		
			で現場確認を行い、誤作動		
			による故障を判断する運用		
			とする。		
消火装置	消火設備を設置した場所への移	再処理施設と同様に,	中央監視室から消火装置		
操作時の	動及び操作を行うため、蓄電池を	消火装置までの移動も考	の操作場所への移動経路及		
蓄電池付	内蔵する照明器具を設置する設計	慮した蓄電池容量の照明	び操作に必要となる時間以		
き照明の	とする。	を設置する設計とする。	上の蓄電池容量を有する照		
設置			明を設置する設計とする。		

第1表 再処理施設の火災防護設計を踏まえたMOX燃料加工施設における追加防護対策

対策項目	再処理施設の設計方針	MOX燃料加工施設の	MOX燃料加工施設の
77 水 克 口	一	設計方針	設計対応
火災の早	火災の感知及び消火について	MOX燃料加工施設	安全上重要な施設を設置
期感知	は、安重機能を有する機器等及び	は、安全上重要な施設を	する箇所に火災感知設備及
	放射性物質貯蔵等の機能を有する	火災から防護するため,	び消火設備を設置する設計
	機器等に対して、早期の火災感知	早期の火災感知及び消火	とする。
	及び消火を行うための火災感知設	を行うための火災感知設	
	備及び消火設備を設置する設計と	備及び消火設備を設置す	安全上重要な施設を設置
	する。	る。	する室の火災感知器は,環
	火災感知器は,環境条件や火災		境条件や火災の性質を考慮
	の性質を考慮して型式を選定し,		して型式を選定し, 固有の
	固有の信号を発する異なる種類を		信号を発する異なる種類の
	組み合わせて設置する設計とす		感知器を組み合わせて設置
	る。火災感知設備は、外部電源喪		する設計とする。火災感知
	失時においても火災の感知が可能		設備において、設計基準事
	なように電源確保を行い、中央制		故時に機能を期待するもの
	御室及び中央安全監視室並びに使		は、外部電源喪失時におい
	用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施		ても火災の早期感知が可能
	設の制御室で常時監視できる設計		なように電源確保を行い,
	とする。		中央監視室で常時監視でき
			る設計とする。